

第2次 川口市 緑の基本計画

2019 年度～2033 年度



2019 年 4 月
川口市

はじめに



川口市は、都市化の進展に伴い、賑わいのあるまちが形成される一方で、荒川、芝川及び、見沼代用水などの潤いのある水辺空間や、安行台地の斜面林や植木畑などの貴重な緑地空間を有し、都市機能と自然環境が共生するまちが形成されています。

これら都市部の貴重な緑を活かしたまちづくりを推進するため、平成8年度に「川口市緑の基本計画」、その後、平成20年度に「川口市緑の基本計画（改訂版）」を策定し、各般の施策を講じて参りました。

この間にも、社会的背景としましては、地球温暖化やヒートアイランド現象等の環境問題が顕在化してきたほか、防災に対する国民意識の高まり、関連法では、都市緑地法等の改正や、都市農業振興基本法の制定を受け、都市農業の必要性が国の政策として明確化されたことなどがあげられます。また、市内に目を向けますと「水と緑のオアシス空間」を計画テーマとするイイナパーク川口（赤山歴史自然公園）の整備・開園、人口増加や宅地開発に伴う農地や緑地の減少といった現状もあります。

そこで、本市の緑の現状と課題を整理し、社会的背景の変化や法改正、市民の皆様の声に対応するため、「第2次川口市緑の基本計画」を策定いたしました。

特に、私自身の経験を踏まえ、子供の頃から、昆虫などの小さな生き物と親しむことの大切さを伝えるためにも、今後は、生物を育む自然保護にも力を入れ、都市部に残された貴重な自然を未来の子供たちへ残して行きたいと考えております。

このようなことから、本計画では、「水と緑といきもので 四季を感じる みんなが安らぐまち 川口」を将来像に掲げ、この実現に向けた方針を定めているほか、市民、事業者、行政が連携・協働して取組むべき施策を示しています。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を頂きました市民の皆様をはじめ、川口市緑化対策委員会委員の皆様にご心からお礼を申し上げますとともに、計画の実現に向けて、なお、一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2019年4月

川口市長 奥ノ木信夫

目 次

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景と趣旨 2
- 2 緑の必要性 4
- 3 計画の位置づけと特色 5

第2章 川口市の緑の現況と課題

- 1 川口市の緑の現況 10
- 2 緑に関する取組状況 18
- 3 市民アンケート調査の概要 25
- 4 緑を取り巻く課題 28

第3章 川口市の緑の目標と将来像

- 1 緑の将来像 36
- 2 緑の将来目標 37
- 3 緑の配置方針図 42

第4章 緑のまちづくりに向けた機能別方針

- 1 緑のまちづくりに向けた機能別方針 46

第5章 緑地等の整備・管理方針

- 1 施設緑地 54
- 2 地域制緑地 58

第6章 地域別方針

- 1 地域別の緑の方針 63

第7章 実現化のための方策

- 1 各方針の実現化のための具体の施策・事業 86
- 2 市民等との連携に向けた取組 97
- 3 緑の基本計画の進行管理 99

参考資料

- 1 第2次川口市緑の基本計画の策定経緯 104
- 2 川口市緑化対策委員会 106
- 3 用語集 110

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 緑の必要性
- 3 計画の位置づけと特色

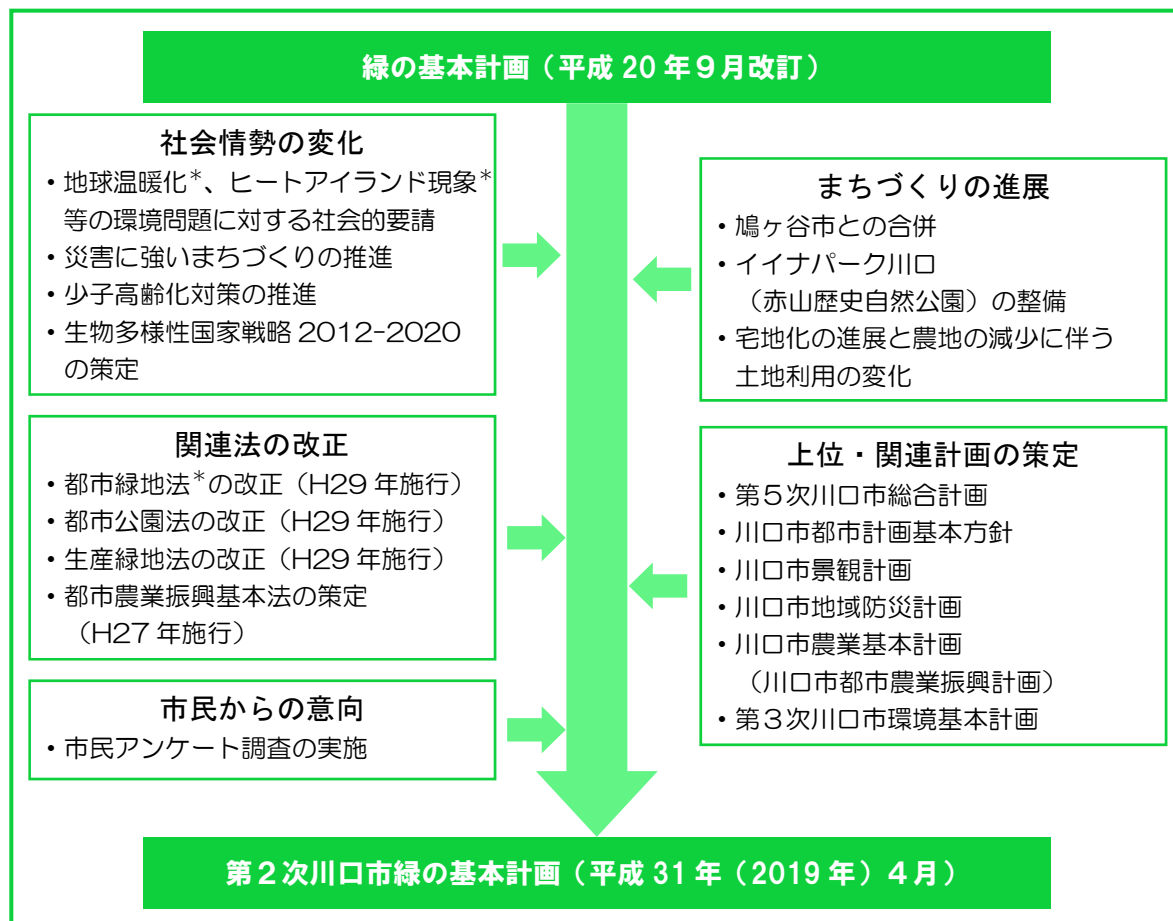
1 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成20年9月に「川口市緑の基本計画（改訂版）」を策定し、「緑を育む産業が営まれているまち」「広域的な緑の拠点を担うまち」「暮らしの中に緑が生きづくまち」の3つの緑の将来像の実現に向けて、緑のまちづくりを推進してきました。

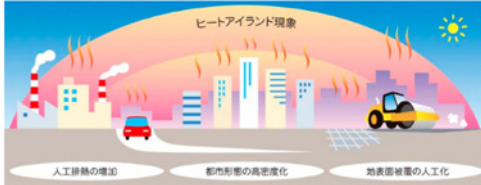
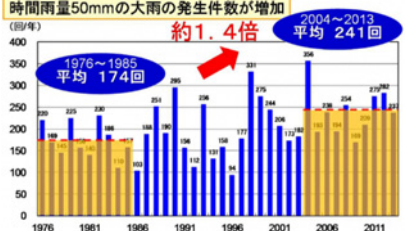
「川口市緑の基本計画（改訂版）」の策定後10年が経過し、この間、地球温暖化*問題、ヒートアイランド現象*、大規模災害等の発生、少子高齢化の進行、土地区画整理事業*の推進等による人口増加、都市緑地法*をはじめとする緑地に関連する法改正など、緑をとりまく環境や社会情勢が大きく変化しています。一方、本市では、鳩ヶ谷市との合併や「第5次川口市総合計画」の策定、「川口市都市計画基本方針」の改定などにより、まちづくりの新たな方針も示されています。

このような状況を踏まえ、本市の緑の現状・課題を整理した上で、緑をとりまく環境や社会情勢に対応した実効性のある新たな「第2次川口市緑の基本計画」を策定しました。

◆緑の基本計画の改訂の背景



◆社会的背景や法改正の概略

地球温暖化*問題の顕在化	・今世紀末の世界の平均地上気温は、1986年から2005年の平均気温よりも0.3℃～4.8℃上昇すると予測されています。 ・気候変動がもたらす将来の主なリスクとして、「海面上昇、沿岸での高潮」・「大都市部への洪水」・「熱波による死亡や疾病」・「気温上昇や干ばつによる食料安全保障」・「水資源不足と農業生産減少」などが挙げられています。 出典:STOP THE 温暖化 2015(環境省)
ヒートアイランド現象*の深刻化	・地球温暖化*により世界の平均気温は100年で約0.7℃上昇しており、東京では、ヒートアイランド現象*が加わり約3℃上昇しています。 ・主な原因は、人工排熱の増加、地表面被覆の人工化、都市形態の高密度化の3つが挙げられます。  出典:ヒートアイランド対策ガイドライン 平成24年度版(環境省)
災害に強いまちづくりの必要性	・近年では、大規模地震の発生や台風の上陸による災害、豪雨による河川の氾濫や土砂災害の発生など、多くの災害が発生しています。 ・近年の気象状況の傾向として、大雨の発生件数が増加傾向にあるといえます。  出典:平成28年の災害と対応(国土交通省)
都市農業振興基本法の制定(H27施行)	・都市農業の安定的な継続を図り、農地の持つ多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境を形成することを目的に制定。 ・同法の施行に伴い、都市農地*が「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」として位置づけられました。 出典:都市農業振興基本法のあらまし(国土交通省、農林水産省)
都市緑地法*の改正(H29施行／一部H30施行)	・民間による市民緑地の整備を促す制度の創設。 ・緑化地域*制度の改正。(緑化率の最低限度の基準の見直し)(平成30年施行) ・「緑の基本計画」の記載事項の追加。(平成30年施行) →都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込むことが示されました。  出典:都市緑地法改正のポイント(国土交通省)
都市公園法の改正(H29施行)	・公募設置管理制度の創設。 →民間事業者による公共還元型の収益施設(カフェ・レストラン等)の設置管理制度の創設。 ・公園の活性化に関する協議会を組織することができるようになりました。  出典:都市公園法改正のポイント(国土交通省)
生産緑地法の改正(H29施行)	・生産緑地地区*の一律500㎡の面積要件を市区町村が条例で300㎡を下限に引下げ可能となりました。 ・生産緑地地区*内で①製造・加工施設、②販売する施設、③農家レストラン等の設置が可能となりました。  出典:生産緑地法等の改正について(国土交通省)

2 緑の必要性

緑には、下表に示すような多様な機能（役割）があり、市民の暮らしに潤いと安らぎを与えてくれます。これらの多様な機能を効果的かつ永続的に発揮させるよう、緑を適切に保全・創出・管理していくことが必要です。

機 能	内 容	イメージ	事例
①景観形成機能	- 四季の変化を実感することができ、都市に潤いと安らぎを与える。 - 河川や用水、街路樹、社寺林や屋敷林などが地域の特徴的な景観を形成する。		 JR 東川口駅前
②環境保全機能	- 二酸化炭素（CO₂）を吸収し、温暖化を防止する。 - ヒートアイランド現象*を緩和する。 - 大気の浄化や騒音、振動などを緩和する。 - 人と自然が共生する都市環境を形成する。		 商業ビルの緑のカーテン
③レクリエーション機能	- 日常でのレクリエーションの場を創り出す。 - 自然とのふれあいの場を創り出す。 - 歴史的な文化とのふれあいの場を創り出す。 - 地域の交流や、健康増進を図る場を創り出す。		 荒川運動公園
④生物多様性*機能	多様な生物の生育・生息地として生態系*を構成し、生物多様性*の機能維持に重要な役割を果たしている。		 見沼代用水
⑤防災機能	- 災害時の避難場所や救援活動拠点となる。 - 火災時の延焼防止や避難路となる。		 一とき避難広場* (公園等)

出典：緑の基本計画ハンドブック

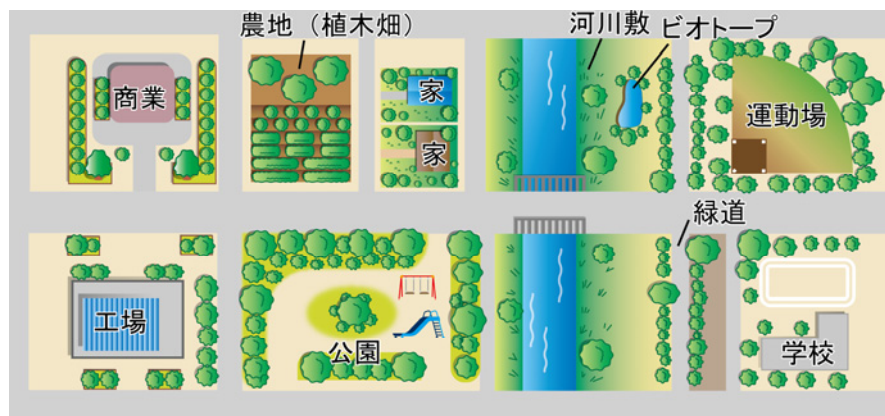
3 計画の位置づけと特色

(1) 緑の基本計画とは

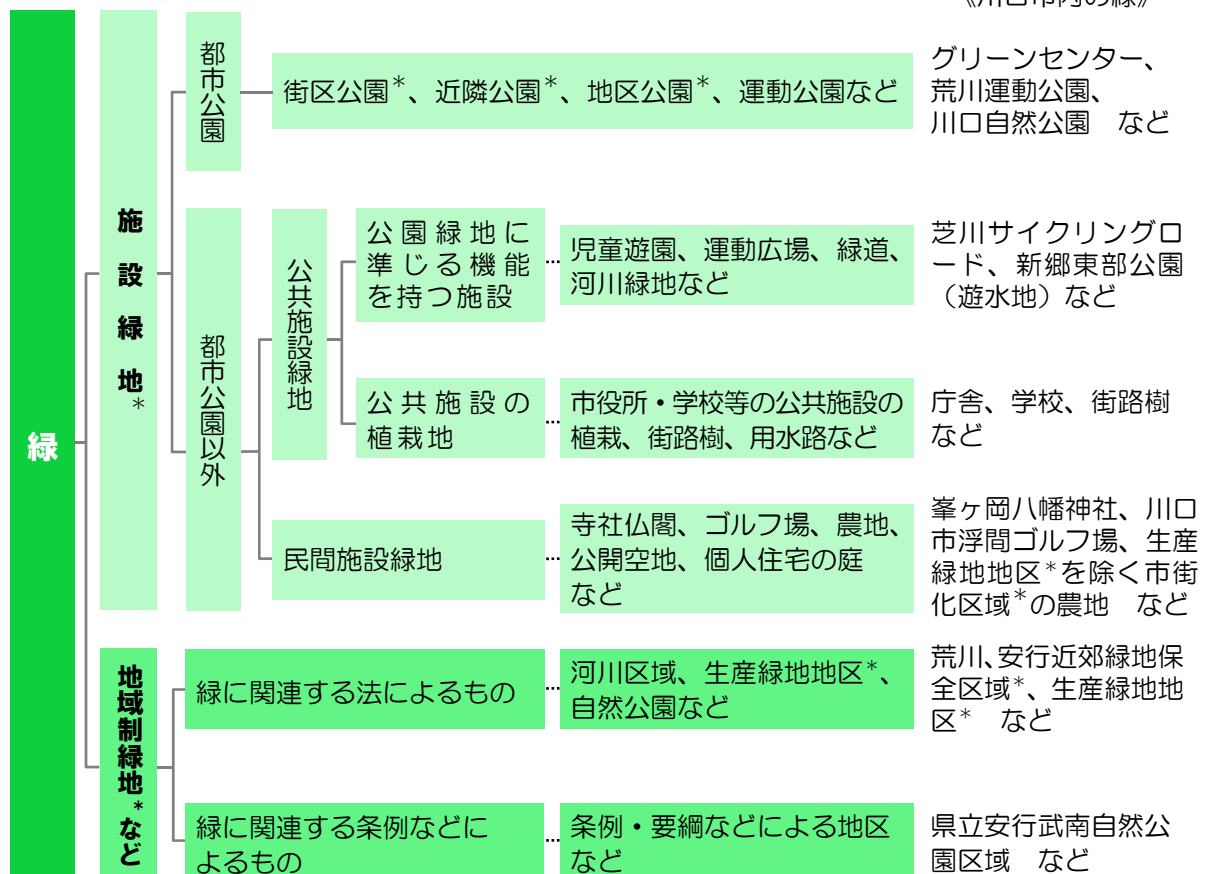
「緑の基本計画」とは、都市緑地法*第4条に基づき市町村が定める法定計画です。この計画では、緑地の保全及び緑化の目標、その目標を達成するために推進すべき緑地の保全・緑化の施策等を定めることとされており、本市における緑に関する基本計画（マスタープラン）となります。

本計画で対象とする「緑」とは、公園・広場、樹林地、草地、河川・湖沼、農地、公共施設の緑、工業地の緑・商業施設の緑、住宅の庭や生垣などの民有地における緑など、まちの緑全般を対象としています。また、それらを含む周辺の土地や空間も含んでいます。

◆本計画で対象となる緑



◆緑の分類



（２）新たな計画の特色

新たな計画は、前回の計画の策定以降に起きた社会的背景の変化や法改正、本市の核となる公園の整備、市民の声などを重視し、以下の3つを主な特色とします。

特色① 市民の目線を重視した美しい緑

前回の計画では、市内の緑の評価方法として、緑の量を重視した緑被率*を測定してきました。しかし、緑被率*では建物の壁面緑化*や生垣など、市民の目線で感じられる美しい緑を評価することができません。

人口増加に伴う都市的な土地利用が進行する本市では、緑を面的な量ではなく、美しさを感じられる緑の創出が求められています。そのため、今後は、市民が緑を身近に感じることができる緑視率*を緑の評価指標とする中で、市全体で緑の配置・美しさの維持・創出を実現していきます。



＜JR・埼玉高速鉄道
東川口駅＞

特色② 人を呼び込める魅力ある緑

本市には、首都圏近郊緑地保全法*により、「安行近郊緑地保全区域*」に指定された区域があります。田園的自然環境を保全することを主とした当該地域内では、現在、イイナパーク川口（赤山歴史自然公園）が整備中（平成30年4月一部供用開始）であり、周辺の農地は観光に資する場としての活用も検討されています。しかし、緑化需要の減少などにより、農地以外の土地利用の転換が進んでいます。



＜イイナパーク川口
周辺の農地＞

こうした現状から、「現状維持の保全」から「都市的土地利用と共存した緑の保全」へ方針転換を検討し、人を呼び込める魅力ある緑に囲まれたまちづくりを実現していきます。

特色③ 市民とつくる緑の質

本市では、これまで市民、事業者など、多様な立場にある人々との協力のもと、持続的な緑の質の維持に努めてきました。

現在、緑の活動に参加していただいている方々は、高齢化などにより減少してきています。一方、市民からの身近な緑に対する要望や価値観は多様化しています。特に、緑は多様な自然環境を形成しており、市民の暮らしはもとより、動植物の生息・生育空間にも大きく影響を与えます。

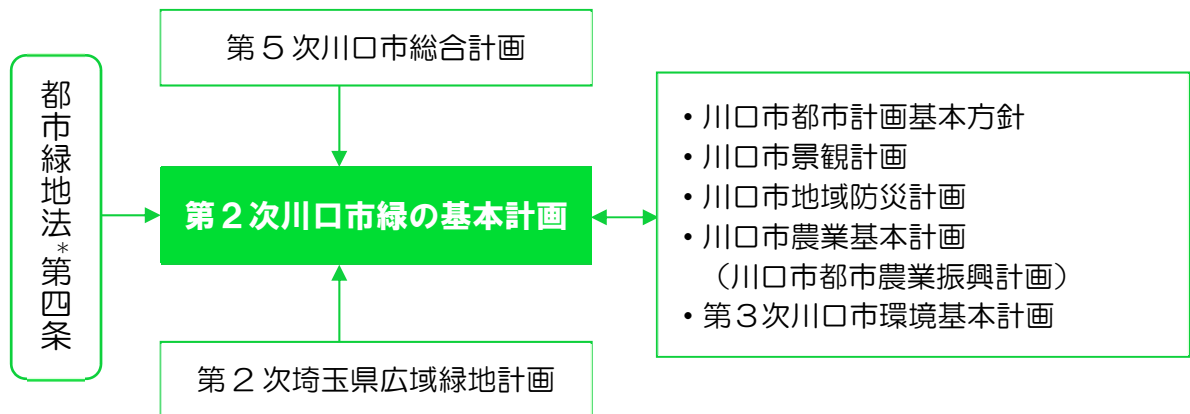
そのため、今後は、動植物など様々な緑に関する情報を市民と共有することで緑に対する関心を高め、「市民とつくる緑のまちづくり」への参加を促進し、多くの市民が参加した質の高い緑づくりと、持続的な維持を実現していきます。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、「第 5 次川口市総合計画」のもとに位置づけられるものです。また、「川口市都市計画基本方針（平成 29 年）」、「川口市景観計画（平成 26 年）」、「川口市地域防災計画（平成 29 年）」、「川口市農業基本計画（川口市都市農業振興計画）（平成 30 年）」及び、「第 3 次川口市環境基本計画（平成 30 年）」といった関連計画との連携も図ります。

広域的な視点としては、「第 2 次埼玉県広域緑地計画（平成 28 年）」を踏まえつつ作成しました。

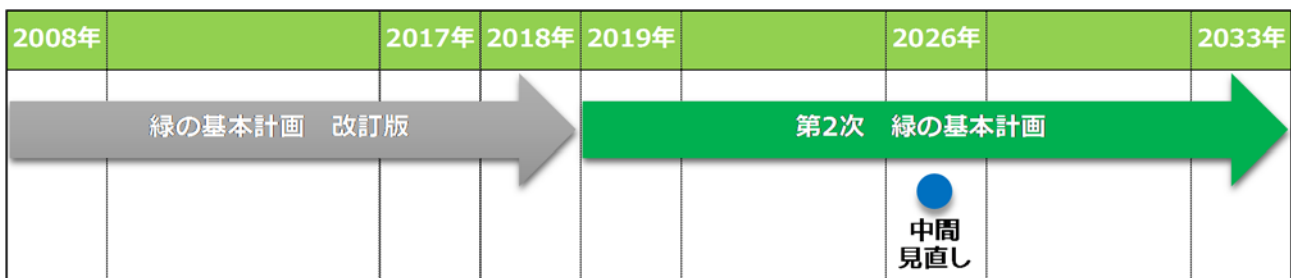
◆本計画の位置づけ



(4) 計画の目標年次

本計画の計画期間は、平成 31 年度（2019 年度）からの 15 年間とします。その中で、具体的な施策や取組については、社会情勢の変化や計画の進捗・達成状況等を踏まえて、おおむね 7 年後を目途に見直します。

◆本計画の期間



(5) 計画の全体構成

第1章
基本的
事項

計画策定の背景と趣旨

緑の必要性

計画の位置づけと特色

第2章
緑の現況と課題
川口市の

川口市の緑の現況

- ・地形
- ・産業
- ・市内の緑の面積 等

緑に関する取組状況

- ・施設緑地*の整備状況
- ・地域制緑地の指定状況
- ・緑化の実施状況
- ・取組を支える事業

市民アンケート調査
の概要

- ・市民の緑への関心
- ・緑の質への満足度
- ・実践している取組
- ・力を入れてほしい取組 等

緑を取り巻く課題

- ・美しい景観づくり
- ・自然環境の保全
- ・緑を活かしたレクリエーション創出
- ・生物多様性の保全
- ・安全・安心な環境づくりへの貢献

第3章
緑の目標と
将来像
川口市

緑の将来像

水と緑といきもので 四季を感じる みんなが安らぐまち 川口

緑の将来目標

15年後に目指すべき3つの数値目標を設定

第4章
緑のまち
づくりに向けた
機能別方針

機能別方針

①美しい景観づくり

②自然環境の保全

③緑を活かしたレクリエーション創出

④生物多様性*の保全

⑤安全・安心な環境づくりへの
貢献

第5章
緑地等の整備・管理方針

緑地等の整備・管理方針

1. 施設緑地*

- 都市公園：総合公園、運動公園等の都市公園の整備・管理方針
- 公共施設緑地：街路樹の整備、街路樹の維持管理、歩道の緑化、公共施設の緑化
- 民間施設緑地：保全緑地*への指定、生産緑地地区*への指定、建築物の建設に伴う敷地内緑化、市民緑地認定制度*の活用

2. 地域制緑地*

- 安行近郊緑地保全区域*：今ある緑を守る、周辺景観と調和した都市的土地利用との共存により緑の減少を抑制、質の高い緑を維持、創出する
- 生産緑地地区*：生産緑地地区*の保全、生産緑地地区*の活用
- 保全緑地*：保全緑地*の維持、保全緑地*の活用

第6章
地域別
方針

地域別の緑の方針

第7章
実現化のための
方策

実現化のための方策

①美しい景観づくり

- 優良田園住宅*等の緑を伴う新たな土地利用の選択肢の追加に関する検討 等

②自然環境の保全

- 緑地の適正管理の実施及び保全緑地*の公開に対する検討 等

③緑を活かしたレクリエーション創出

- 生態系*に配慮したイナパーク川口の整備 等

④生物多様性*の保全

- 生物調査の実施 等

⑤安全・安心な環境づくりへの貢献

- 防災機能を備えた公園の整備 等

第2章 川口市の緑の現況と課題

- 1 川口市の緑の現況
- 2 緑に関する取組状況
- 3 市民アンケート調査の概要
- 4 緑を取り巻く課題

1 川口市の緑の現況

(1) 市の概況

1) 位置・面積

本市は埼玉県南端に位置しており、その南側行政界は、秩父山地を源に発し東京湾へ注ぐ荒川を県境として、東京都と隣接しています。また、本市は東京都のほか戸田市、蕨市、さいたま市、越谷市、草加市に接しており、市域の大半が都心から10～20km圏内に含まれています。

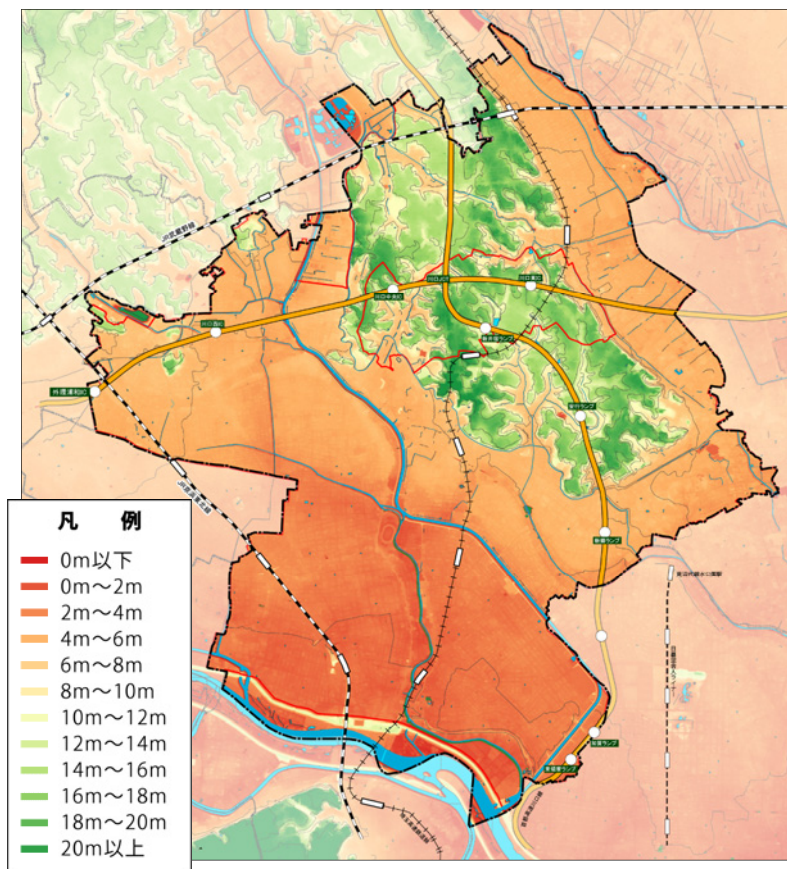
平成23年10月には、鳩ヶ谷市と合併し、現在の市域は東西約10.2km、南北約11.8kmで、行政区域面積は61.95km²となっています。

2) 地形

本市は地形上、市域の南側を荒川、中央を芝川、東側を綾瀬川がそれぞれ流れる低地と、北東部に位置する安行台地(大宮台地)に大きく分けられます。この低地と台地との縁辺部には、見沼代用水などの水路が流れ、本市の地形の特徴の一部となっています。

また、さいたま市から本市北部の一部にかかる見沼田んぼと、その東西の縁を流れて本市域に至る見沼代用水などの用水沿いには、連続した斜面林が多く残り、本市の特徴的な景観を形成しています。

◆地形図



出典：国土交通省標高データを基に作成



<芝川>



<見沼田んぼ>



<斜面林(東沼公園)>

3) 生物

平成 22 年に実施したイイナパーク川口（赤山歴史自然公園）周辺の生物調査によると、本市の台地周辺の斜面林においては、高木層として、スタジイ、クヌギ、コナラ、アカシデ等、低木層として、主にアズマネザサ、アオキ、ヒサカキ、アカシデ等の樹木で構成され、草本層としてジャノヒゲ、ヤブコウジ、スイカズラ等が分布していることがわかります。

また、動物については、オオタカ、ノスリ、チョウゲンボウ（鳥類）や、ホンドタヌキ（哺乳類）、ヤモリ（爬虫類）、ウラギンシジミ（昆虫類）等が確認されています。



＜金崎斜面林保全緑地*＞



＜イチリンソウ*自生地＞

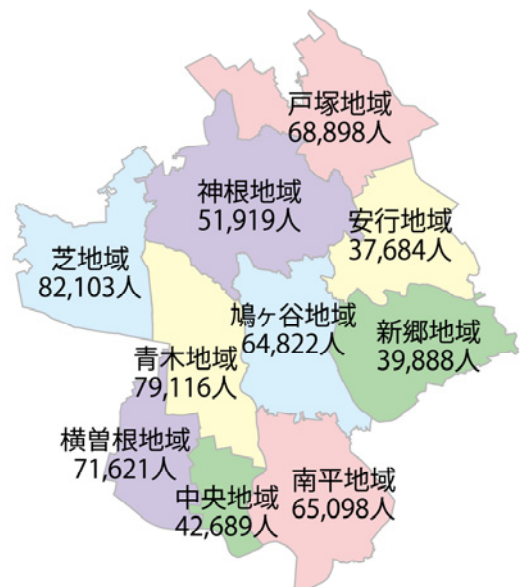
4) 人口

本市の人口は 603,838 人（平成 31 年 1 月現在）であり、埼玉県下では、さいたま市に次ぐ人口を有しています。前回の計画策定時である平成 20 年 4 月（鳩ヶ谷市の人口を含む）と比較すると約 3.6 万人増加しています。

市内を 10 地域別に見ると、平成 20 年から 30 年末までの人口増加率は約 6.3%となっており、特に中央地域、安行地域及び、戸塚地域において増加率が約 10%以上と比較的高くなっています。

高齢者割合は約 22.7%であり、全国平均約 27.7%（平成 29 年 10 月現在）より低い数値となっていますが、前回の計画策定時の約 15.4%から大きく上昇しています。

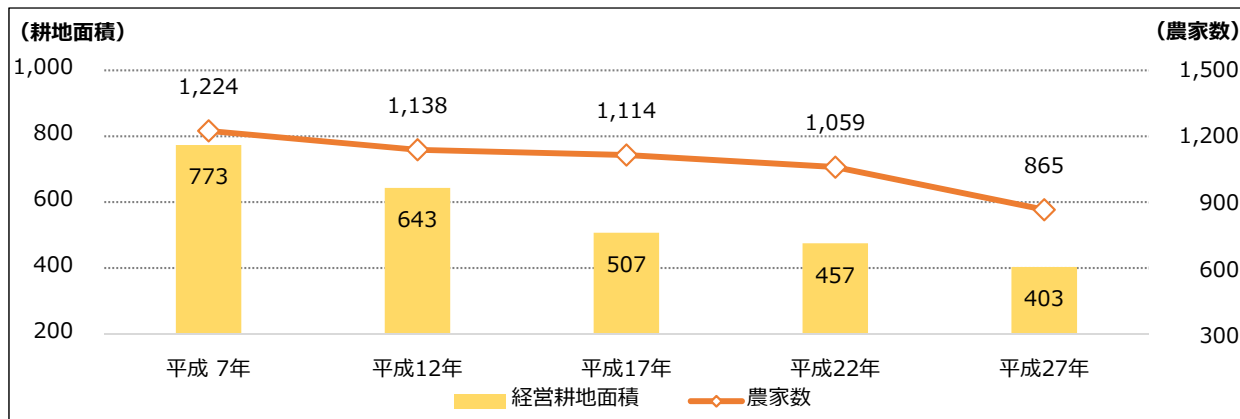
◆地域ごとの人口 （平成 31 年 1 月 1 日現在）



5) 緑化に関する産業

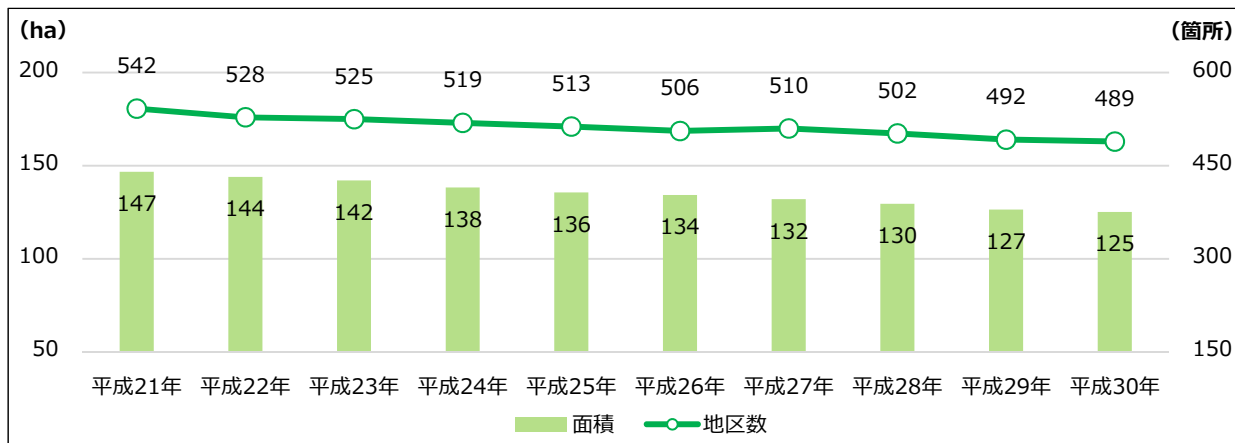
本市の耕地面積・農家数は年々、減少しており、生産緑地地区*についても地区数・面積ともに減少傾向にあります。しかし、市民農園数は増加傾向にあり、平成21年から平成30年にかけて農園面積が約1.3ha増加しています。

◆農業（経営耕地面積と農家数）の推移



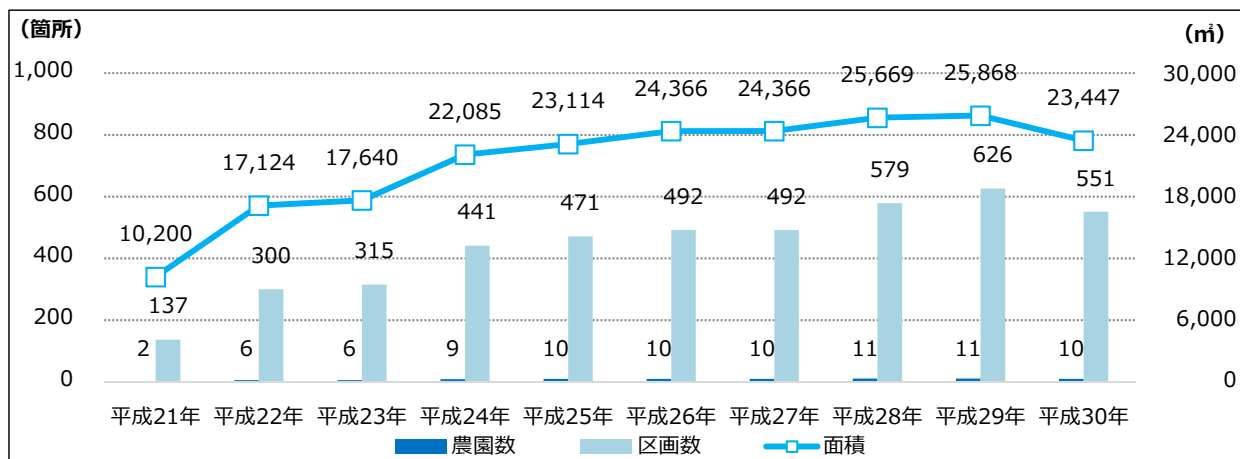
出典：川口市農業基本計画（経営耕地面積）、農林業センサス（農家数）

◆生産緑地地区*の推移



出典：川口市 みどり課

◆市民農園数・区画数・面積の推移

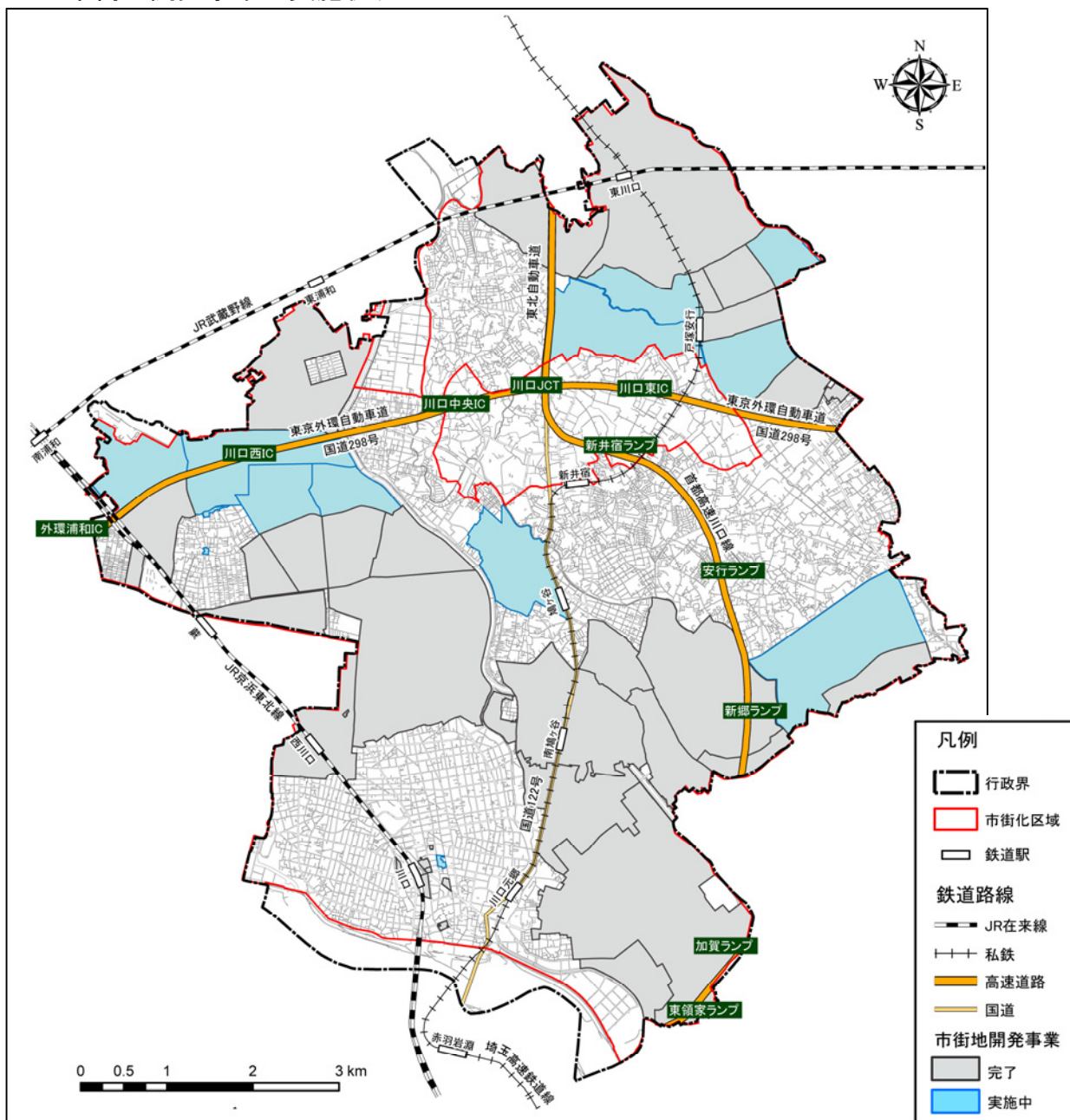


出典：川口市 農政課

6) 市街化動向

平成30年4月現在で、土地区画整理事業*は、換地処分が26地区、施行中が11地区となっており、市街地再開発事業*は、完了が8地区、工業団地造成事業は、完了が1地区となっています。

◆市街地開発事業の実施状況

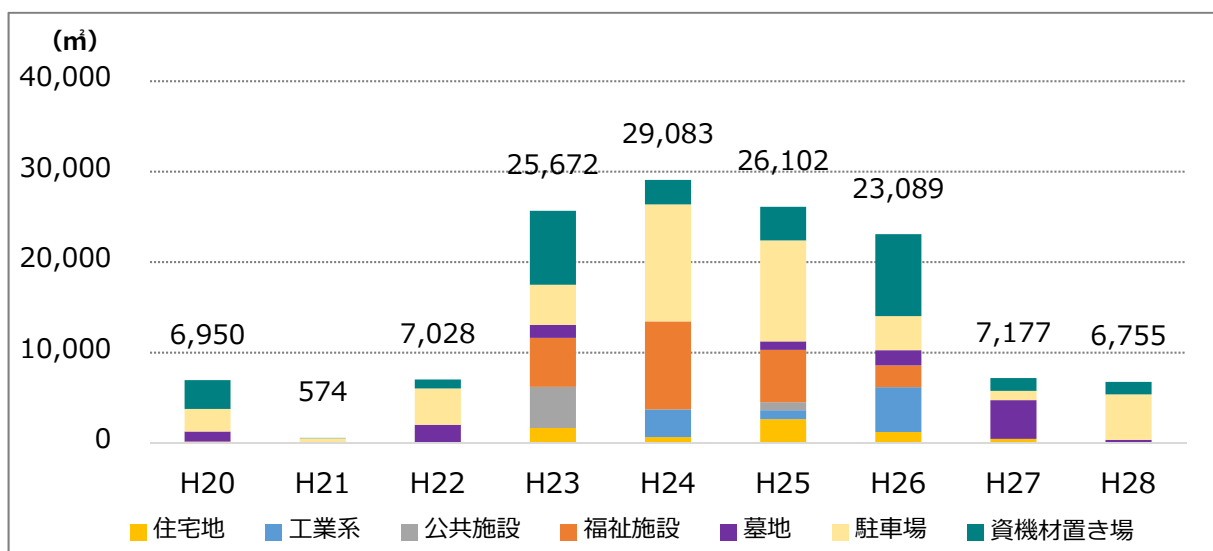


出典：川口市の土地区画整理事業*施行状況（川口市HP）をもとに作成

7) 農地の減少による土地利用の変化

本市の貴重な緑である安行近郊緑地保全区域*の市街化調整区域*内における過去 10 年間の農地転用を転用目的別にみると、平成 23 年～26 年の間に福祉施設や駐車場、資機材置き場への転用が多く行われています。

◆農地転用の状況（農地法第4条・第5条の規定による届出）

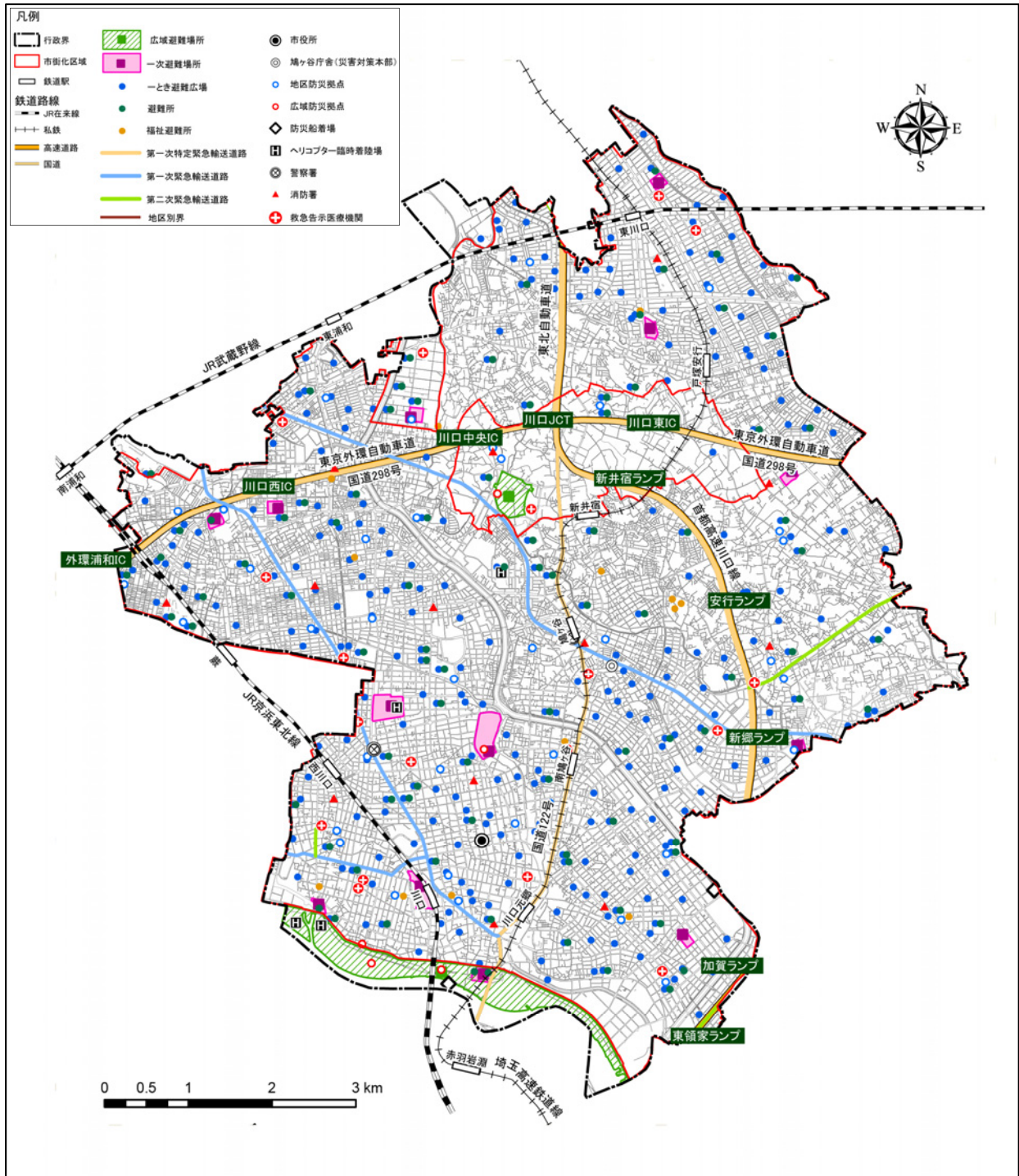


出典：川口市 農業委員会事務局

8) 避難場所の指定状況

広域避難場所*として、グリーンセンターと荒川河川敷の2箇所が指定されています。また、一次避難場所として、青木町公園や川口西公園をはじめとした13箇所の公園や学校が指定されており、一とき避難広場*として307箇所の公園や学校が指定されています。

◆避難場所の指定状況図

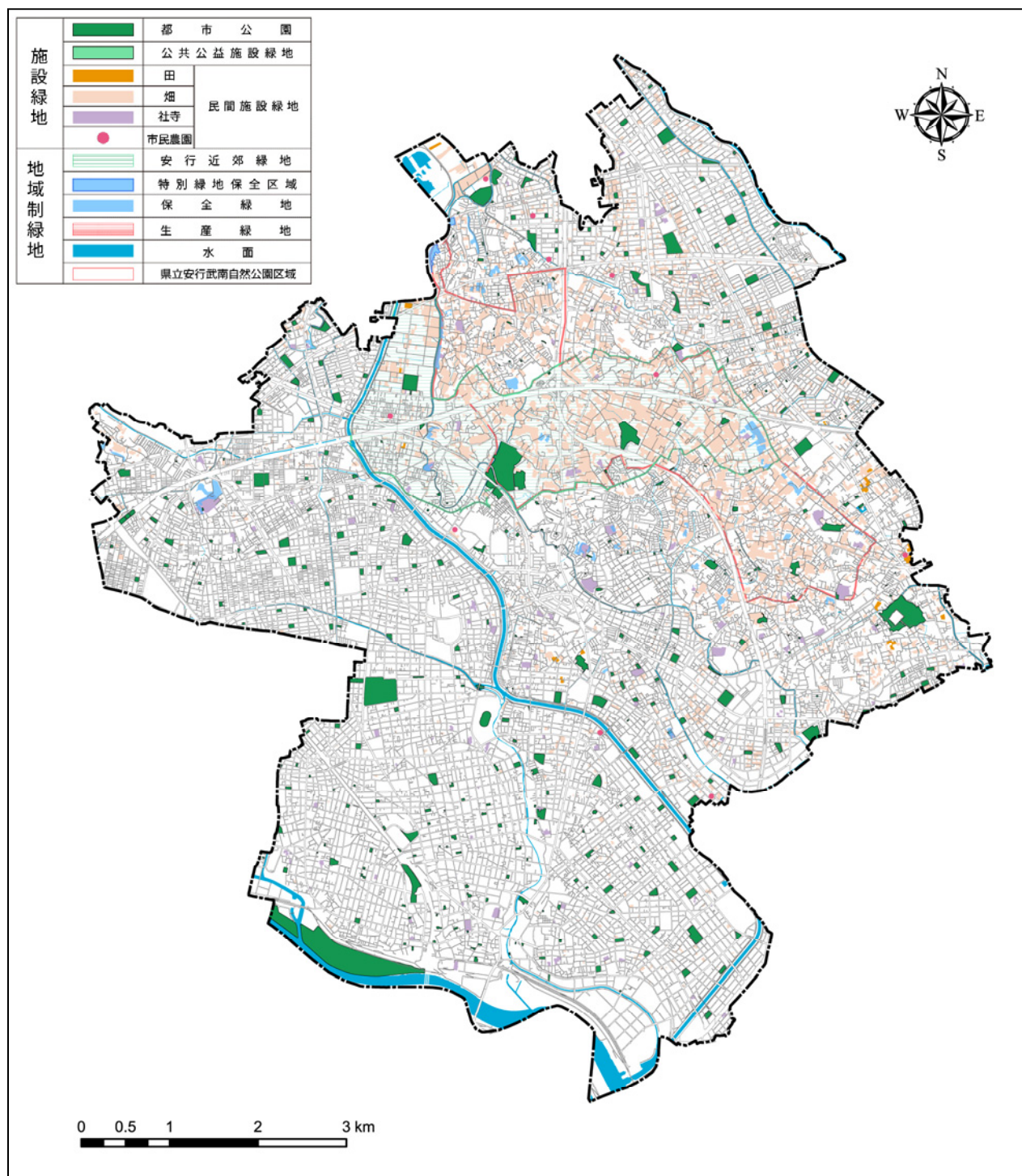


出典：川口市 防災課

(2) 市内の緑の面積

現況の市内の緑の面積は853.0ha（平成30年度末時点）で、市全体面積の13.8%となっています。

◆緑の現況図



出典：川口市都市計画基礎調査等 を基に作成

◆川口市の緑の構成

緑の区分		面積(ha)
施設緑地*	都市公園(H30)	197.0
	公共公益施設緑地(児童遊園、無償提供公園等)(H30)	6.9
	民間施設緑地	365.7
	寺社仏閣(H27)	50.3
	田・畑(生産緑地地区*は含まない)(H27)	313.1
	市民農園(H30)	2.3
計		569.6
地域制緑地*	特別緑地保全地区*(H30)	1.9
	保全緑地*(特別緑地保全地区*に指定されている東内野前町保全緑地*と金崎斜面林保全緑地*は除く)(H30)	16.6
	生産緑地地区*(H30)	125.2
	水面(H27)	139.7
	計	283.4
緑地合計		853.0
市域に占める緑地の割合		13.8%

※平成27年度から平成30年度までの間において、都市公園等一覧表や都市計画基礎調査等の調査により、確認することが可能な直近のデータを集計したものを掲載しております。市内には、上記の他に施設緑地*として、河川緑地、個人住宅の庭、街路樹等もありますが、集計の対象となる既存データがないため含めておりません。

出典:都市公園等一覧表(都市公園・公共公益施設緑地)
都市計画基礎調査(寺社仏閣・田・畑・水面)
川口市 農政課(市民農園)
川口市 みどり課(特別緑地保全地区*・保全緑地*・生産緑地地区*)

2 緑に関する取組状況

(1) 施設緑地*の整備状況

1) 都市公園の緑

川口市には、総合公園が2箇所、運動公園が2箇所、街区公園*が318箇所、近隣公園*が26箇所、地区公園*が2箇所、特殊公園（芝・南平・オートレース場内交通公園、新郷若宮公園）が4箇所整備されています。平成30年4月時点で、人口1人当たりの公園緑地面積は3.28㎡/人であり、平成20年と比較すると、新郷地域と神根地域及び、芝地域以外は減少傾向にあります。

◆川口市の都市公園の数と面積

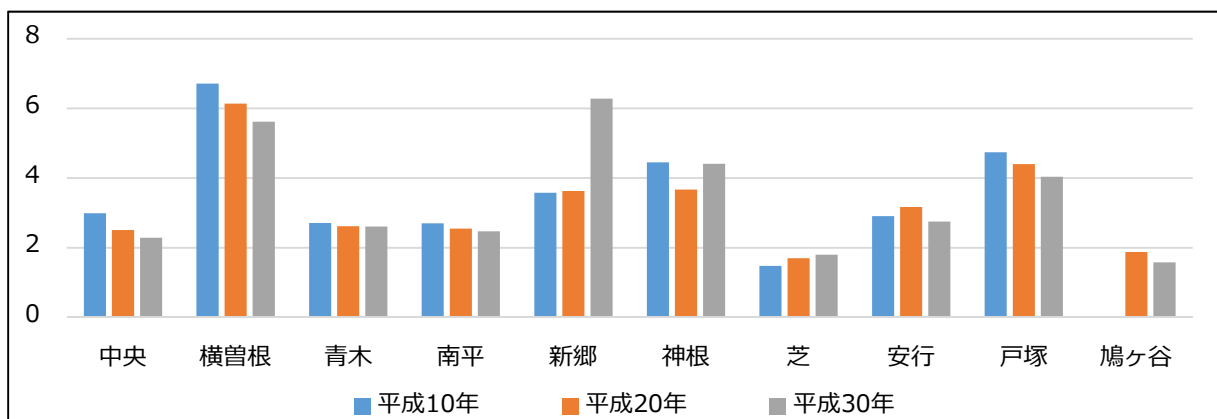
公園の種類	数	面積 (ha)	人口1人当り 公園緑地面積 (㎡/人)
街区公園*	318 (284)	61.3 (48.6)	1.02
近隣公園*	26 (24)	41.9 (39.5)	0.70
地区公園*	2 (1)	12.4 (3.3)	0.20
総合公園	2 (1)	17.0 (13.4)	0.28
運動公園	2 (2)	45.3 (45.3)	0.75
その他の公園・緑地・緑道	35 (35)	19.1 (19.1)	0.33
合 計	385 (347)	197.0 (169.2)	3.28 (3.33)

出典：川口市都市公園等一覧表

※人口は、平成30年4月1日現在の数値、公園数・面積は、平成30年4月3日現在の数値

※括弧内は川口市緑の基本計画改訂版策定時（平成20年4月1日現在）の数値

◆地域別の市民一人当たりの都市公園面積の推移(㎡/人)



出典：川口市都市公園等一覧表

2) 公共公益施設の緑

【河川緑地】

河川では、護岸等の緑化が進められてきました。笹根川では、多自然型川づくり、芝川（旧芝川）では、護岸整備に伴う緑化を進めています。また、新郷多目的遊水地では、新郷東部公園として公園機能と併せた整備が進められています。



＜芝川＞

【道路】

道路では、街路樹の植栽が進められてきました。これまで緑化された道路は240路線、総延長は98.0kmとなっています。

なお、歩道等に並木を設ける場合は、歩道の規定の幅員に1.5mを加えることとなっており（道路構造令第10条の2第3項、第11条4項）、幅の広い歩道を整備する場合には、近隣状況を勘案した上で植樹帯を設置しています。



＜植樹帯を設けている道路＞

また、駅前通りやバス通りを中心に、地域のボランティアが草花を植え育てる活動を通して、沿道の緑化に努めています。

【学校】

市内の市立小学校・中学校では、学校農園等を活用して、児童生徒に農作業体験の場を提供し、食に関わる人々の様々な活動への理解を深めることを目的として、学校ファーム*に取り組んでいます。

幸町小学校をはじめとした5校の小学校では、屋上緑化*を行っており、また、小学校32校、中学校4校では、ゴーヤやヘチマの種を用いグリーンカーテンの設置を行い、緑化の推進に努めています。



＜学校ファーム*の取組状況＞

【その他】

市内の公共施設では、グリーンカーテンの設置を推奨し、その他にも屋上緑化*、壁面緑化*、敷地内の植樹、花壇の設置等、積極的に緑化を推進しています。

また、公共施設の新築の際には、「川口市緑のまちづくり推進条例*」に規定する民有地の緑化基準である緑化率10%を上回るよう、より多くの緑化に努めています。



＜川口市役所本庁舎の壁面緑化*＞

（２）地域制緑地*の指定状況

市内の地域制緑地*では安行近郊緑地保全区域*として580haが指定されており、大きな面積を占めています。また、同保全区域に加え、県立安行武南自然公園区域が指定されています。斜面林や台地上の樹林地など、規模が比較的小さいものの重要な緑地については、市の条例に基づいて「保全緑地*」としての指定を行っています。

生産緑地地区*に関しては、指定面積は年々減少していますが、125.2ha、489地区が指定を受けています。（平成30年度時点）

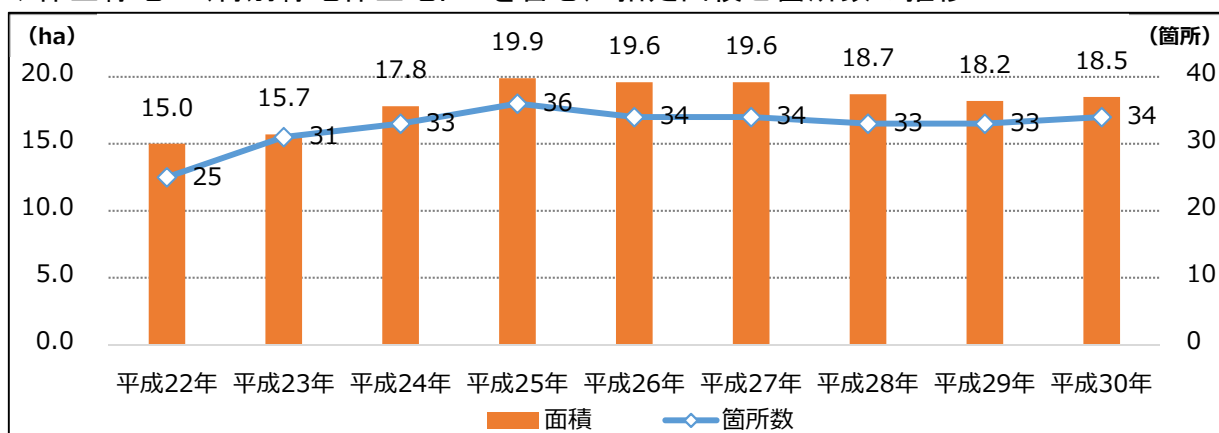
このように、市内の重要な緑の一つである植木畑をはじめとした農地の保全にも力を入れています。

◆地域制緑地*の指定状況

名 称	根拠法令など	地区数	面積（ha）
安行近郊緑地保全区域*	首都圏近郊緑地保全法*	1	580.0
特別緑地保全地区*	都市緑地法*	2	1.9
保全緑地*	川口市緑のまちづくり推進条例*	32	16.6*
生産緑地地区*	生産緑地法	489	125.2
河川区域（水面）	河川法	—	139.7
県立安行武南自然公園区域	埼玉県自然公園条例	—	728.0

※特別緑地保全地区*に指定されている東内野前町保全緑地と金崎斜面林保全緑地は除く

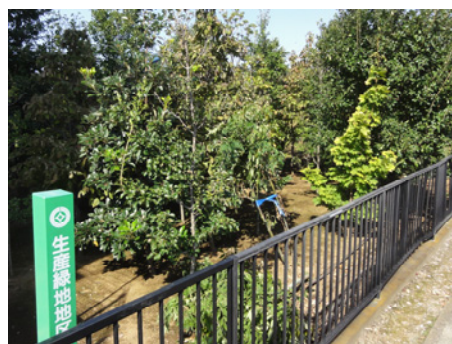
◆保全緑地*（特別緑地保全地区*を含む）指定面積と箇所数の推移



出典：川口市 みどり課



<安行近郊緑地保全区域*>



<生産緑地地区*>

『近郊緑地保全区域』

近郊緑地保全区域とは、「首都圏近郊緑地保全法*」に基づき、良好な自然環境を有する緑地の保全に関し必要な事項を定めることにより、無秩序な市街地化を防止し、首都圏の望ましい発展に資することを目的として指定されています。

本市の「安行近郊緑地保全区域*」は、昭和42年に指定された最も古い指定地であり、首都圏においても重要な役割を有する緑地です。



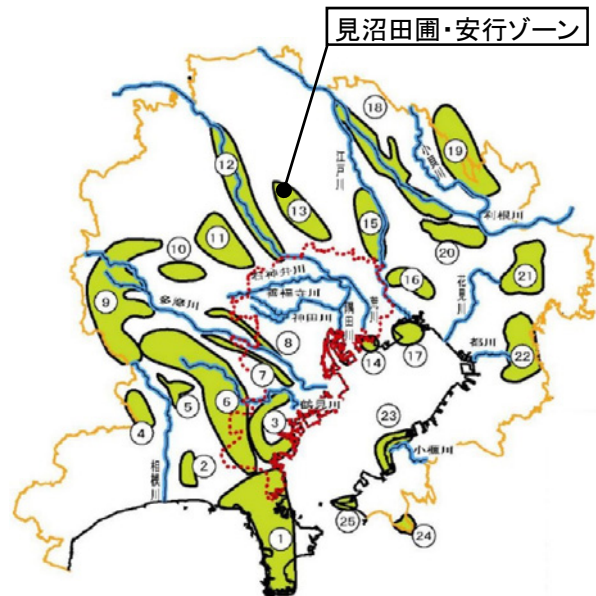
出典：首都圏近郊緑地保全制度について(国土交通省)

『首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン』

「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン（平成16年3月）」では、首都圏の水と緑のネットワークの形成に向けて、25箇所と13河川を「保全すべき自然環境」として位置づけており、市内では「見沼田圃・安行ゾーン」「荒川」が選定されています。

「保全すべき自然環境」では、保全を推進することに加え、事業等の実施により、自然環境の再生・創出を講じる対象となります。見沼田圃・安行ゾーンは、さいたま市の見沼田圃とその周辺の農地及び本市の安行・戸塚・神根地域の農地からなり、農地や斜面林の機能を多面的にとらえて保全を進めることを課題としています。

さらに、小規模な緑地や水路などの自然環境を構成要素とした広域的なネットワークを形成することが求められています。



出典：首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン

(3) 緑化の実施状況

本市では、緑のまちづくりに向けた取組を、様々な制度を活用しながら進めています。

市内全域では、500㎡以上 3,000㎡未満の敷地面積に建築物の新築、改築、移転等を行う場合、「川口市緑のまちづくり推進条例*」に基づき、緑化率等に対する指導を行い、緑化計画の届出を求めています。なお、敷地面積 3,000㎡以上の物件は埼玉県「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例*」に基づき、緑化計画を届出する必要があります。

◆川口市緑のまちづくり推進条例* 緑化基準面積

区 分	緑化基準面積
商業地域または近隣商業地域	敷地面積の 5%に相当する面積
上記以外の地域	敷地面積の 10%に相当する面積

◆ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例* 緑化基準面積

区 分	緑化基準面積
・用途地域*が定められている区域	・敷地面積×(1－建ぺい率)×0.5
・その他の区域	・敷地面積×0.25

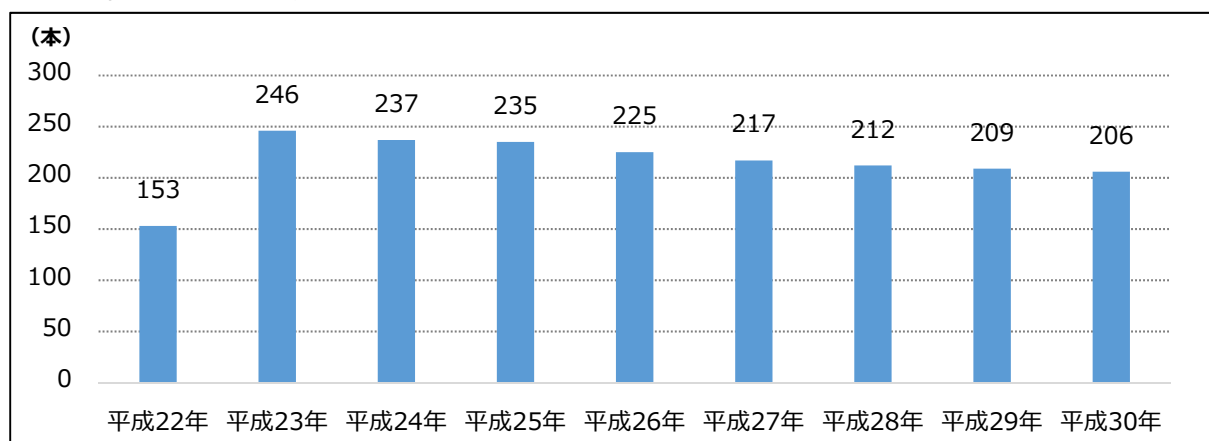
また、身近な緑を守っていくために、「川口市緑のまちづくり推進条例*」によって「保存樹木*」や「保存樹木(生垣)*」の指定にも取り組んでおり、これまでに 206 本の保存樹木* (平成 30 年 12 月時点) と 37 箇所・1,900.4m の保存樹木(生垣)* が指定されています。

さらに、地区計画*による区域内の緑化率を設定している場所もあります。



<保存樹木*(峯ヶ岡八幡神社)>

◆保存樹木*指定本数の推移



出典:川口市 みどり課

(4) 取組を支える事業

本市では、市内の緑化の推進や緑の保全を図り、緑豊かなまちづくりを目的とした、「川口市環境みどり基金*」を設置しています。

また、緑化活動の一つである、道路に設置したフラワースタンドに、地域のボランティアが草花を植栽し、水やりなどの管理を行うフラワーロード事業においては、緑化活動に賛同する企業や団体などの名称を記したサインボードを設置することで協賛金を募り、「川口市環境みどり基金*」に寄付金として積み立てて、緑化の推進や保全の貴重な財源として活用しています。



<フラワーロード事業>

◆生け垣設置等奨励補助金

補助対象		補助内容
生け垣	- 道路に面し、延長の合計が2m以上であること（各延長は1m以上） - 生け垣の前面にフェンス等を設置する場合、構造物の高さは1.8m以下の透過性の高いものであること - 生け垣は高さ1m以上、植栽本数が3本以上/1mで竹・木等を補助材として用いること 等	1mあたり 10,000 円まで（延長 20mまで）
植込地	- 道路に面し、延長の合計が2m以上であること（各延長は1m以上） - 植込地の幅は0.5m以上であること 等	1㎡あたり 10,000 円まで（面積 10㎡まで）
フェンス緑化	- 道路に面し、延長の合計が2m以上であること（各延長は1m以上） - フェンス緑化に使用する植物が、おおむね均一な性状のつる性植物であること 等	1mあたり 1,000 円まで（延長 20mまで）
既存塀撤去	新たに生け垣又は植込地を設置する場所と同位置にある既存の塀を撤去する場合	1mあたり 8,000 円まで

※生け垣設置・植込地設置・既存塀撤去共に市内業者を利用した場合、補助単価 10%増とする。

◆屋上緑化*等奨励補助金

補助対象		補助内容
屋上緑化*	・屋上に固定基礎基盤を使用して緑化し、その面積が3㎡以上であること ・樹木又は芝・地被類・多年草を植栽すること。ただし、緑化する面積の1割以内はこの限りではない。（樹木・芝・地被類・多年草以外の植物は補助金の対象外）	所要経費の2分の1又は1㎡当たり20,000円に施工面積を乗じた額のいずれか低い方（上限：400,000円）
壁面緑化*	・道路に面した壁面を緑化し、その延長が連続して3m以上であること。 ・概ね均一な性状のつる性植物等（一・二年草を除く）を、列状に1m当たり3本以上植栽すること。	1mあたり1,000円まで（延長20mまで）

◆保存樹木*等維持管理経費補助制度

補助対象	補助内容
川口市緑のまちづくり推進条例*により指定する ・保存樹木*（生け垣は除く） ・保全緑地*内にある樹木	樹木の剪定に要する経費の1/2以内 （保存樹木*は100,000円/1本まで 保全緑地*は300,000円/1箇所まで）



<保存樹木*>

3 市民アンケート調査の概要

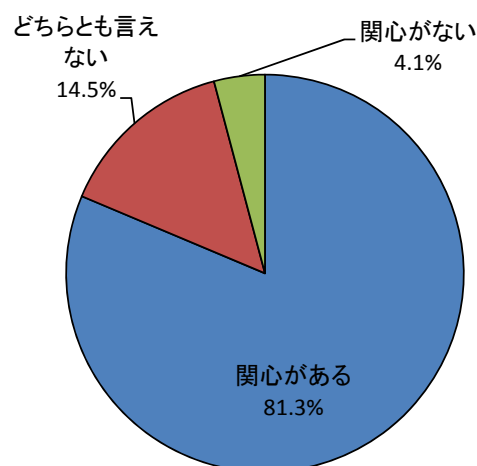
(1) 調査の実施概要

市民アンケート調査は、2017年9月に実施し、市全域から無作為抽出、924/3,000通(30.8%)の回答を得ました。(前回調査 2007年9月集計)

(2) 調査結果の概要

◆市民の緑への関心は継続的に高い。

緑に対する関心については、『関心がある』は81.3%と前回調査(78.3%)からほぼ横ばいで、市民の緑への関心は継続的に高いものの、年代ごとの集計では、年代が下がるにつれて『関心がない』の回答割合が多い傾向があります。



◆緑の維持管理の質への満足度は『満足』と『不満』が拮抗。

- ①維持管理：『満足』『やや満足』が36.4%、『不満』『やや不満』が29.5%
- ②周囲の景色と調和している緑の質：『満足』『やや満足』が31.3%、『不満』『やや不満』が24.2%
- ③多様な生物が生息している緑の質：『満足』『やや満足』が18.2%、『不満』『やや不満』が30.8%

◆市民アンケート調査回答者の約半数が住宅で行える緑に関わる取り組みを実践している。

現在、実施している緑に関わる取り組みについては、『ガーデニング、家庭菜園、屋上や壁面の緑化等の住宅で行えること』が49.4%と最も高く、『何もしていない』が33.9%となっています。

設問項目	回答数	構成比	0%	20%	40%	60%
1. ガーデニング、家庭菜園、屋上や壁面の緑化等の住宅で行えること	340	49.4%				49.4%
2. 所有している農地で営農、市民農園を借りて野菜等を育てている等の活動	112	16.3%				16.3%
3. 公園や街路の木や草花の手入れ、除草・清掃活動、緑の募金活動等のボランティア活動	69	10.0%				10.0%
4. その他	39	5.7%				5.7%
5. 何もしていない	233	33.9%				33.9%
回答者数(全員)	688					

◆公園や広場、河川の整備や維持管理に対する支援・取組が求められている。

今後力を入れてほしい取り組みについては、『公園や広場、河川に対する支援・取り組み』が59.6%と最も高く、次に、『街路樹や公共施設の緑化に対する支援・取り組み』が47.9%、『保存樹木*や保全緑地*に対する支援・取り組み』が37.4%となっています。

設問項目	回答数	構成比	0%	20%	40%	60%	80%
1. 自宅の庭で行える緑化に対する支援・取り組み (生け垣やフェンス、壁面等の緑化への助成 等)	193	30.2%			30.2%		
2. 保存樹木や保全緑地に対する支援・取り組み (保存樹木等への管理経費補助、保存生け垣・樹木、保全緑地の指定と公有地化 等)	239	37.4%			37.4%		
3. 緑化推進活動に対する支援・取り組み (緑化ボランティア活動の企画・推進、川口市環境みどり基金、企業や団体によるスポンサー付きフラワーロード事業 等)	187	29.3%			29.3%		
4. 農業に対する支援・取り組み (農地の保全・活用、生産緑地の指定)	223	34.9%			34.9%		
5. 公園や広場、河川に対する支援・取り組み (公園や広場の新たな整備、既存の公園や広場、河川の維持管理等)	381	59.6%				59.6%	
6. 街路樹や公共施設の緑化に対する支援・取り組み (街路樹の設置・維持管理、病院や学校等の公共施設の緑化推進 等)	306	47.9%			47.9%		
7. その他	47	7.4%		7.4%			
8. 特に力を入れなくて良い	64	10.0%		10.0%			
回答者数(全員)	639						

無回答:285

◆誰もが利用できる身近な公園が求められている。

今後あったらよいと思う公園については、『子どもや高齢者など誰もが利用できる身近な公園』が61.2%と最も多くなっています(前回調査時69.7%)。また、『災害時の避難場所になる公園』が42.7%と前回調査時(22.0%)より大きく上昇し、防災への関心が高まっていることがわかります。

設問項目	回答数	構成比	0%	20%	40%	60%	80%
1. 自然や緑をそのまま残した公園	389	47.4%			47.4%		
2. 静けさとやすらぎを与えてくれる公園	308	37.6%			37.6%		
3. 子どもや高齢者など誰もが安心して利用できる身近な公園	502	61.2%				61.2%	
4. スポーツ施設を中心にした公園	136	16.6%		16.6%			
5. 災害時の避難場所になる公園	350	42.7%			42.7%		
6. 広い原っぱなど、多目的広場のある公園	218	26.6%		26.6%			
7. 環境学習の場となるような公園	84	10.2%		10.2%			
8. 地域活動(ボランティアなど)に利用できる公園	67	8.2%		8.2%			
9. 市の歴史や文化を活かした公園	104	12.7%		12.7%			
10. その他	45	5.5%		5.5%			
回答者数(全員)	820						

◆拠点周辺の緑が、市民の印象に大きな影響を与えている。

市内の目につく緑については、川口駅が位置する中央地域で『駅前の樹木の植え込み』の回答が、市街化調整区域*の指定がある神根地域と安行地域で『農地の緑』の回答がそれぞれ最も多くなっています。

また、公園・レクリエーションの拠点となる青木町公園がある青木地域で『公園の植え込み』の回答が、鳩ヶ谷地域で、『神社やお寺の樹木』の回答がそれぞれが最も多くなり、多くの人が利用する拠点周辺の緑が、市民の印象に大きな影響を与えていることがわかります。



4 緑を取り巻く課題

本市の現況を踏まえた緑を取り巻く課題を以下に示します。

(1)美しい景観づくりに 係る課題	1)失われつつある本市を代表 する景観	①安行・神根地域を中心に広がる 農地等の景観の減少 ②安行・神根地域における緑を伴 わない土地利用転換の増加 ③河川・水路沿いの潤いのある水 辺の景観未整備箇所が存在 ④安行台地に形成される斜面林の 景観の減少
	2)形成途上にある都市景観	⑤本市の顔となる鉄道駅周辺の特 色ある緑の景観の不足
	3)失われつつある歴史・文化 資源周辺の景観	⑥地域で育まれた歴史・文化と調 和した緑の景観の不足
	4)充実が求められる住宅地等の 身近な景観	⑦住宅地における緑の景観の不足 ⑧住・工混在地域や工場が多い地 域における緑の景観の不足
(2)自然環境の保全に 係る課題	1)失われつつある本市の水と緑 の骨格を形成する自然環境	①安行・神根地域を中心として広 がる農地等の減少 ②河川・水路沿いの潤いのある水 辺環境の未整備箇所が存在 ③安行台地に形成される斜面林の 減少
	2)増加傾向にある都市環境へ の負荷	④密集化が進行している市街地の 緑の不足 ⑤風の道となる斜面林・河川・水 路の連続性の欠如 ⑥生産緑地地区*の減少
(3)緑を活かした レクリエーション創出に 係る課題	1)認識されていない自然とふれ あえる緑	①貴重な水辺空間や緑地の活用 不足 ②都市農地*の活用不足
	2)改善を必要とする広域圏に わたるレクリエーション拠点	③広域圏のレクリエーションの活 動の場となりえる公園の整備 不足
	3)量・質ともに充足が求められ る日常圏におけるレクリエー ションの場	④生活に密着した身近な公園・ 緑地の機能不足 ⑤河川・水路沿いの潤いのある水 辺空間の未整備箇所が存在
(4)生物多様性*の保全 に係る課題	1)失われつつある動植物が 生息・生育できる緑地空間	①動植物の生息・生育できる緑の 減少
	2)生物調査の実施と把握	②本市に生息・生育する動植物の 把握不足
(5)安全・安心な 環境づくりへの貢献に 係る課題	1)自然災害による被害の発生	①市街地における浸水被害の発生 ②自然災害等による倒木や枝の落 下の危険性の増加
	2)認識されていない公園、緑 地、農地と防災機能の両立	③活用されていない一時的な避難 場所の存在 ④避難場所における防災機能の 不足

(1) 美しい景観づくりに係る課題

1)失われつつある本市を代表する景観

①安行・神根地域を中心に広がる農地等の景観の減少

植木を中心とした花きを生産する植木畑は、江戸時代からの歴史もあり、本市の特徴的な緑の景観を形成してきました。

しかし、緑化需要の減少や農業従事者の後継者不足に加え、交通利便性を活かした開発圧力等により農地が宅地等へと転用され、緑の景観が減少しています。

②安行・神根地域における緑を伴わない土地利用転換の増加

安行近郊緑地保全区域*に指定されている区域のうち、市街化調整区域*では、一部を除き建築物の建築が制限され、土地利用の選択肢が限定的であることから、農地転用によって、資機材置き場や残土置き場、駐車場等の緑を伴わない土地利用転換が増え、良好な景観が損なわれてきています。

③河川・水路沿いの潤いのある水辺の景観未整備箇所の存在

市内には、荒川や芝川をはじめ、大小多くの河川や水路が流れており、自然景観の骨格を形成しています。旧芝川や藤右衛門川などでは、美しい親水空間が整備されていますが、河川の浄化や堤防緑化の維持管理が不十分な箇所もあります。

④安行台地に形成される斜面林の景観の減少

安行台地の斜面林は、本市の特徴ある緑の景観の骨格軸を形成しています。

しかし、安行台地に残る斜面林は、宅地化等により断続的になっており、本来の景観の軸としての性質を失いつつあります。

2)形成途上にある都市景観

⑤本市の顔となる鉄道駅周辺の特色ある緑の景観の不足

本市では人口増加に伴い、鉄道駅利用者も年々増加しています。

そのため、本市の顔となる鉄道駅周辺では親しみやすく、四季の変化を感じられる花や樹木の演出など、特徴ある景観形成に努めてきました。

しかし、鉄道駅利用者に対し、植木を中心とした花きを生産する本市の緑化産業をより一層PRできる特色のある都市景観が形成されるには至っていません。

3)失われつつある歴史・文化資源周辺の景観

⑥地域で育まれた歴史・文化と調和した緑の景観の不足

本市には、県及び市の指定文化財である赤山城跡周辺や峯ヶ岡八幡神社社叢など、数多くの歴史や文化の感じられる景観を形成しているほか、天然記念物や保存樹木*に指定されている樹木なども多くみられます。

赤山城跡周辺は、地域住民による管理ボランティア団体等により良好な景観が形成されていますが、その他の歴史・文化資源周辺では、良好な景観の整備に向けた取組が望まれる地域もあります。

4)充実が求められる住宅地等の身近な景観

⑦住宅地における緑の景観の不足

これまで、再開発事業等によって創出された公開空地や、土地区画整理事業*等によって整備された公園等、良好な緑の景観が整備されてきました。

しかし、再開発事業や土地区画整理事業*等の実施地区以外では、良好な緑の景観が十分に形成されていない集合住宅や戸建住宅もみられます。

⑧住・工混在地域や工場が多い地域における緑の景観の不足

大規模な工場では、施設への緑化が義務づけられているものの、住宅や工場が混在する地域や工場が多く立地する地域などでは、住民が潤いややすらぎを感じられる緑の景観が不足しています。

(2) 自然環境の保全に係る課題

1)失われつつある本市の水と緑の骨格を形成する自然環境

①安行・神根地域を中心として広がる農地等の減少

市内には、主に芝川東部に広がる安行台地の樹林地や植木畑をはじめ、生産緑地地区*が多く分布するエリアがあり、一帯的な緑の環境があります。

しかしながら、近年では宅地開発や農地の転用により、農地は減少しています。

②河川・水路沿いの潤いのある水辺環境の未整備箇所の存在

市内には、大小多くの河川や水路が流れており、環境に配慮した護岸や樹木が植栽された緑道が整備され、本市の緑をつなぐ貴重な自然環境を形成してきましたが、未整備箇所も存在しています。

③安行台地に形成される斜面林の減少

安行台地の斜面林と見沼田んぼ、見沼代用水、赤堀用水などは、水と緑の骨格を形成する本市の代表的な自然環境です。

しかし、埼玉高速鉄道の開通による利便性の向上により開発圧力の高まりを受け、一部の地域では、こうした自然環境の減少が生じています。

2)増加傾向にある都市環境への負荷

④密集化が進行している市街地の緑の不足

人口の増加に伴う市街地の拡大や建物の密集化により、市街地を中心に気温上昇などの環境問題が顕著になっています。特に、芝地域・鳩ヶ谷地域等の市街地では、公園等の緑が少ない状況にあります。

また、過去10年間で公園面積は増加したものの、1人あたりの公園面積は人口増加に追いつかず、伸び悩んでいる状況です。

⑤風の道となる斜面林・河川・水路の連続性の欠如

安行台地の斜面林や荒川、芝川などの河川・水路は風の通り道を形成し、気温を下げる機能を有しています。

しかし、斜面林の一部宅地化や、市街地全般にオープンスペース*が限られ、街路樹等も不足していることから、風の通り道となる緑の連続性が分断され、機能が十分に発揮されていません。

⑥生産緑地地区*の減少

宅地需要の高まりや緑化需要の減少、農業従事者の後継者不足などにより農地転用が進み、生産緑地地区*が減少傾向にあります。さらに2022年には、生産緑地地区*の当初指定から30年が経過し、その多くが宅地化される可能性があり、更なる市街化区域*内農地の減少が懸念されます。

(3) 緑を活かしたレクリエーション創出に係る課題

1) 認識されていない自然とふれあえる緑

① 貴重な水辺空間や緑地の活用不足

荒川の河川空間やイチリンソウ*自生地などは、市民にとって自然とふれあえる貴重な場であるものの、対象が限定されていることから市民に広く認知されておらず、十分に活用されていません。

② 都市農地*の活用不足

本市では、川口市農業基本計画（川口市都市農業振興計画）において、市内農地全てを「都市農地*」と捉えています。都市農地*には、農作物供給機能のほか、良好な景観の形成、環境保全、防災など多様な機能を有しています。

しかし、市民には、身近な都市農地*が備える農業体験による学習や交流の場をはじめとしたレクリエーション機能などについて十分認識されていません。

2) 改善を必要とする広域圏にわたるレクリエーション拠点

③ 広域圏のレクリエーションの活動の場となりえる公園の整備不足

近年、イイナパーク川口（赤山歴史自然公園）や荒川運動公園のドッグランやバーベキュー場の整備など、広域圏の市民を対象としたレクリエーション施設の充実が進められている一方、グリーンセンターや青木町公園は公園全体の老朽化への対応が求められています。

3) 量・質ともに充足が求められる日常圏におけるレクリエーションの場

④ 生活に密着した身近な公園・緑地の機能不足

市内では、街区公園*を中心とした都市公園の整備が進んでおり、市民にとって身近な公園は増加しています。

しかし、人口の増加もあり、市民一人当たりの都市公園の敷地面積は国の示す標準に達していない状況にあるほか、一部の地域では市民から公園の整備に対する要望もみられます。また、誰もが利用しやすい機能（ユニバーサルデザイン*）の配慮が不足している公園もみられます。

⑤ 河川・水路沿いの潤いのある水辺空間の未整備箇所が存在

市内には、大小多くの河川や水路が流れており、河川・水路沿いでは、親水空間としての整備が行われ、安らぎと賑わいの場を提供していますが、水のネットワークの未整備区間も存在しています。

(4) 生物多様性*の保全に係る課題

1)失われつつある動植物が生息・生育できる緑地空間

①動植物の生息・生育できる緑の減少

市内には、イチリンソウ*自生地や斜面林、荒川運動公園内のビオトープ*、都市公園、河川沿いの緑地・緑道など、動植物が生息・生育する緑（ビオトープ*拠点）が存在します。

こうした緑は、適正に管理されることで量と質が維持されますが、現状では都市化の進展による宅地化などにより、斜面林をはじめとしたビオトープ*の拠点となる緑の減少がみられます。

2)生物調査の実施と把握

②本市に生息・生育する動植物の把握不足

緑の環境には、多様な動植物が生息・生育しています。過去には、生物調査を実施し、市内に生息・生育する動植物を把握することができました。

しかし、近年、生物調査は実施されていないため、市民が市内の動植物を認知することができず、生息・生育の場となる緑の環境への関心が低下しています。

(5) 安全・安心な環境づくりへの貢献に係る課題

1) 自然災害による被害の発生

① 市街地における浸水被害の発生

本市では大雨時に対応するため、上谷沼調節池や江川調節池、新郷東部公園の遊水地などが整備されています。

しかし、台風のほかゲリラ豪雨や集中豪雨などの自然災害の発生により、現在でも浸水被害がみられます。

② 自然災害等による倒木や枝の落下の危険性の増加

台風の影響や、老木化に伴う樹勢衰退により、保全緑地*内の樹木や街路樹等が倒れたり枝が落下するなど、歩行者への危害や道路寸断が発生する恐れがあります。

2) 認識されていない公園、緑地、農地と防災機能の両立

③ 活用されていない一時的な避難場所の存在

災害時の一時的な避難場所について、一とき避難広場*等の避難場所以外にも、生産緑地地区*など市内に分布する緑地が重要な役割を担います。

しかし、農地が持つ多様な機能の一つである防災空間としての認知が十分なされておらず、活用されていません。

④ 避難場所における防災機能の不足

緑の拠点であるグリーンセンターと荒川河川敷は、広域避難場所*に指定されています。いずれの公園も、日常は市民へ緑の環境を提供したり、レクリエーション等に活用されたりしています。

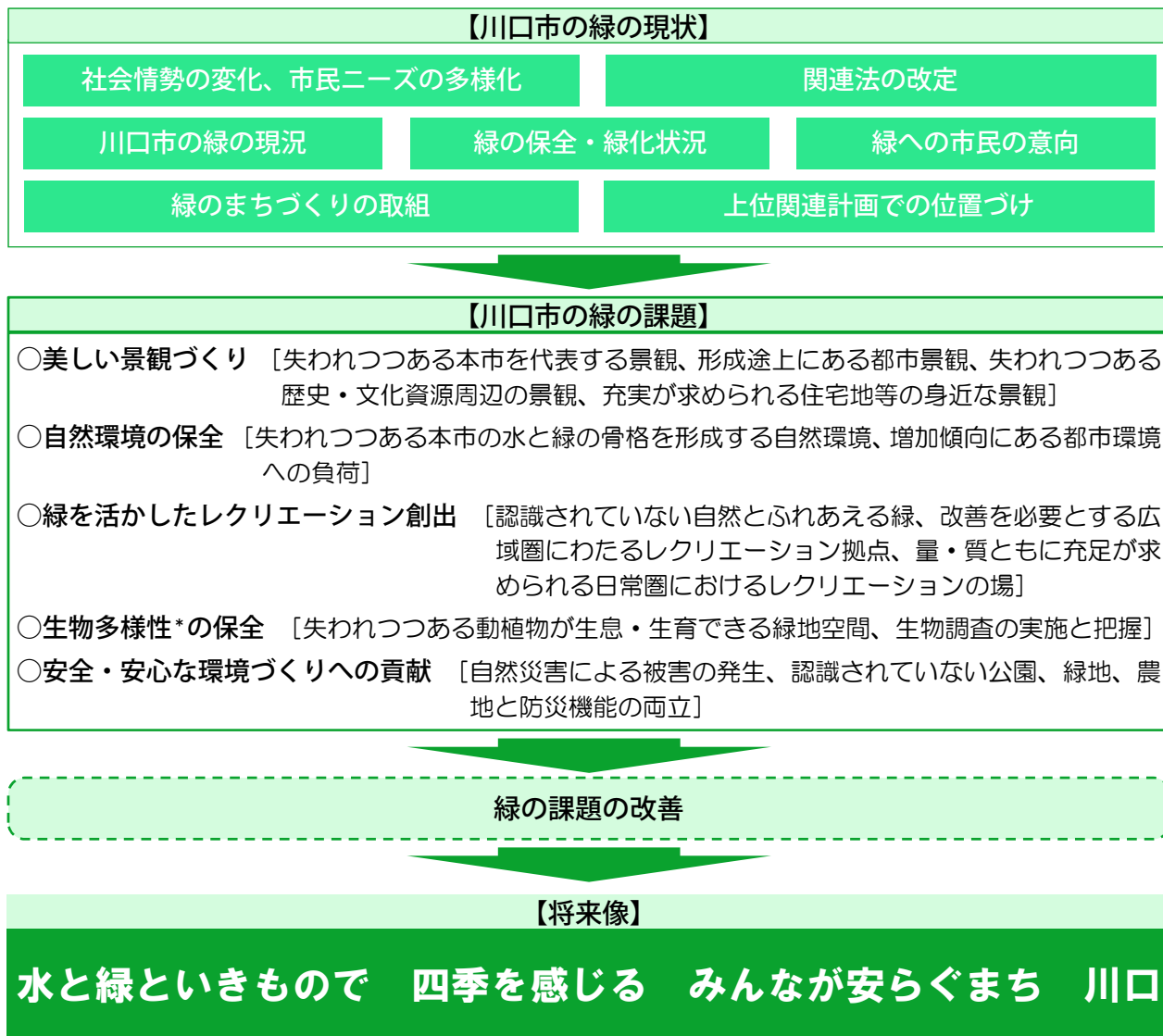
一方で、災害時には、避難者の受け入れや大規模な物資の集積が必要となることから、オープンスペース*の確保がされていないと、災害時に避難や支援などで機能が発揮されない可能性があります。

第3章 川口市の緑の目標と将来像

- 1 緑の将来像
- 2 緑の将来目標
- 3 緑の配置方針図

1 緑の将来像

第2章では、本市の緑の現況をはじめ緑に関する取組、市民の緑に対する意向を整理し、緑が抱える課題を整理しました。本市の地域性や緑の特性などを活かし、緑が抱える課題を改善することで、実現することができる緑の将来像を以下に設定しました。



美しい水辺と豊かな緑、そこに見られる多様な生き物たちが織りなす情景は、四季折々に感動と癒しを与えてくれます。この先人達が残してくれた川口の素晴らしい環境と、脈々と培われてきた植木の里としての産業を、守り、育て、次世代へと継承し、市民が安心して生活できる、安らぎのあるまちを目指します。

本市ではこれまで市内の緑の量を増やすことに重点を置いてきましたが、こうした将来像の実現に向けて、今後は人々の目に映る緑を増やし、景観をデザインすることに重点を置いて施策の展開を図ります。

そこで後述の緑視率*調査や街路樹剪定等の際の基準の設定等の新たな取組を行います。

2 緑の将来目標

目標① 美しい緑の景観づくり

【現状】

本市ではこれまで緑の量に対して数値目標を掲げ、緑の保全・活用・創出に努めてきました。今後は、植木の里にふさわしく、緑の美しいまちを目指すために、まちの玄関口となる場所、緑の拠点となる場所、及びそれらを結ぶ街路など、緑が多いと感じる場所を増やしていく必要があります。

【目標設定の考え方】

鉄道駅における緑視率*の調査結果によると、数値の低い箇所が存在します。まちの緑視率*が向上し、緑が多いと感じる場所が増えることによって、緑によってもたらされる潤い感、安らぎ感、さわやかさなどの心理的効果が向上し、市民や来訪者に「川口は緑が多く落ち着いた街」という印象を与えることができます。

また、緑の見た目の量を増やすことにあわせて、設置する緑の目的や効果を考慮しながら樹種を選定するなど、市民や来訪者のニーズを意識した緑をデザインし、維持管理を徹底することで、市民の緑の景観・管理に対する満足度が向上すると考えます。

【数値目標】

目標指標		平成 31 年度 (2019 年度)	2033 年度
アップ 指標	緑視率*の上昇箇所の割合	緑視率*の調査結果を 基準に上昇箇所の割合 を目標値とする	50.0%
アウト 指標 カム	周囲の景色と調和している緑の質 [緑に関する市民アンケート調査 問9②※ ¹ より]	31.3%	50.0%

※1 問9「②周囲の景色と調和している緑の質」の「満足・やや満足」の合計の割合を集計

【緑視率*の考え方】

緑視率*とは、ある地点における人間の視野内に占める緑の見かけの量の割合を示す指標です。撮影地点と撮影方向を定め、定点観測を行うことで、市内の見かけの緑の量を計測します。算出方法は、 $\text{緑視率*} = (\text{緑の面積}) \div (\text{撮影範囲})$ となっています。



<緑視率*の測定方法>

目標② 貴重な緑の保全・管理**【現状】**

本市ではこれまで「川口市緑のまちづくり推進条例*」により真に緑の保全のため必要とされる緑地について、「保全緑地*」に指定し市内に残る貴重な緑の資源として保全に努めてきました。しかし、相続等を契機とした宅地化の進行により保全緑地*が減少しており、地域にとって貴重な緑については、今後も引き続き、保全・活用することが重要であると考えます。

【目標設定の考え方】

「保全緑地*」は特に市街化区域*において指定に努めていますが、昨今、市街化調整区域*内においても緑の減少が著しいことから、今後は市街化調整区域*内においても「特別緑地保全地区*」・「保全緑地*」の指定を図り、積極的に保全していく必要があります。

また、現在指定している保全緑地*は、保全緑地*所有者の維持管理の負担が大きいことなどにより減少している側面もあることから、必要に応じ、市による借上げや自然再生活動団体との連携を深めるなど、保全緑地*所有者の負担の軽減に努めるほか、環境・社会学習の場として活用することにより、地域の共有財産であることを認識してもらうなかで、保全を進めます。

【数値目標】

目標指標		平成 31 年度 (2019 年度)	2033 年度
アウト 指標	保全すべき緑地の確保 (特別緑地保全地区*・保全緑地*の面積)	18.5ha	20.0ha
アウト 指標 カム	住まいの地域周辺で緑が多いと思う割合 [緑に関する市民アンケート調査 問7* ²⁾ より]	50.9%	60.0%

※2 問7「住まいの地域周辺で緑が多いと思う割合」の「とても多い・どちらかと言えば多い」の合計の割合を集計

目標③ 緑に親しむ環境づくり**【現状】**

本市ではこれまで公園整備や公共施設の中での緑の設置、民間の建築物の緑化の補助のほか、緑に関するイベント等を行うことで、地域にある緑をより多くの人が親しむことができるよう取り組んできました。様々な世代の市民のニーズに応えていくことで、地域の緑に対する愛着を育むことが重要であると考えます。

【目標設定の考え方】

本市には、荒川運動公園のビオトープ*や川口自然公園など、身近に緑を感じ生物と触れ合える環境があります。しかし、アンケート結果によると、生物多様性*の視点からの緑の質への満足度がかなり低い結果となっています。

そこで、今後は、生物多様性*に配慮した、公園や水辺空間の整備をより一層行うことで、市民の緑に親しむ環境づくりを進めます。

【数値目標】

目標指標		平成 31 年度 (2019 年度)	2033 年度
アウト 指標	市民が緑に親しめる公共施設等の数 (ビオトープ*・自然公園等動植物が 生息・生育できる公園等)	4箇所	8箇所以上
アウト 指標 カム	多様な生物が生息している緑の質 [緑に関する市民アンケート調査 問9-③※ ³ より]	18.2%	30.0%

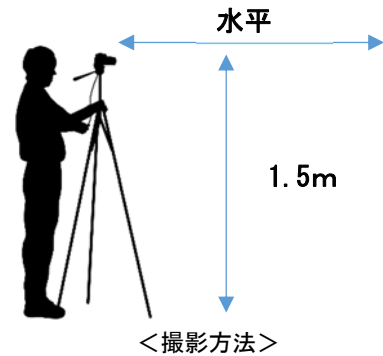
※3 問9-③「多様な生物が生息している緑の質」の「満足・やや満足」の合計の割合を集計

～緑視率*の調査手法と結果について～

(1) 緑視率*調査の概要

1) 撮影方法

一般的に普及している広角側の焦点距離が 25mm のコンパクトカメラを使用し、高さ 1.5mの視点でカメラを地面に対して平行に固定します。撮影位置は歩道の中央地点やマンホール等の動かない構造物を目印にし、正確に記録します。



2) 調査時期

撮影時期は、緑が多く、緑が映える7～9月の晴天の日を実施します。

(2) 測定場所の設定条件

緑視率*を測定する調査地点は、以下の条件を参考に設定します。

1) 川口市が取り組むまちづくりの施策と結びつく場所

川口駅と荒川運動公園を結ぶ道路や新オートレース通りなどの道路では、フラワーロードとして、沿道の緑化に取り組んでいます。

市民や来訪者にとって、緑の拠点に向かう間も花きや樹木等の緑を楽しんでもらえるよう、フラワーロードの沿道に緑視率*の調査地点を設定します。

2) 新たな公共施設の整備において緑化を推進できる場所

現在、市内では川口市役所の新庁舎や川口市立高等学校の整備が進められており、公共施設においても市民が緑を感じることができるよう、敷地内の緑化を推進しています。

そのため、今後、市民の目線レベルで緑化が把握できるよう、新たに建設される公共施設を緑視率*の調査地点として設定します。

3) 市民や来訪者が多く利用する本市の玄関口である駅

現在、本市にはJR線で3駅、埼玉高速鉄道で6駅が立地しています。こうした鉄道駅は、本市への来訪者や市外へ向かう市民の玄関口となるとともに、グリーンセンターやイイナパーク川口、埼玉県花と緑の振興センター、川口緑化センターなど、緑の拠点への出発地でもあります。

そのため、来訪者が本市に緑を感じられるとともに、市民が植木を中心とした花きに代表される本市の緑や緑化産業を意識できる場となるよう、駅前を緑視率*の調査地点として設定します。

4) 街路樹の管理方針が作成された後の街路樹が植栽された歩道

今後は、既存の街路樹や新たに植栽される街路樹を適正に維持するための管理方針を作成します。そして、緑視率*の変化を調査するため、管理方針に従って維持されている街路樹が植栽されている歩道を調査地点として設定します。

(3) 緑視率*調査の結果

	撮影地点		撮影方向	緑視率	平均値	
①	荒川運動公園へ至る道路		1	15.8%	9.4%	5.7%
			2	2.3%		
			3	6.9%		
			4	12.6%		
	青木町公園へ至る道路		1	2.5%	2.0%	
			2	0.5%		
			3	2.9%		
			4	2.1%		
②	川口市役所 新庁舎		実施なし			
	川口市立高等学校		実施なし			
③	J R 川口駅	西口	1	18.7%	12.3%	17.6%
			2	8.9%		
			3	9.2%		
		東口	1	4.8%	20.3%	
			2	13.1%		
			3	42.9%		
	J R 西川口駅	西口	1	4.9%	1.6%	
			2	0%		
			3	0%		
		東口	1	8.3%	4.6%	
			2	3.6%		
			3	1.9%		
	J R 東川口駅	出入口1	1	50.5%	46.9%	
			2	33.8%		
			3	56.3%		
		出入口2	1	27.6%	19.7%	
			2	20.8%		
			3	10.8%		
	埼玉高速鉄道 川口元郷駅		1	69.6%	53.1%	
			2	28.1%		
			3	61.7%		
	埼玉高速鉄道 南鳩ヶ谷駅		1	11.3%	17.3%	
			2	14.7%		
			3	25.8%		
	埼玉高速鉄道 鳩ヶ谷駅		1	31.1%	37.4%	
			2	67.2%		
			3	13.9%		
	埼玉高速鉄道 新井宿駅		1	8.4%	21.7%	
			2	17.0%		
			3	39.7%		
	埼玉高速鉄道 戸塚安行駅		1	28.9%	18.8%	
			2	18.6%		
			3	8.8%		
④	街路樹が植栽された歩道		実施なし			

3 緑の配置方針図

市内における緑の配置方針を体系的に示すため、下記方針により設定した緑のエリア・ネットワーク・拠点を「緑の配置方針図」として位置づけます。なお、市内全体で緑の保全、創出、活用に積極的に取り組んでいくために、本市全域を「緑化重点地区*」とします。

■緑の保全と創出エリア

○緑の保全エリア

安行近郊緑地保全区域*を含む市域の北部に位置し、安行台地の斜面林や植木畑など、連続した緑が多く残る地域であるため、既存の緑地や水辺を保全するエリアとして設定します。

安行近郊緑地保全区域*

安行近郊緑地保全区域*においては、一定の条件を満たす建築行為を許容する中で、敷地内の緑化を義務づける等、都市的土地利用との共存により緑を保全します。

○緑の創出エリア

市域の中央から南部にかけて位置し、工業、商業、流通・サービス業など、多様な産業と住宅地から成る市街化が進行している地域であるため、周辺環境との調和を図りつつ、新たな緑を創出するエリアとして設定します。

■水と緑のネットワーク

○水の骨格

荒川、芝川、見沼代用水等、市域を流れる大小様々な河川や水路を「水のネットワーク」として重要な骨格と位置づけます。

○緑の骨格

安行台地の斜面林を中心として、水辺の緑とともに「緑のネットワーク」として重要な骨格と位置づけます。

広域圏における役割

また、さいたま市から本市北部の一部にかかる見沼田んぼは、首都圏及び埼玉県域における広域圏での貴重な緑の大規模空間です。

その見沼田んぼの東西の縁を流れ、本市域に至る見沼代用水と、その支線である赤堀用水は、用水沿いに連続する斜面林の景観と一体となり、広域圏の中での水と緑の骨格の一部を形成しています。

■緑の保全・活用拠点

○豊かな自然環境を維持・保全する拠点

荒川河川敷のビオトープ*やイチリンソウ*自生地など、一部限定して公開している場合も含め「豊かな自然環境を維持・保全する拠点」として位置づけます。

○一般公開されている緑の拠点

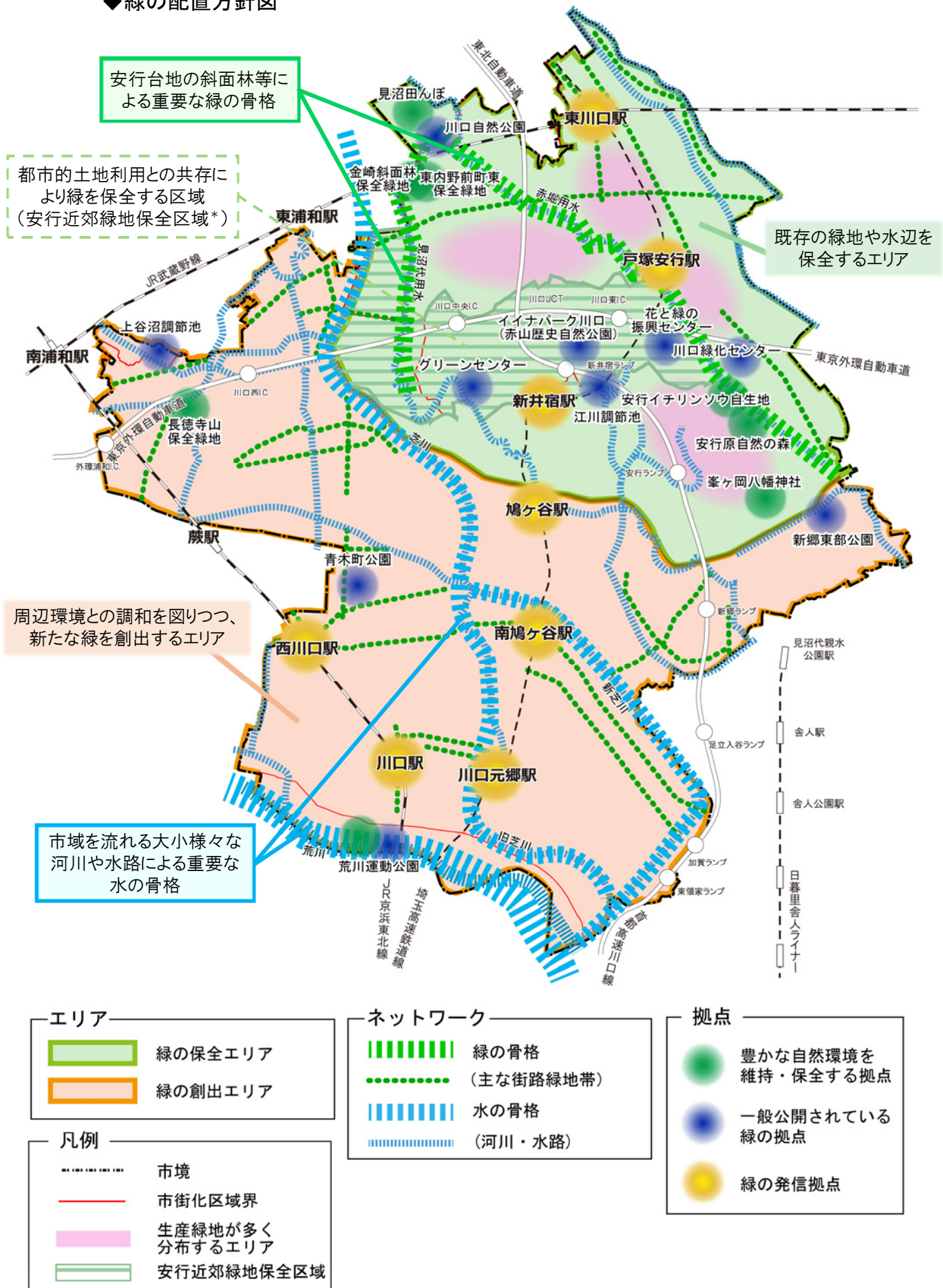
イイナパーク川口（赤山歴史自然公園）をはじめ、市民に広く利用されている公園や調節池広場等を「一般公開されている緑の拠点」として位置づけます。

また、グリーンセンターや川口緑化センター等では、緑に興味を持った人材の育成やイベントの実施、植木の里としての情報発信やPR等の活動を推進します。

○緑の発信拠点

本市の顔となる駅周辺を「緑の発信拠点」として位置づけ、親しみやすく四季の変化が感じられる良好な景観形成を図ります。

◆緑の配置方針図



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第4章 緑のまちづくりに向けた機能別方針

1 緑のまちづくりに向けた機能別方針

1. 緑のまちづくりに向けた機能別方針

本市の緑を取り巻く課題を踏まえ、緑のまちづくりに向けた機能別方針を以下に示します。

(1)美しい景観づくりに 係る方針	1)本市を代表する景観の保全	①植木の里としての個性ある景観の維持・向上 ②都市的土地利用との共存による緑の減少の抑制 ③河川・水路沿いの潤いのある水辺景観の整備・活用の推進 ④安行台地に形成される斜面林の景観の維持・向上
	2)都市景観の形成	⑤本市の顔となる鉄道駅周辺におけるふさわしい良好な緑の景観の創出
	3)歴史・文化資源周辺の景観の継承	⑥地域で育まれた歴史・文化と調和した緑の景観の保全・創出
	4)住宅地等の良好な景観の創出	⑦住宅地における緑の景観の創出 ⑧住・工混在地域や工場が多い地域における良好な緑の景観の創出
(2)自然環境の保全に 係る方針	1)本市の水と緑の骨格を形成する自然環境の保全	①安行・神根地域を中心として広がる農地等の保全 ②河川・水路沿いの潤いのある水辺環境の形成 ③安行台地に形成される斜面林の維持・保全
	2)緑を活用した都市環境への負荷の軽減	④密集化が進行している市街地の緑の創出と環境負荷の軽減 ⑤風の道となる斜面林・河川・水路の連続性の確保の推進 ⑥生産緑地地区*の維持・保全
(3)緑を活かした レクリエーション創出に 係る方針	1)自然とふれあえる環境の創出	①自然とふれあえる水辺や緑地の活用の推進 ②都市農地*の活用の推進
	2)広域圏にわたるレクリエーション拠点の創出	③広域活動拠点の整備・活用の推進
	3)日常圏におけるレクリエーションの場の整備	④地域住民のニーズに対応した公園・緑地の機能の充実 ⑤潤いのある水辺空間のネットワーク化の推進
(4)生物多様性*の保全 に係る方針	1)動植物が生息・生育できる緑地空間の創出	①動植物の生息・生育できる緑の保全・創出
	2)多様な動植物の把握と周知	②生物調査に基づく動植物に配慮した環境の維持・保全
(5)安全・安心な 環境づくりへの貢献に 係る方針	1)緑による災害に対応する機能の強化	①水害に備えた貯留施設等の整備と維持管理の強化 ②自然災害等に備えた樹木の適正な管理の推進
	2)避難場所の確保	③農地等の緑地の一時的な避難場所への活用 ④広域避難場所*等の防災機能の充実

(1) 美しい景観づくりに係る方針

1)本市を代表する景観の保全

①植木の里としての個性ある景観の維持・向上

安行・神根地域等に広がる農地等の減少を食い止めるため、川口市農業基本計画（川口市都市農業振興計画）の運用により、担い手育成の支援や緑のまちづくりを推進し、農業振興を通じて農地等の保全と個性ある景観の維持・向上を目指します。

②都市的土地利用との共存による緑の減少の抑制

安行近郊緑地保全区域*に指定されている区域内の市街化調整区域*では、既存の緑を守ることが前提としながらも、一定の条件を満たす建築行為を許容する中で、敷地内の緑化を義務づけるなどの制度を検討して、緑の減少を抑制します。

③河川・水路沿いの潤いのある水辺景観の整備・活用の推進

市内を流れる大小多くの河川や水路の水辺の適切な維持管理を実施し、貴重な潤いのある水辺景観として維持するとともに、親水護岸や緑道の整備などにより良好な水辺景観を創出します。

④安行台地に形成される斜面林の景観の維持・向上

安行台地に残る斜面林は、特別緑地保全地区*や保全緑地*等の指定を推進するとともに、必要に応じて公有地化を検討することで、積極的な保全を図ります。

2)都市景観の形成

⑤本市の顔となる鉄道駅周辺におけるふさわしい良好な緑の景観の創出

本市の顔となる鉄道駅周辺を本市にふさわしい緑の景観としていくために、管理ボランティア団体等との連携による花壇やプランター等の設置、緑化指導の中で誘導する壁面緑化*などにより、デザインされた緑の景観の創出や緑視率*の向上に取り組みます。

また、植木の里への玄関口となる鉄道駅では、緑化産業事業者と協力して緑化産業をPRできる緑の景観を創出します。

3)歴史・文化資源周辺の景観の継承

⑥地域で育まれた歴史・文化と調和した緑の景観の保全・創出

本市に残る数多くの歴史や文化の感じられる緑の景観を保全し、次世代の貴重な財産として、子どもたちに継承していきます。

また、まとまった緑地の保全緑地*や保存樹木*への指定等を引き続き推進し、地域の特徴的な景観としての保全を図ります。

4)住宅地等の良好な景観の創出

⑦住宅地における緑の景観の創出

再開発事業や土地区画整理事業*等に伴い創出された公開空地や、公園等において継続した管理を行っていくため、近隣住民や緑化産業事業者等と協力し、住宅地の中に良好な緑の景観を創出します。

また、緑の景観が不足している住宅地では、生け垣・植込地の設置や屋上緑化*など、緑化補助事業の活用により緑化を推進します。

⑧住・工混在地域や工場が多い地域における良好な緑の景観の創出

住・工混在地域や工場が多い地域では、壁面緑化*や屋上緑化*など、緑化補助事業を活用した緑化を推進し、緑の景観を創出します。

(2) 自然環境の保全に係る方針

1)本市の水と緑の骨格を形成する自然環境の保全

①安行・神根地域を中心として広がる農地等の保全

安行・神根地域等に広がる農地等の減少を食い止めるため、川口市農業基本計画（川口市都市農業振興計画）の推進による農業振興を図るほか、市民農園や体験農園、学校ファーム*等、農地の活用を通じて農地の保全を図ります。

また、植木の里としての魅力を高め市内外に広くPRし、農業を活性化することにより、農地等の保全を図ります。

②河川・水路沿いの潤いのある水辺環境の形成

市内を流れる大小多くの河川や水路の水辺の適切な維持管理を実施し、貴重な安らぎのある水辺空間として維持するとともに、水質の改善や親水護岸の整備等により良好な水辺空間を創出します。

③安行台地に形成される斜面林の維持・保全

安行台地の斜面林は、動植物の貴重な生息・生育の場として、特別緑地保全地区*や保全緑地*への指定を推進するとともに、必要に応じて公有地化の検討により保全を図ります。

2)緑を活用した都市環境への負荷の軽減

④密集化が進行している市街地の緑の創出と環境負荷の軽減

密集化が進行している市街地においては、土地区画整理事業*・住宅市街地総合整備事業等を通じて公園の整備を進めるほか、建物等の開発に併せて緑の創出を図ります。

また、住宅の生け垣や植込地等に対する緑化補助事業の活用を推奨し、積極的に緑の創出を図ります。

⑤風の道となる斜面林・河川・水路の連続性の確保の推進

斜面林や河川・水路をはじめ、市内で風の道となる緑が分断している箇所については、保全緑地*等への指定を検討するとともに、様々な手段を用いて市街地との緑の連続性の確保に努めます。

⑥生産緑地地区*の維持・保全

生産緑地地区*の制度変更の周知と合わせて、新規指定や特定生産緑地地区*への指定の更新を検討し、生産緑地地区*の維持・保全に努めます。

(3) 緑を活かしたレクリエーション創出に係る方針

1) 自然とふれあえる環境の創出

① 自然とふれあえる水辺や緑地の活用の推進

市内に点在する水辺空間や緑地については、自然体験教室のような子どもから大人まで参加できる学習機会を提供し、活用していきます。

② 都市農地*の活用の推進

市民農園等の農地が備える多様な機能を活用した取組を支援することにより、市民に身近な都市農地*の必要性を認識してもらえよう取り組みます。

2) 広域圏にわたるレクリエーション拠点の創出

③ 広域活動拠点の整備・活用の推進

イイナパーク川口（赤山歴史自然公園）は、一部供用開始エリアの追加整備に加え、北側の未整備区域については、自然の生態系*に配慮した整備を進めます。

グリーンセンターや青木町公園は、今後、計画的に改修を行っていくことで活性化を図ります。

3) 日常圏におけるレクリエーションの場の整備

④ 地域住民のニーズに対応した公園・緑地の機能の充実

土地区画整理事業*を通じて公園の整備を推進するほか、空地を活用した緑地の整備として市民緑地認定制度*の導入や、無償提供公園として用地を借り受けるなどにより、公園、緑地の充実に努めます。

さらに、誰もが快適で身近に感じられる公園となるよう、ユニバーサルデザイン*を推進します。

⑤ 潤いのある水辺空間のネットワーク化の推進

旧芝川などの市管理河川におけるネットワークの未整備区間では、継続的な親水護岸の整備等を実施することで、未整備区間の解消に努めます。

また、河川・水路沿いでの散策をはじめ、水辺の環境学習の実施など、市民に活用してもらえよう、水と緑のネットワークの周知を推進します。

(4) 生物多様性の保全に係る方針

1) 動植物が生息・生育できる緑地空間の創出

① 動植物の生息・生育できる緑の保全・創出

公園や河川沿いの緑地・緑道などの動植物の生息・生育の場については、環境保全を前提とした動植物に配慮した資材や工法による整備を行っていきます。特に、イイナパーク川口（赤山歴史自然公園）の整備にあたっては、生態系*の生息・生育に配慮した樹種の選定・植樹を行い、その他、土地区画整理事業*で整備される調整池等についてはビオトープ*を設置するなど、動植物が生息・生育できる緑地空間の創出を図ります。

また、動植物の保護に関するルール作りを行うなど、ビオトープ*拠点の維持・保全に努めます。

2) 多様な動植物の把握と周知

② 生物調査に基づく動植物に配慮した環境の維持・保全

生物調査を実施し、市内の様々な緑の環境において、どのような動植物が生息・生育しているのか把握するとともに、動植物に配慮した緑の環境の維持・保全に努めます。

また、市民へ生物調査の結果を公開することで、動植物にふれあえる機会を創出するとともに、市民が動植物の生息・生育できる緑の環境を理解してもらえる取組を進めます。

(5) 安全・安心な環境づくりへの貢献に係る方針

1) 緑による災害に対応する機能の強化

① 水害に備えた貯留施設等の整備と維持管理の強化

水害に対応するため、日常的には公園として活用できる調節池等の貯留施設の整備を推進します。

また、農地や公園等の緑地を適正に維持・保全していくことで、雨水の保水・貯留による洪水防止機能を高め、水害の発生を抑制していきます。

② 自然災害等に備えた樹木の適正な管理の推進

保全緑地*は、土地所有者に対し、補助金等の維持管理にかかる支援策をPRし、活用していただくとともに、自然再生活動団体等の協力を得ながら適正な管理を実施し、日常から樹木の生育状況の把握に努めます。

また、街路樹についても、街路緑地帯愛護会への支援や、維持管理の基準等を策定する中で適正な管理を実施できる仕組みを検討していきます。

2) 避難場所の確保

③ 農地等の緑地の一時的な避難場所への活用

生産緑地地区*等の農地については、農地の持つ災害時の避難場所や防災空間としての機能の活用・周知方法を検討していきます。

④ 広域避難場所*等の防災機能の充実

グリーンセンターは広域防災拠点として、物資の備蓄・集積拠点を兼ねているため、敷地内のオープンスペース*の確保に努めます。

また、広域避難場所*への誘致距離が離れた場所では、市民に対しホームページやハザードマップ*等を通じて、一次避難場所や一とき避難広場*、広域避難場所*となっている身近な公園の位置の周知に努めます。

第5章 緑地等の整備・管理方針

- 1 施設緑地
- 2 地域制緑地

1 施設緑地*

市内には、施設緑地*として都市公園のほか、公共施設や民間施設の敷地内の緑地を見ることができます。しかし、施設の老朽化をはじめ、公園等の管理の質の低下や利用ルールが定められていないなどの課題が顕在化しています。

こうした施設緑地*の課題を改善し、適正に維持していくため、以下に示した方針に従って整備・管理を実施します。

(1) 都市公園

1) 総合公園（グリーンセンター・イイナパーク川口）

《グリーンセンター》

1967年に川口市立花木植物園として開業したグリーンセンターは、大温室や花壇等の農業振興や緑地保全としての機能を有しているほか、展望すべり台や流水プール等のレクリエーションの機能も有しています。しかし、開園から50年以上が経過し、園内の各種施設・設備で老朽化が進行しています。

そのため、今後は、各種施設・設備の更新を計画的に進める予定です。

《イイナパーク川口》

現在も整備が進められているイイナパーク川口（赤山歴史自然公園）は、歴史自然資料館では、赤山や川口市の歴史が学べる機能を有するほか、子ども向け大型遊具によるレクリエーション機能、地域物産館では、地場農産物の販売など都市農業を含む地域経済の活性化に資する機能も有しています。現在は、同施設の一部が供用開始していますが、今後、全面供用開始に向けて引き続き整備を進めます。

また、イイナパーク川口周辺において、農地を開放するオープンナーセリー*としての活用を計画しており、イイナパーク川口の全面供用開始にあわせ、周辺の農業者と連携を図っていきます。

2) 運動公園（青木町公園・荒川運動公園）

《青木町公園》

青木町公園は、陸上競技場や野球場、プール等の運動施設としての機能、ジョギングコースやスポーツ教室等を通じたコミュニティ形成としての機能を有しています。しかし、現在、公園内の施設の老朽化が進行している課題があります。

そのため、今後も引き続き、老朽化した園内の各種施設・設備の更新や、更なる機能の拡大を検討していきます。

＜荒川運動公園＞

荒川運動公園では、2017年にバーベキュー場とドッグランが整備されたことで、市民のレクリエーションの場としての機能が一層高まりました。公園内には、ゴルフ場や野球場、ラグビー場もあり、運動施設としての機能も有しています。また、公園内のビオトープ*では様々な動植物を見ることができます。

今後も更なる機能の充実を図るため、民間事業者等との連携により、サービスの質の維持・向上に努めます。

3) 地区公園*（川口自然公園・新郷東部公園）

＜川口自然公園＞

川口自然公園は、見沼たんぼ内に整備されており、野鳥や昆虫等、様々な動植物を見ることができます。今後も引き続き、生物の生育・生息場所としての維持・整備に取り組んで動植物の保全を図っていくとともに、自然と触れ合える環境学習の場としての整備を進めます。

＜新郷東部公園＞

新郷東部公園は、調節池機能を有している公園であり、2011年からは多目的広場内もエリアごとに利用区分を定めて活用されています。今後は、公園利用者の意向を把握しニーズに対応したルールづくりを検討するとともに、防災機能と合わせた公園としての機能・施設の維持管理に取り組みます。

4) 近隣公園*・街区公園*

近隣公園*や街区公園*は、町会・自治会や指定管理者、管理委託業者によって管理が行われています。しかし、町会・自治会による管理は、参加者の減少と高齢化による公園管理の質の低下が生じ、継続的な維持管理活動が困難な状態にあります。そのため、管理においては、町会・自治会を中心にボランティア団体等へも管理活動への参加を促し、町会・自治会への負担を軽減していくことを検討していきます。

また、近隣公園*や街区公園*では、幼児から高齢者まで多世代が利用することからボール遊びやペットの散歩等の行為制限を行っていますが、利用者のニーズに応えられず、利用率の低下につながっている公園もあります。そこで、公園の利用においては、利用者のニーズを反映し、地域性や公園ごとの特性を活かした利用方法・ルールづくりができるよう検討していきます。

5) 特殊公園

新郷若宮公園は、歴史・文化財である新郷貝塚が保存された公園であることから、歴史・文化を学習する公園として、今後も適切かつ継続的に管理を実施することにより、歴史・文化財の保全と市民への学習の場の提供を図ります。

（２）公共施設緑地

＜＜街路樹整備＞＞

市内には、歩行者や自転車の通行の改善や交通環境の見直し等により、撤去される街路樹がみられます。今後、街路樹は、歩道の幅員や道路の利用者数等を踏まえて路線を選定した上で植栽を進めます。

＜＜街路樹維持管理＞＞

現在、街路樹周辺の清掃・美化活動に対して、街路緑地帯愛護会の協力を得ていますが、こうした団体の高齢化や人手不足等により、活動が困難な状況に直面しています。街路樹のある美しい道路環境の維持に向けて、こうした活動への参加の周知や呼びかけを行うことで、継続性の高い維持管理を進めます。

また、街路樹等の維持管理を行う際に、樹木の特性を考慮した剪定等の手法に基準がないため、周辺環境との調和が図られていません。街路樹等の維持管理を行ううえで、路線や樹種ごとに基準を定め、美しい街路空間の創出を図ります。

＜＜歩道＞＞

街路樹の植栽が困難な道路については、通行の妨げにならない規模や場所への花壇やプランターの設置等により、歩道の緑化を推進します。

＜＜公共施設＞＞

良好な緑化の事例となるよう、「川口市緑のまちづくり推進条例*」による現行の緑化基準を上回る緑化率を確保するとともに、エントランス部分や接道部等の緑視率*を考慮した緑化手法や市産品を活用した屋上緑化*等を積極的に取り入れるなど、利用者が潤いと安らぎを実感できる緑の創出を図り、まちに寄与する緑化に努めます。



＜街路樹＞



＜川口市立高等学校＞

(3) 民間施設緑地**《社寺林の保全緑地*への指定》**

市内の寺社境内地には、歴史や文化が感じられる緑が多く存在します。こうした貴重な緑は、市民共有の財産として後世に継承していくことが望ましいことから、所有者の協力により保全緑地*に指定することで、適正な管理による緑の保全を図ります。

《農地の生産緑地地区*への指定》

市街化区域*内の農地は、宅地への転用などにより減少し続けています。しかし、こうした農地は本市の貴重な緑を形成しています。

そこで、市街化区域*の農地については土地利用状況や地権者の意向を踏まえ、生産緑地地区*への新規指定を促すなど、緑の維持を図ります。

また、2022年に当初指定から30年が経過する生産緑地地区*については、市全体の土地利用状況を勘案しつつ、特定生産緑地地区*への指定の更新を検討していきます。

《建築物の建築に伴う敷地内緑化》

建築物の建築に伴う敷地内緑化を推進するために、一定規模以上の建築物の建築に対する緑化基準を設け、建築時に基準に沿った緑化計画書の届出を義務づけることで、周辺環境と調和した緑の景観を創出します。

《市民緑地認定制度*の活用》

企業や民間団体等が、設置管理計画を作成して市長の認定を受けることで、民有地を地域住民が利用する緑地として一定期間活用できる制度です。

認定の対象となる「緑化地域*」及び「緑の基本計画」に定められた「緑化重点地区*」等の中で公園等が不足している地域では、制度の活用を検討していきます。



＜峯ヶ岡八幡神社＞



＜密蔵院＞

2 地域制緑地*

市内には、地域制緑地*として安行近郊緑地保全区域*等の国の法律で定められた緑地や、埼玉県、川口市の条例で定められた緑地を見ることができます。しかし、安行近郊緑地保全区域*での緑を伴わない土地利用のほか、2022年に当初指定から30年が経過する生産緑地地区*への対応や、市街化区域*内の農地の減少、保全緑地*の維持管理の負担増などの課題が顕在化しています。

こうした地域制緑地*の課題を改善することで、以下に示した方針に従って保全するとともに、適正に維持管理を実施します。

(1) 安行近郊緑地保全区域*

首都圏近郊緑地保全法*に基づき、近郊緑地保全計画が策定されている安行近郊緑地保全区域*は、田園的自然環境を保全することを主とした地域となっています。

樹林地や、植木を中心とした花きを生産する植木畑で構成されてきた当該区域でしたが、緑化産業の需要減少、農業従事者の後継者不足の影響や、緑の維持にかかるコストを所有者のみに求めてきた結果、良好な緑の状態を保つことが難しい状況が生じています。

さらに、当該区域のうち、市街化調整区域*では、土地利用の選択肢が限定的であることから、駐車場や資機材置き場等の、緑を伴わない土地利用が増加しています。

そこで、当該区域のあるべき姿と今後の姿がこれ以上乖離することを回避するため、「現状維持の保全」から「緑地の維持・保全に貢献する土地利用を通じた保全」という考え方に方針を転換し、「都市的土地利用と共存した緑の保全を図る」こととし、安行近郊緑地保全区域*における緑の保全の方針を以下のとおり設定します。

1) 今ある緑を守る

グリーンセンター、イイナパーク川口（赤山歴史自然公園）など、緑の拠点となり得る公共施設等の周辺については、オープンガーデン、オープンナーセリー*等、土地所有者との協働による緑の保全・活用を推進し、斜面林や社寺林などの緑については、「川口市緑のまちづくり推進条例*」に基づく保全緑地*に新たに指定することや、特に天然記念物や旧跡などに指定されている箇所周辺の周辺については、特別緑地保全地区*、近郊緑地特別保全地区の指定による保全策を検討していきます。

さらに、地域制緑地*として指定を受けた箇所については、必要に応じて、公有地化を積極的に図ることなどを通じて、安行近郊緑地保全区域*の本来の姿をとどめている箇所の良好な景観を保持します。また、市街化区域*内農地については、生産緑地法*に基づく生産緑地地区*の指定を推奨していくことで市街化区域*内の農地の保全を図ります。

2) 周辺景観と調和した都市的土地利用との共存により緑の減少を抑制

市街化調整区域*では、建築物の建築が制限され、土地利用の選択肢が限定的であることから、駐車場や資機材置き場等の緑を伴わない土地利用が増加しています。

こうした建築物の建築を伴わない土地利用の転換による緑の減少を抑制するため、一定の条件を満たす建築物の建築を認めるなかで、敷地内の緑化を義務づけることや、建築物の建築を伴わない土地利用に対して周辺の景観と調和した緑化を誘導することにより、土地利用転換時の緑の減少を抑制します。

3) 質の高い緑を維持、創出する

市内の緑化産業事業者等との協力・連携を通して、建築行為に伴い設置する緑のデザイン等に関するガイドライン策定や設置された緑を担保する仕組みの導入など、緑が継続して管理される体制を整えることで、良好な緑の維持・創出を図ります。

1)～3)の方針に基づく施策の推進及び、積極的な周知により、既に土地利用転換が行われ、緑が失われている箇所については、緑化を伴うことを前提とした一定の建築行為を伴う土地利用への再転換を促し、失われた緑の創出を図ります。

《保全方策》

1) 既存の緑が継続して維持管理される支援・仕組みづくりに向けた検討

- ① 今後も、農業を続けて行きたいと考える土地所有者へは、「川口市農業基本計画（川口市都市農業振興計画）」に基づく支援策を講ずることで、緑の維持・保全を図ります。
- ② 斜面林や社寺林等の緑については、「川口市緑のまちづくり推進条例*」に基づく保全緑地*への新規指定を検討し、特に重要な箇所については、特別緑地保全地区*等の指定も検討していきます。
- ③ 市街化区域*内の農地に対しては、生産緑地法に基づく生産緑地地区*の指定の推進を検討していきます。
- ④ 地域制緑地*等の指定を受けている緑のうち、特に重要な箇所については、必要に応じて、公有地化を検討していきます。

2) 市街化調整区域*の性格を踏まえた新たな施設への土地利用転換や、建物の建築を伴わない土地利用への転換に伴う緑地の創出の義務づけに向けた検討

- ① 建築物の建築を伴わない土地利用への転換による緑の減少を抑制するため、本地区に対する需要が高く、緑地の維持・保全をはじめ総合的な貢献度の高い土地活用の選択肢を増やし、緑地の創出に向けた緑化基準を伴って、市街化調整区域*の性格を維持する建物の用途に限り、前面道路幅員や敷地面積等の土地条件に応じて建築物の建築を認めることで、持続的な緑の維持・創出を図る方策を検討していきます。（優良田園住宅*、流通業務等施設*）

※敷地面積における緑化率（優良田園住宅* 概ね 50%）

（流通業務等施設* 概ね 25%）で検討

- ② 駐車場や資機材置き場等、建築物の建築を伴わない土地利用を「川口市緑のまちづくり推進条例*」の対象とするとともに、安行近郊緑地保全区域*の届出と同時に緑化計画書を提出するなどの運用の工夫を行うなどによって、敷地の外周部に周辺の景観と調和する緑化施設の設置を求めるなどの方策を検討していきます。

3) 市内の緑化産業事業者との協力・連携等による、質の高い緑、特徴ある植木畑の景観の維持・創出に向けた検討

- ① 植木畑が連なる景観と調和する緑の創出を誘導することで、地区全体として良好かつ質の高い緑化を実現するため、土地利用転換にあたっては、地元の造園業者と協力・連携し、建築行為に伴い設置する緑のデザイン等に関するガイドライン策定や、設置された緑が継続して管理される体制を検討していきます。

- ② 緑化産業事業者との連携を通じて、緑化産業の需要拡大につなげ、農地の減少抑制につながる仕組みを検討していきます。
- ③ 緑地や農地からの土地利用転換を把握し、緑の維持の状態を継続的に把握するための緑化産業事業者と連携した仕組みを検討していきます。

（２）生産緑地地区*

＜保全＞

生産緑地地区*は、農家の減少や宅地への転用などにより、過去10年で14%減少しています。しかし、生産緑地地区*は、市街化区域*内で貴重な緑を形成しているため、土地利用状況や地権者の意向等を踏まえ、新規指定を促すほか、2022年に当初指定から30年が経過する生産緑地地区*については、市全体の土地利用状況を勘案しつつ、特定生産緑地*地区への指定の更新を検討していきます。

＜活用＞

生産緑地地区*は、農産物の生産の場としてだけでなく、多様な機能を持っています。そこで、生産緑地地区*を市民農園等に活用できるような仕組みを検討していきます。

（３）保全緑地*

＜維持＞

市内には34箇所（平成31年2月末時点）の保全緑地*が指定されていますが、保全緑地*所有者の維持管理の負担が大きいことなどにより減少しています。

そのため、現行の維持管理の支援を継続的に実施するとともに、市による借上げによる維持管理や、自然再生活動団体と連携した維持管理を進めるほか、新たな支援策を検討することで保全緑地*所有者の負担を軽減します。

また、特別緑地保全地区*等への指定や、さらには必要に応じて公有地化も検討していきます。

＜活用＞

保全緑地*は市民にとって貴重な緑であるため、自然観察等イベントの開催や環境・社会学習等の場として、また、自然と触れ合える場として、緑地の公開に向けて検討していきます。

緑地の様々な活用の推進により保全緑地*が市民の共有財産であると認識してもらうことを通じて、地域住民やボランティア団体と連携した活用の仕組みを検討していきます。

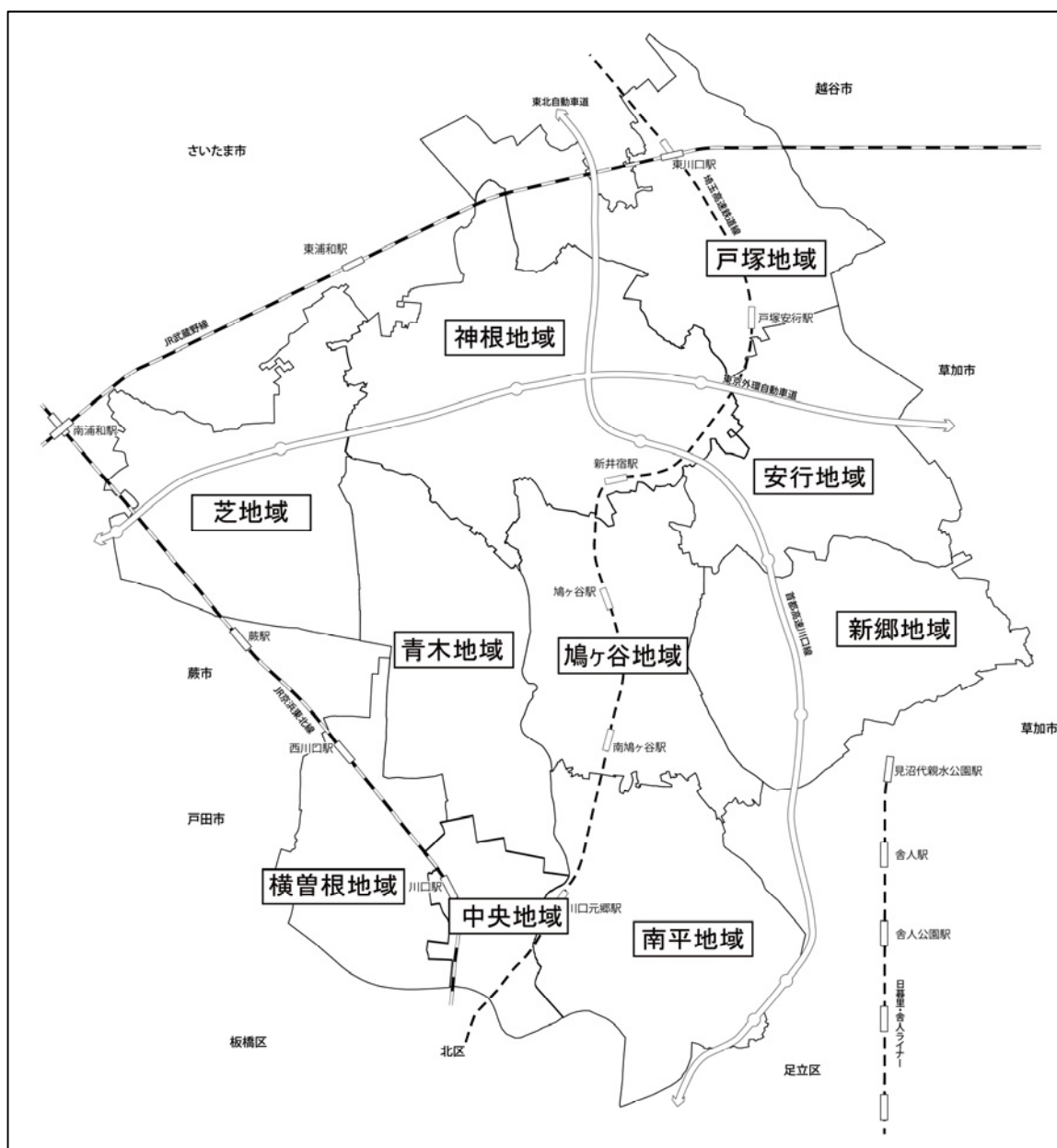
第6章 地域別方針

1 地域別の緑の方針

1 地域別の緑の方針

「第5次川口市総合計画」及び、「川口市都市計画基本方針（平成29年3月）」において定める本市の10の地域ごとの緑の特徴や課題をふまえ、第3章から第5章までに示した方針から主な地域の要素を抽出し、各地域ごとに整理しました。

■ 地域区分図



中央地域

（１）地域の緑の特色

- 本地域は、荒川を挟んで東京都に隣接し、ＪＲ川口駅が位置しており本市の南の玄関口となっている地域です。
- ＪＲ川口駅周辺は、川口西公園が整備されているほか、再開発事業等が進められてきたため、集合住宅の敷地に公開空地等が確保された箇所も多く、緑化が図られている地域です。
- 地域の東側を流れる旧芝川では、親水空間が整備されており、潤いのある水辺の空間を形成しています。



JR 川口駅 西口



JR 川口駅 東口

（２）主要な緑の方針

１）駅前を中心とした良好な緑の景観の創出と緑視率*の向上

川口西公園は、川口駅前の顔となる貴重な空間であることから、適切な管理を行うとともに、ペDESTリアンデッキと一体となった緑の空間とするべく、管理ボランティア団体等との連携による花壇やプランター等の設置や緑化指導の中で誘導する壁面緑化*などにより、デザインされた緑の景観の創出や緑視率*の向上に取り組めます。

また、商業・業務機能が集積した川口駅周辺の良好な緑の景観を創出していくために、再開発事業等を通じて、建物の敷地の緑化を進めます。

２）住宅地における緑の景観の維持・向上

再開発事業等に伴い創出された公開空地等で継続的な緑地の管理を行っていくため、市民緑地認定制度*の導入など、近隣住民や緑化産業事業者等と協力する手法を検討していきます。

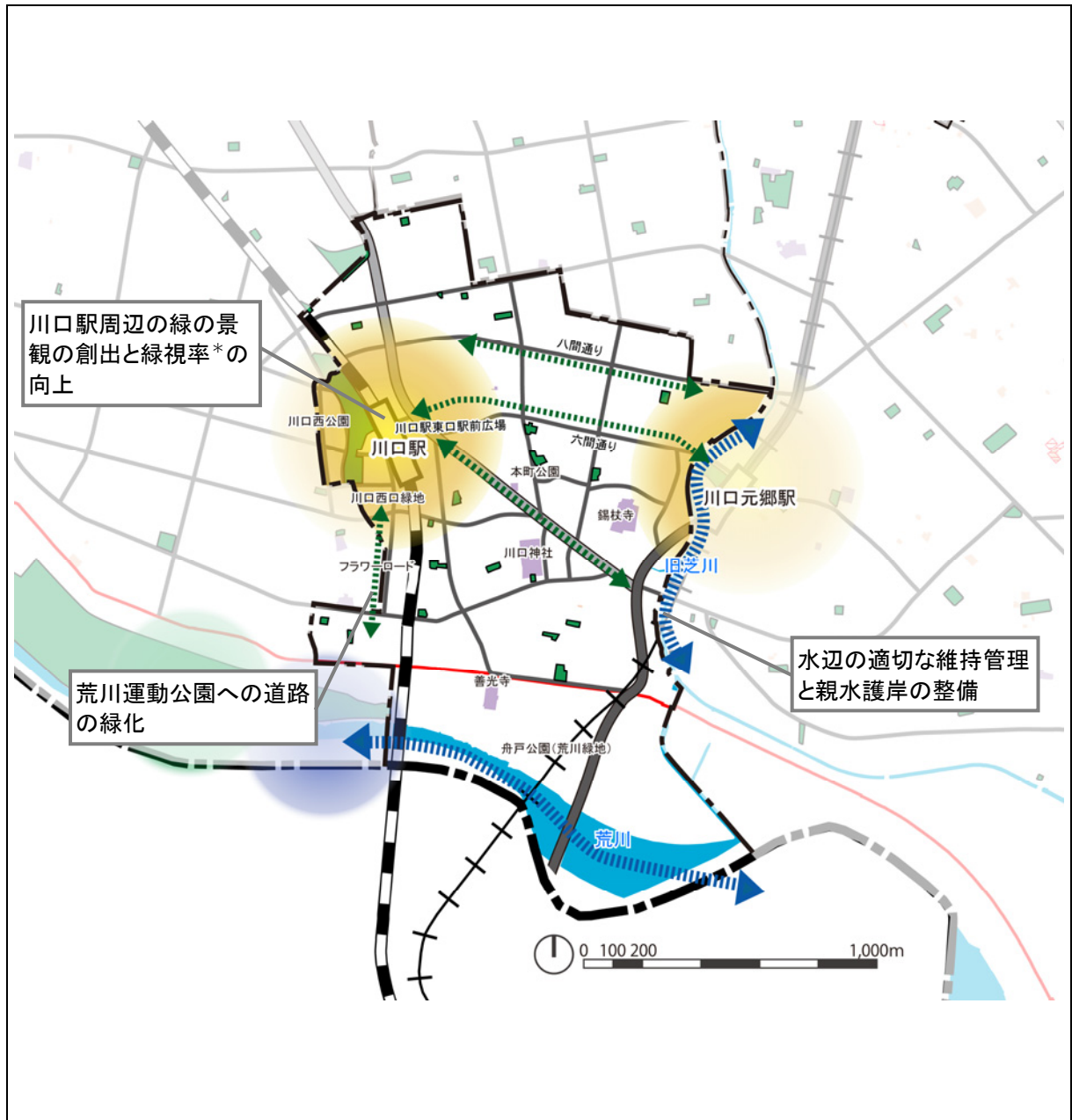
また、緑の景観が不足している住宅地では、生け垣・植込地の設置や屋上緑化*など、緑化補助事業等の活用により緑化を推進します。

３）河川沿いの潤いのある水辺の環境や景観の整備・活用

旧芝川などの河川の水辺の適切な維持管理を実施し、貴重な潤いと安らぎのある水辺空間や景観を維持するとともに、水質の改善や親水護岸の整備等を推進します。

また、自然体験教室のような子どもから大人まで参加できる学習機会を提供し、活用していきます。

【中央地域の緑の配置方針図】



凡 例

都市公園
都市緑地
社寺

市街化区域界

<拠点>

緑の発信拠点

<ネットワーク>

水のネットワーク

緑のネットワーク

横曽根地域

（１）地域の緑の特色

- 本地域は、JR 西川口駅が立地し、住宅・工場・商業が混在した市街地が形成されている地域となっています。
- 地域の南側には広大な荒川河川敷が広がり、バーベキュー広場、ドッグランなども整備された荒川運動公園は、市民のスポーツ・レクリエーションの場となっています。
- 荒川運動公園内に整備されたビオトープ*は、市民にとって自然とふれあえる貴重な場となっています。



JR 西川口駅 西口



荒川運動公園

（２）主要な緑の方針

1) 駅前を中心とした良好な緑の景観の創出と緑視率*の向上

西川口駅周辺は、東・西口ともに駅前広場周辺の緑の量が充分とは言えない状況であることから、管理ボランティア団体等との連携による花壇やプランター等の設置、緑化指導の中で誘導する壁面緑化*などにより、デザインされた緑の景観の創出や緑視率*の向上に取り組めます。

2) 自然とふれあえる水辺や緑地の活用の推進

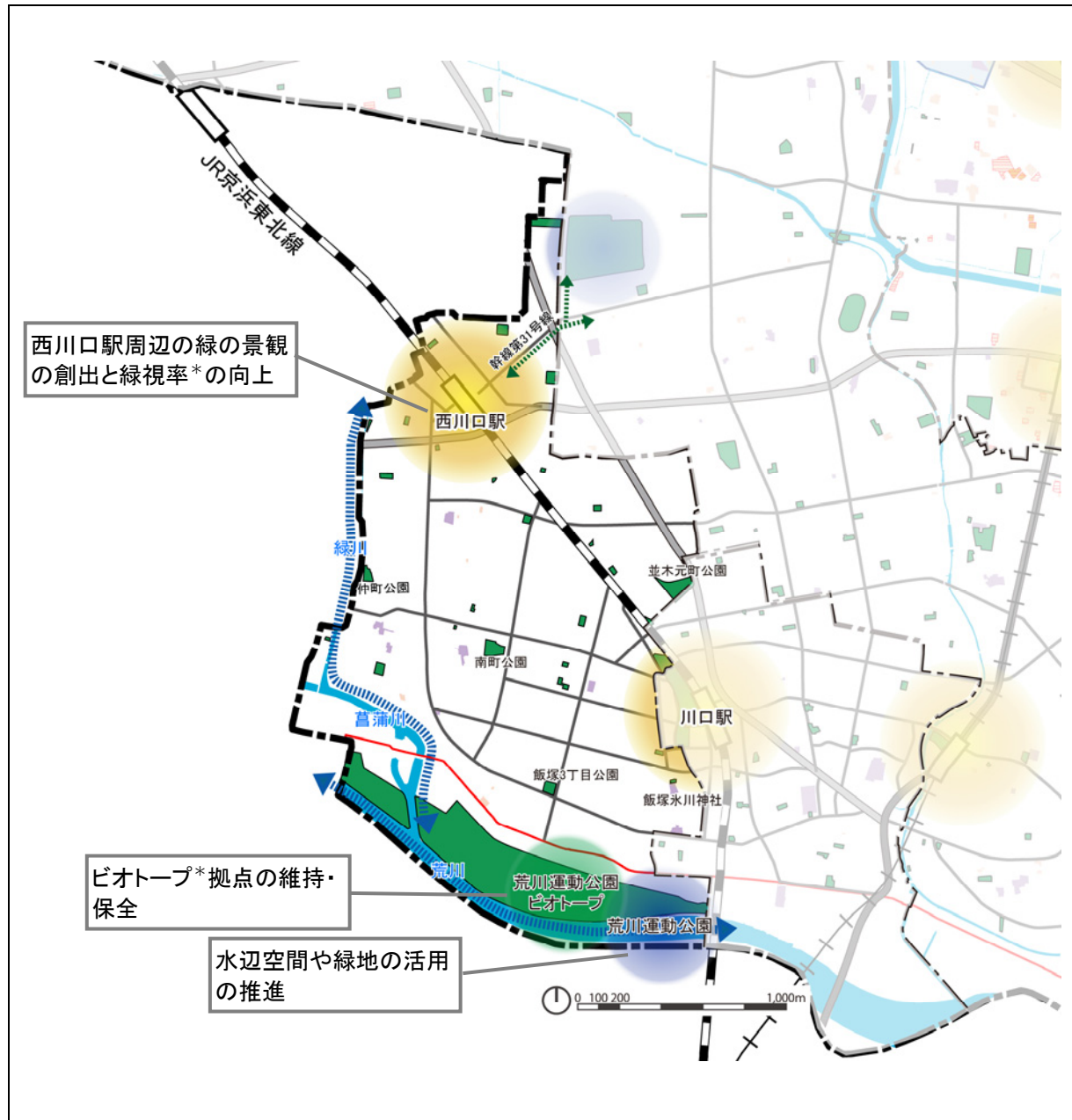
荒川運動公園などの水辺空間や緑地については、自然体験教室のような子どもから大人まで参加できる学習機会を提供し、活用していきます。

また、荒川運動公園内のバーベキュー場やドッグランなどは、利用者のニーズに対応しながら、利用促進を図ります。

3) 動植物の生息・生育できる緑の環境の保全・創出

荒川運動公園内のビオトープ*等、動植物の生息・生育の場では、環境保全を前提として、動植物に配慮した資材や工法で整備するなど、管理者の協力を得てビオトープ*拠点の維持・保全に努めます。

【横曽根地域の緑の配置方針図】



凡 例

都市公園
都市緑地
社寺
畑

市街化区域界

<拠点>

豊かな自然環境を維持・保全する拠点
一般公開されている緑の拠点
緑の発信拠点

<ネットワーク>

水のネットワーク
緑のネットワーク

青木地域

（１）地域の緑の特色

○本地域は、市中央部の西寄りに位置し、市役所本庁舎や SKIP シティ、青木町公園などの公共施設の中の緑が充実している地域です。

○地域の東側を流れる芝川には、潤いのある散策道やサイクリングロードが整備され、旧芝川には、親水空間が整備されており、潤いのある水辺の空間を形成しています。



青木町公園



SKIP シティ

（２）主要な緑の方針

１）大規模な公共施設における緑視率*の向上と良好な緑の景観の創出

現在整備中の市役所新庁舎や川口市立高等学校などでは、緑視率*を高めることを念頭に整備を進めます。また、管理ボランティア団体等との連携による花壇やプランター等の設置を通じて、良好な緑の景観の創出に取り組みます。

２）住・工混在地域や工場が多い地域における良好な緑の景観の創出

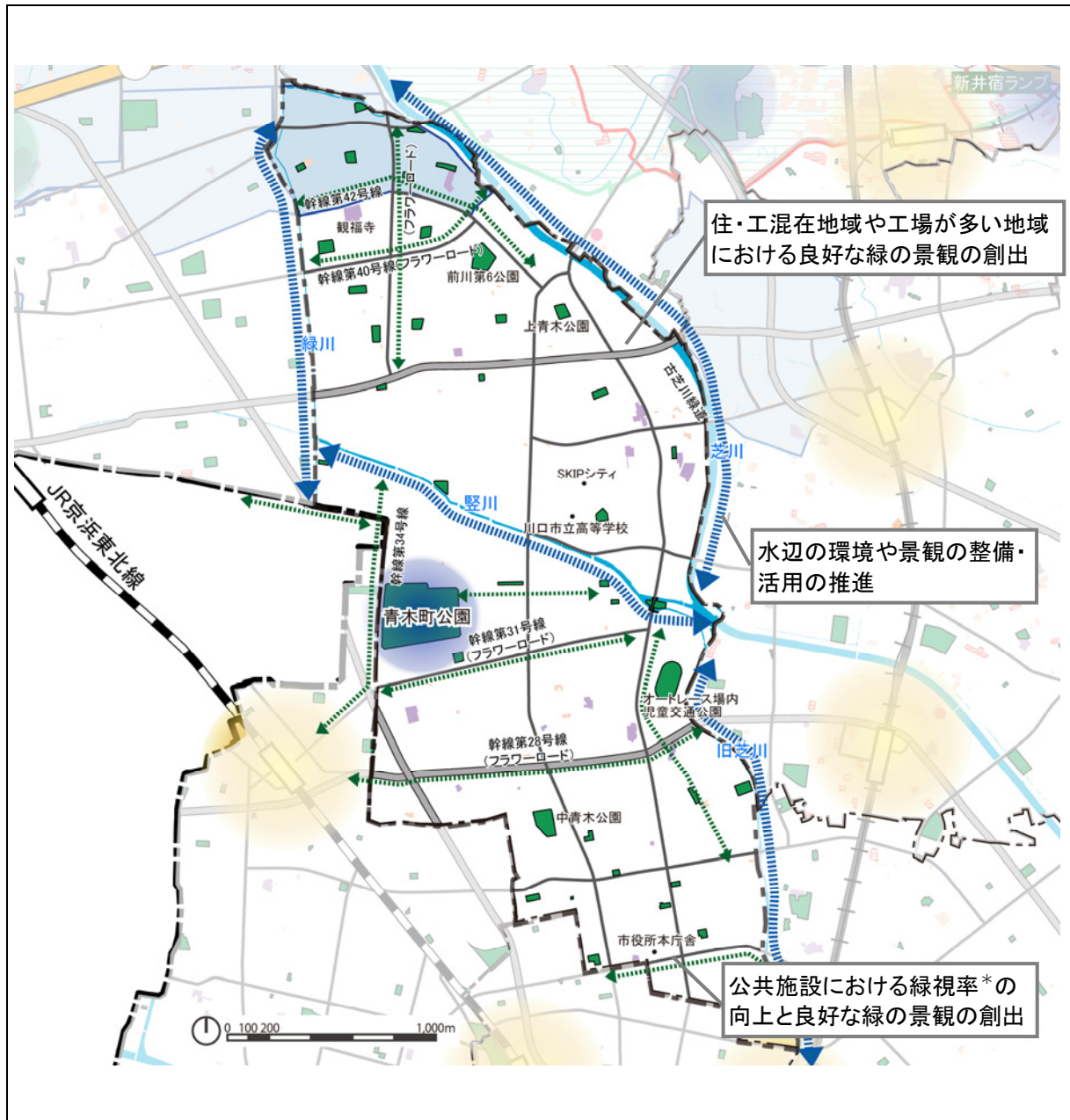
住・工混在地域や工場が多い地域では、壁面緑化*や屋上緑化*など緑化補助事業等を活用した緑化を推進し、緑の景観を創出します。また、緑の景観が不足している住宅地では、生け垣・植込地の設置や屋上緑化*など、緑化補助事業等の活用により緑化を推進します。

３）河川・水路沿いの潤いのある水辺の環境や景観の整備・活用の推進

旧芝川などの河川や水路の水辺の適切な維持管理を実施し、貴重な潤いと安らぎのある水辺空間や景観を維持するとともに、水質の改善や親水護岸の整備等を推進します。

また、河川・水路沿いでの散策をはじめ、市民に活用してもらえるよう、水と緑のネットワークの周知を推進します。

【青木地域の緑の配置方針図】



凡 例

都市公園
社寺
畑

土地区画整理事業実施地区
(施行中)

<拠点>

一般公開されている緑の拠点

<ネットワーク>

水のネットワーク
緑のネットワーク

南平地域

（１）地域の緑の特色

- 本地域は、東京都に隣接しており、地域内の南平工業団地内には大規模な工場が立地する地域となっています。
- 過去に実施された土地区画整理事業*により、計画的に公園整備が行われているものの、住・工が混在している箇所については、宅地内の緑が充分でないところも見受けられる地域です。
- 埼玉高速鉄道川口元郷駅周辺は、旧芝川の親水空間と芝川公園が駅前広場に隣接して整備され、新たな緑の景観が出来つつあります。



芝川公園



旧芝川の親水空間

（２）主要な緑の方針

１）駅前を中心とした良好な緑の景観の創出と緑視率*の向上

整備済みの川口元郷駅の駅前広場・芝川公園を適切に管理するとともに、管理ボランティア団体等との連携による花壇やプランター等の設置、緑化指導の中で誘導する壁面緑化*などにより、デザインされた緑の景観の創出や緑視率*の向上に取り組めます。

２）住・工混在地域や工場が多い地域における良好な緑の景観の創出

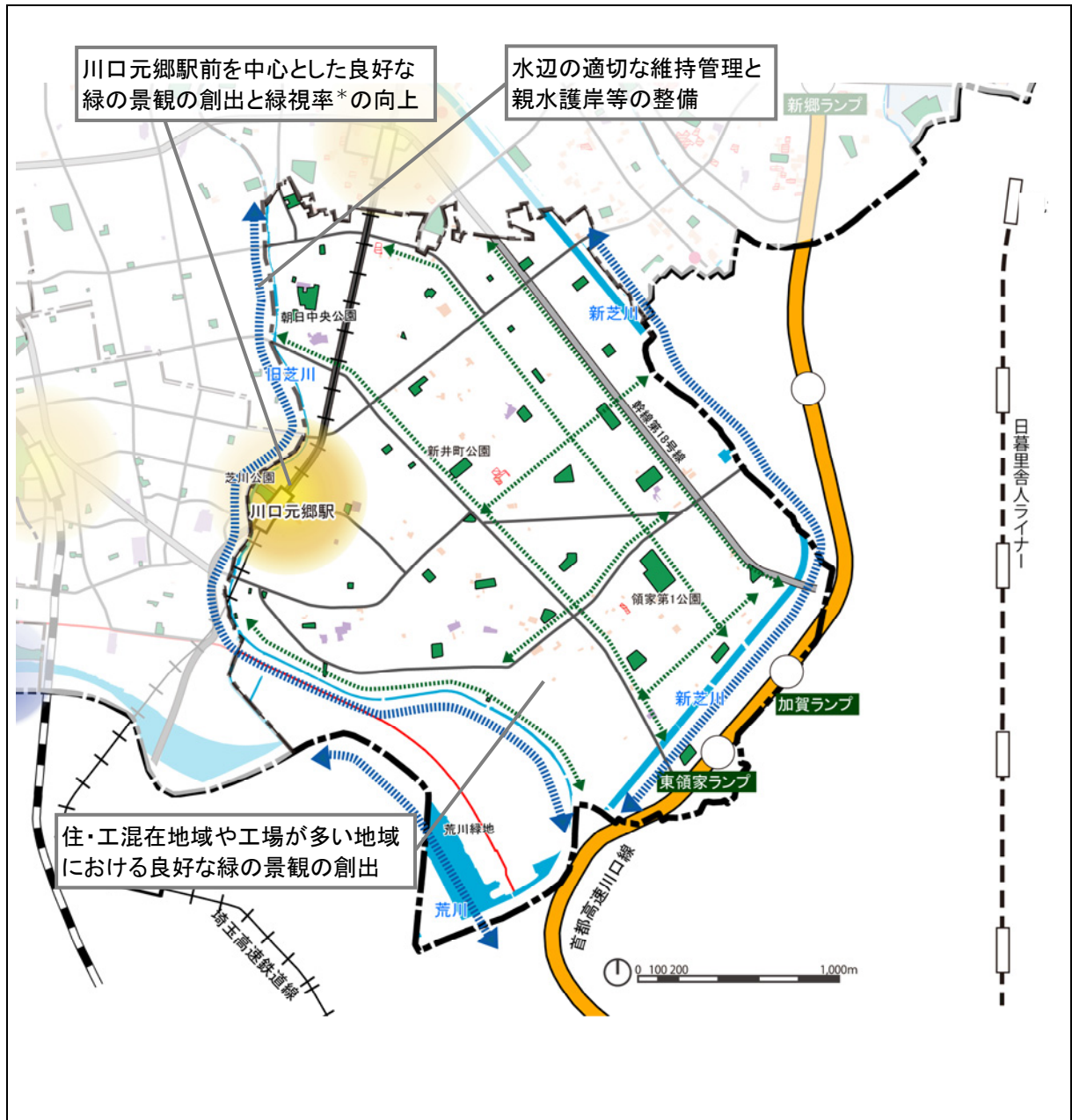
住・工混在地域や工場が多い地域では、壁面緑化*や屋上緑化*など、緑化補助事業等を活用した緑化を推進し、緑の景観を創出します。また、緑の景観が不足している住宅地では、生け垣・植込地の設置や屋上緑化*など、緑化補助事業等の活用により緑化を推進します。

３）河川沿いの潤いのある水辺の環境や景観の整備・活用の推進

旧芝川などの河川の水辺の適切な維持管理を実施し、貴重な潤いと安らぎのある水辺空間や景観を維持するとともに、水質の改善や親水護岸の整備等を推進します。

また、河川沿いで散策をはじめ、市民に活用してもらえるよう、水と緑のネットワークの周知を推進します。

【南平地域の緑の配置方針図】



凡 例

都市公園
都市緑地
社寺
畑
生産緑地

市街化区域界

<拠点>

緑の発信拠点

<ネットワーク>

水のネットワーク
緑のネットワーク

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

新郷地域

（１）地域の緑の特色

- 本地域は、市の東部に位置し、東京都と草加市に隣接しています。
- 地域北部の台地部には、峯ヶ岡八幡神社などの史跡・文化財が存在するとともに、農地や良好な自然環境を有する樹林地や生産緑地地区*も多く存在する地域です。
- 地域内南部の新郷工業団地内には大規模な工場が立地し、一方、地域東部では、良好な住環境の形成に向けた土地区画整理事業*が施行中であり、公園整備を行っています。



峯ヶ岡八幡神社



新郷東部公園

（２）主要な緑の方針

１）地域で育まれた歴史・文化と調和した緑の景観の保全・創出

峯ヶ岡八幡神社などの歴史や文化の感じられる緑の景観を保全し、次世代の貴重な財産として、子どもたちに継承していきます。

また、まとまった緑地である、保全緑地*や保存樹木*への指定等を引き続き推進し、地域の特徴的な景観としての保全を図ります。

２）水害に備えた調節池等の整備

地域内では水害に対応するため、新郷多目的遊水地の整備を推進します。

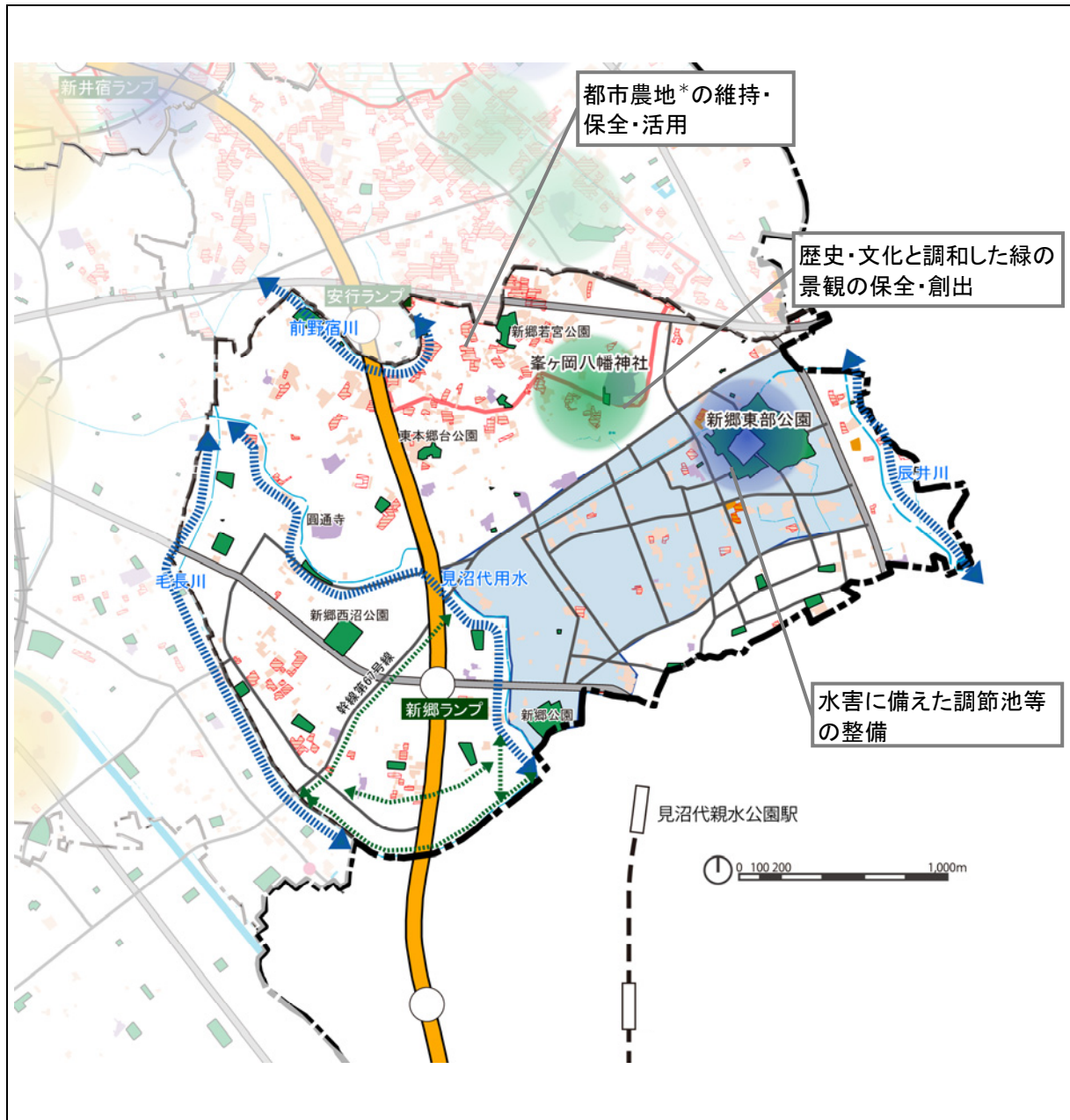
また、農地や公園等の緑地を適正に維持・保全していくことで、雨水の保水・貯留による洪水防止機能を高め、水害の発生を抑制していきます。

３）都市農地*の維持・保全・活用

都市農地*の保全に向け、生産緑地地区*の制度変更の周知と合わせて、新規指定や特定生産緑地地区*への指定の更新を検討し、生産緑地地区*の維持・保全に努めます。また、市民農園等の多様な機能の活用により、市民に身近な農地として理解してもらい、活用を通じて農地の保全を図ります。

併せて、農地の持つ災害時の避難場所や、防災空間としての機能の活用・周知方法を検討していきます。

【新郷地域の緑の配置方針図】



凡 例

- 都市公園
- 都市緑地
- 社寺
- 田
- 畑
- 生産緑地

- 土地区画整理事業実施地区
(施行中)

<拠点>

- 豊かな自然環境を維持・保全する拠点
- 一般公開されている緑の拠点

<ネットワーク>

- 水のネットワーク
- 緑のネットワーク

神根地域

（１）地域の緑の特色

- 本地域は、市の北部に位置し、安行台地と西側を流れる芝川沿いの低地で構成されており、植木を中心とした花きを生産する農地と、台地縁辺部の斜面林が特徴的な緑の景観となっている地域です。
- 安行近郊緑地保全区域*に指定された本区域では、本来の田園的自然景観が減少し、緑を伴わない土地利用が増加傾向にあります。
- 首都高速道路川口PA周辺では、自然や歴史資源を活かしたイイナパーク川口（赤山歴史自然公園）の整備が進んでおり、地域内には、赤山城跡や緑の拠点であるグリーンセンターも立地しています。



グリーンセンター



イイナパーク川口
（赤山歴史自然公園）

（２）主要な緑の方針

１）地域で育まれた歴史・文化と調和した緑の景観の保全・創出

赤山城跡等の歴史や文化の感じられる緑の景観を保全し、次世代の貴重な財産として、子どもたちに継承していきます。

また、まとまった緑地である保全緑地*や保存樹木*への指定等を引き続き推進し、地域の特徴的な景観としての保全を図ります。

２）植木の里としての個性ある景観の維持・向上

神根地域に広がる農地等は、「川口市農業基本計画（川口市都市農業振興計画）」の運用により、担い手育成の支援や緑のまちづくりを推進し、農業振興を通じて農地等を保全し、個性ある景観の維持・向上を目指します。

３）都市的土地利用との共存による緑の減少の抑制

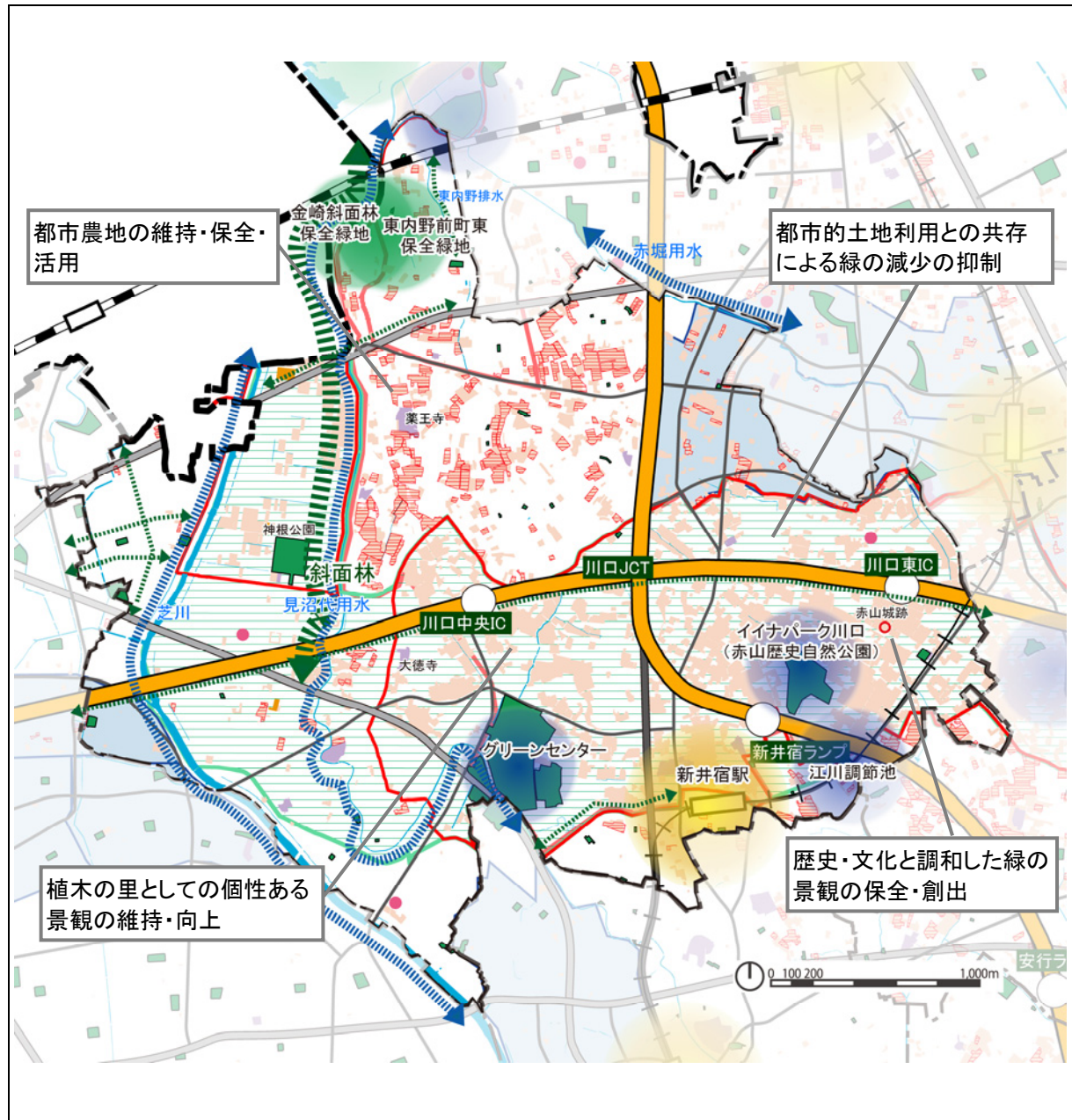
安行近郊緑地保全区域*に指定されている区域であり、市街化調整区域*においては、既存の緑を守ることを前提としながらも、一定の条件を満たす建築行為を許容する中で、敷地内の緑化を義務づけるなどの制度を検討していきます。

４）都市農地*の維持・保全・活用

都市農地*の保全に向け、生産緑地地区*の制度変更の周知と合わせて、新規指定や特定生産緑地地区*への指定の更新を検討し、生産緑地地区*の維持・保全に努めます。また、市民農園等の多様な機能の活用により、市民に身近な農地として理解してもらい、活用を通じて農地の保全を図ります。

併せて、農地の持つ災害時の避難場所や、防災空間としての機能の活用・周知方法を検討していきます。

【神根地域の緑の配置方針図】



凡 例

都市公園
社寺
田
畑
生産緑地

市街化区域界
土地区画整理事業実施地区 (施行中)
市民農園
主な地域資源 (史跡等)

<拠点>

豊かな自然環境を維持・保全する拠点
一般公開されている緑の拠点
緑の発信拠点

<ネットワーク>

水のネットワーク
緑のネットワーク

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

芝地域

（１）地域の緑の特色

- 本地域は、市の西部に位置し、ＪＲ蕨駅に近く交通の利便性の良さから、早くから市街化が進んでいますが、現在、土地区画整理事業*や住宅市街地総合整備事業により、公園・緑地の確保が進められている地域となっています。
- 藤右衛門川沿いにある上谷沼調節池は、大雨等の災害時のために調節池としての機能を有しています。また、その周辺の斜面林とともに一体的な緑の空間を形成しています。
- 長徳寺山保全緑地*は、歴史を感じられる本市の貴重な緑として保全されています。



上谷沼調節池



長徳寺山保全緑地*

（２）主要な緑の方針

１）密集化が進行している市街地の緑の創出と環境負荷の軽減

密集化が進行している市街地においては、土地区画整理事業*や住宅市街地総合整備事業等を通じて公園の整備を進めるほか、建物等の開発に併せて緑の創出を図ります。

また、住宅の生け垣や植込地の設置等に対する緑化補助事業の活用を推奨し、積極的に緑の創出を図ります。

２）地域住民のニーズに対応した公園・緑地の充実

土地区画整理事業*を通じて公園の整備を推進するほか、空地を活用した緑地の整備として市民緑地認定制度*の導入や、無償提供公園として用地を借り受けるなどにより、公園、緑地の充実を図ります。

３）河川・水路沿いの潤いのある水辺の環境や景観の活用の推進

藤右衛門川などの河川の水辺の適切な維持管理を実施し、貴重な潤いと安らぎのある水辺空間や景観を維持します。

【芝地域の緑の配置方針図】



凡 例

都市公園
都市緑地
社寺
畑
生産緑地

市街化区域界
土地区画整理事業実施地区
(施行中)

<拠点>

豊かな自然環境を維持・保全する拠点
一般公開されている緑の拠点

<ネットワーク>

水のネットワーク
緑のネットワーク

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

安行地域

（１）地域の緑の特色

- 本地域は、本市の農業を代表する植木を中心とした花きを生産する植木畑が広がる地域であり、埼玉県花と緑の振興センターや川口緑化センターなど、緑化産業に係る情報発信・流通拠点も立地しています。
- 安行台地とその裾を流れる赤堀用水沿いの斜面林は、宅地化等により一部、断続的になっているものの、本市における貴重な緑の景観資源となっています。
- また、斜面林内に位置するイチリンソウ*自生地や、安行原自然の森は市民が自然に親しめる貴重な場となっています。



川口緑化センター



安行原自然の森

（２）主要な緑の方針

１）植木の里としての個性ある景観の維持・向上

安行地域に広がる農地等は、「川口市農業基本計画（川口市都市農業振興計画）」の運用により、担い手育成の支援や緑のまちづくりを推進し、農業振興を通じて農地等を保全し、個性ある景観の維持・向上を目指します。

２）安行台地に形成される斜面林の環境や景観の維持・向上

安行台地に残る斜面林は、良好な景観の創出や自然生態系の生息の場として、特別緑地保全地区*や保全緑地*への指定を推進するとともに、必要に応じて公有地化を検討することで、積極的な保全を図ります。

また、地元で活動するボランティア団体との連携により、適切な管理を行っていきます。

３）動植物の生息・生育できる緑の環境の保全・活用

イチリンソウ*自生地は、自生地の自然環境と合わせて種の保全に努めます。併せて、自然体験教室のような子どもから大人まで参加できる学習機会を提供し、活用していきます。

４）都市的土地利用との共存による緑の減少の抑制

安行近郊緑地保全区域*に指定されている区域であり、市街化調整区域*においては、既存の緑を守ることを前提としながらも、一定の条件を満たす建築行為を許容する中で、敷地内の緑化を義務づけるなどの制度を検討していきます。

【安行地域の緑の配置方針図】



凡 例

- 都市公園
- 都市緑地
- 社寺
- 田
- 畑
- 生産緑地

- 市街化区域界
- 土地区画整理事業実施地区（施行中）
- 市民農園

<拠点>

- 豊かな自然環境を維持・保全する拠点
- 一般公開されている緑の拠点

<ネットワーク>

- 水のネットワーク
- 緑のネットワーク

戸塚地域

（１）地域の緑の特色

- 本地域は、市北部に位置し、JR 東川口駅と埼玉高速鉄道戸塚安行駅を中心とした各エリアは、土地区画整理事業*が施行済み、または施行中であり、その中で公園等の整備が計画的に行われている地域です。
- さいたま市から本市北部の一部にかかる見沼田んぼでは、市民農園としての利用も行われています。また、見沼田んぼの一部である川口自然公園は、動植物が生息・生育できる貴重な緑の環境で、市民のレクリエーションの場となっています。



JR 東川口駅 南口



川口自然公園

（２）主要な緑の方針

1) 駅前を中心とした良好な緑の景観の創出と緑視率*の向上

東川口駅や戸塚安行駅周辺については、管理ボランティア団体等との連携による花壇やプランター等の設置、緑化指導の中で誘導する壁面緑化*などにより、デザインされた緑の景観の創出や緑視率*の向上に取り組めます。

また、植木の里への玄関口となる戸塚安行駅では、緑化産業事業者と協力して緑化産業をPRできる緑の景観を創出します。

2) 住宅地における緑の景観の創出

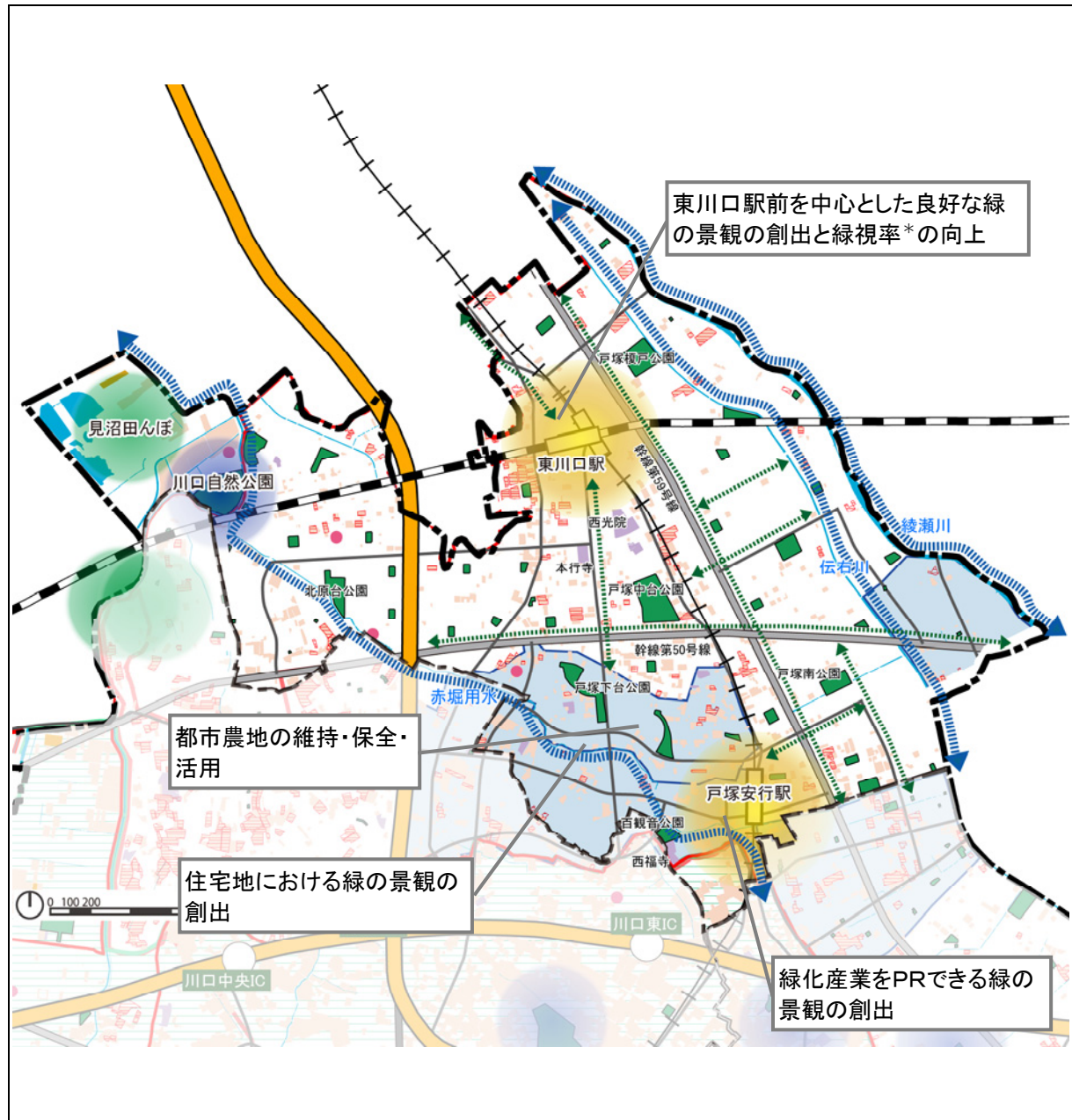
土地区画整理事業*による公園・緑地等の整備にあわせて、建築物の建設に際しては、地区計画*により緑地の確保を誘導することや、生け垣・植込地の設置や屋上緑化*など、緑化補助事業等の活用により緑化を推進します。

3) 都市農地*の維持・保全・活用

都市農地*の保全に向け、生産緑地地区*の制度変更の周知と合わせて、新規指定や特定生産緑地地区*への指定の更新を検討し、生産緑地地区*の維持・保全に努めます。また、市民農園等の多様な機能の活用により、市民に身近な農地として理解してもらい、活用を通じて農地の保全を図ります。

併せて、農地の持つ災害時の避難場所や、防災空間としての機能の活用・周知方法を検討していきます。

【戸塚地域の緑の配置方針図】



凡 例

都市公園
都市緑地
社寺
田
畑
生産緑地

市街化区域界
土地区画整理事業実施地区
(施行中)
市民農園

<拠点>

豊かな自然環境を維持・保全する拠点
一般公開されている緑の拠点
緑の発信拠点

<ネットワーク>

水のネットワーク
緑のネットワーク

鳩ヶ谷地域

（１）地域の緑の特色

○本地域は、市の中央部に位置し、埼玉高速鉄道の開通に伴い鳩ヶ谷駅と南鳩ヶ谷駅が整備され、都心へのアクセスに恵まれた地域となっています。

○大宮台地（安行台地）の先端である鳩ヶ谷支台の縁辺部にある斜面林とその裾を流れる見沼代用水沿いの緑道が本地域の緑の景観の特徴となっています。また、日光御成道に沿って法性寺、地藏院、氷川神社の社寺林が点在しています。



氷川神社（鳩ヶ谷）



桜町湧水公園

（２）主要な緑の方針

1）地域で育まれた歴史・文化と調和した緑の景観の保全・創出

日光御成道沿いに点在する氷川神社などの数多くの歴史や、文化の感じられる緑の景観を保全し、次世代の貴重な財産として子どもたちに継承していきます。

2）地域住民のニーズに対応した公園・緑地の充実

土地区画整理事業*を通じて公園の整備を推進するほか、空地を活用した緑地の整備としての市民緑地認定制度*の導入や、無償提供公園として用地を借り受けるなどにより、公園、緑地の充実を図ります。

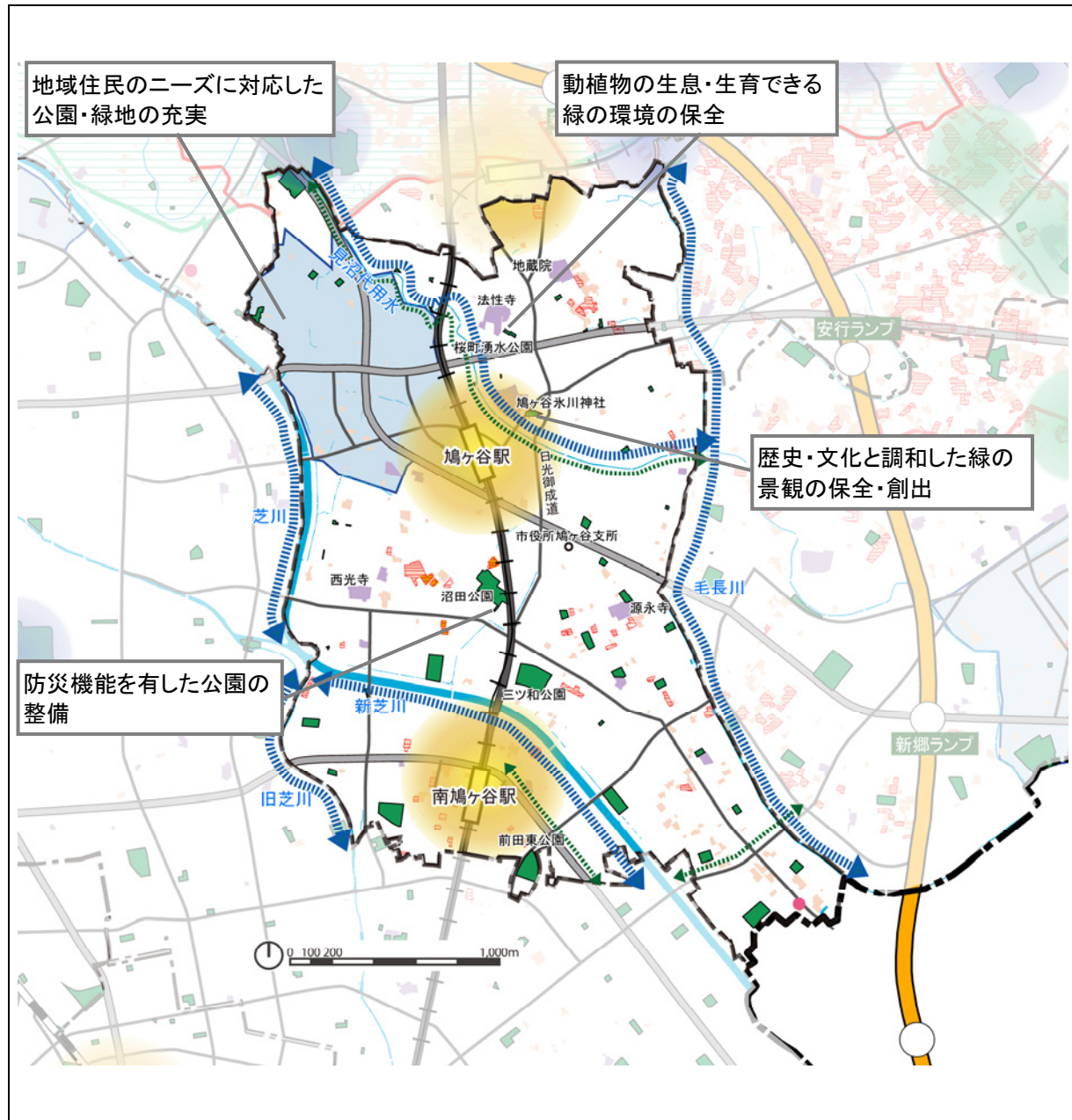
3）動植物の生息・生育できる緑の環境の保全

見沼代用水沿いの緑道や、桜町湧水公園などの動植物の生息・生育の場では、環境保全を前提とし、維持・保全に努めます。

4）避難場所等の防災機能の充実

沼田公園については、災害時に近隣住民が避難することができる避難場所としての防災機能を有した公園の整備を進めます。

【鳩ヶ谷地域の緑の配置方針図】



凡 例

- 都市公園
- 都市緑地
- 社寺
- 田
- 畑
- 生産緑地

- 土地区画整理事業実施地区 (施行中)
- 市民農園

<拠点>

- 緑の発信拠点

<ネットワーク>

- 水のネットワーク
- 緑のネットワーク

第7章 実現化のための方策

- 1 各方針の実現化のための具体の施策・事業
- 2 市民等との連携に向けた取組
- 3 緑の基本計画の進行管理

1 各方針の実現化のための具体の施策・事業

将来像	将来目標	緑の機能	
水と緑といきもので 四季を感じる みんなが安らぐまち 川口	目標①…美しい緑の景観づくり	(1)美しい景観づくり	1) 本市を代表する景観の保全
			2) 都市景観の形成
			3) 歴史・文化資源周辺の景観の継承
			4) 住宅地等の良好な景観の創出
	目標②…貴重な緑の保全・管理	(2)自然環境の保全	1) 本市の水と緑の骨格を形成する自然環境の保全
			2) 緑を活用した都市環境への負荷の軽減
	目標③…緑に親しむ環境づくり	(3)緑を活かしたレクリエーション創出	1) 自然とふれあえる環境の創出
			2) 広域圏にわたるレクリエーション拠点の創出
			3) 日常圏におけるレクリエーションの場の整備
		(4)生物多様性の保全	1) 動植物が生息・生育できる緑地空間の創出
			2) 多様な動植物の把握と周知
		(5)安全・安心な環境づくりへの貢献	1) 緑による災害に対応する機能の強化
			2) 避難場所の確保

方針	取組・事業
① 植木の里としての個性ある景観の維持・向上	農産物の高付加価値化（ブランド化）の検討 等
② 都市的土地利用との共存による緑の減少の抑制	優良田園住宅*等の緑を伴う新たな土地利用の選択肢の追加に関する検討 等
③ 河川・水路沿いの潤いのある水辺景観の整備・活用の推進	河川や水路の維持管理の実施 等
④ 安行台地に形成される斜面林の景観の維持・向上	緑地の適正管理の実施及び保全緑地*の公開に関する検討 等
⑤ 本市の顔となる鉄道駅周辺におけるふさわしい良好な緑の景観の創出	緑化産業団体等と連携した緑化をPRできる緑の景観の創出に関する検討 等
⑥ 地域で育まれた歴史・文化と調和した緑の景観の保全・創出	保全緑地*や保存樹木*の指定の実施 等
⑦ 住宅地における緑の景観の創出	ボランティア団体と連携した担い手の増加に向けた検討 等
⑧ 住・工混在地域や工場が多い地域における良好な緑の景観の創出	既存の緑化補助事業の補助要件の見直し 等

① 安行・神根地域を中心として広がる農地等の保全	緑化産業に関連する伝統技術を学ぶ研修会や園芸講習会の開催 等
② 河川・水路沿いの潤いのある水辺環境の形成	旧芝川での親水護岸整備 等
③ 安行台地に形成される斜面林の維持・保全	緑地の適正管理の実施及び保全緑地*の公開に対する検討 等
④ 密集化が進行している市街地の緑の創出と環境負荷の軽減	土地区画整理事業*・住宅市街地総合整備事業等による公園・緑地の整備 等
⑤ 風の道となる斜面林・河川・水路の連続性の確保の推進	特別緑地保全地区*や保全緑地*・保存樹木*の指定 等
⑥ 生産緑地地区*の維持・保全	生産緑地地区*の新規指定及び特定生産緑地地区*への更新 等

① 自然とふれあえる水辺や緑地の活用の推進	自然体験教室のような学習機会提供の検討 等
② 都市農地*の活用の推進	生産緑地地区*の新規指定及び特定生産緑地地区*への更新 等
③ 広域活動拠点の整備・活用の推進	生態系*に配慮したイイナパーク川口（赤山歴史自然公園）の整備 等
④ 地域住民のニーズに対応した公園・緑地の機能の充実	地域特性を活かした公園づくりの実施 等
⑤ 潤いのある水辺空間のネットワーク化の推進	旧芝川での親水護岸整備 等

① 動植物の生息・生育できる緑の保全・創出	調節池の整備に合わせたビオトープ*の整備 等
② 生物調査に基づく動植物に配慮した環境の維持・保全	生物調査の実施 等

① 水害に備えた貯留施設等の整備と維持管理の強化	調節池の整備、維持・保全 等
② 自然災害等に備えた樹木の適正な管理の推進	保全緑地*における自然再生活動団体による管理の実施 等
③ 農地等の緑地の一時的な避難場所への活用	緑地・農地の多様な機能のひとつである、避難場所としての機能の活用に向けた検討 等
④ 広域避難場所*等の防災機能の充実	防災機能を備えた公園の整備 等

【具体の施策・事業の施行・実施時期】

本計画の5つの機能別方針を実現化するために、具体の施策・事業の「導入・検討開始時期」と「完了・検討終了時期」を以下に示します。なお、本計画では、「期間の区切り」及び、「施策・事業の完了・検討終了時期」の示し方を以下の表のとおりとします。

《期間の区切り》

期間	
短期	1～3年以内
中期	4～5年以内
長期	6～7年以内

*2019～2033年（15年）のうち、
中間見直し年である2026年（7年）までの
期間を設定

《施策・事業の導入・検討開始時期と完了・検討終了時期の示し方》

新規・継続	詳細
新規	矢印は、「新規の施策・事業の導入・検討開始時期」から「完了・検討終了時期」を示す
継続	矢印は、「既存の施策・事業の完了・検討終了時期」を示す 棒線は、「長期（6～7年）以降も継続的に取り組む既存の施策・事業」を示すが、長期のため、施策・事業の完了・検討終了時期は示さない

《表示例》

推進のための事業	担当課	新規	継続	期間		
				短期	中期	長期
		○	○	→		
			○	→		
			○			

新規の施策・事業の
導入・検討開始時期

新規の施策・事業の
完了・検討終了時期

既存の施策・事業の
完了・検討終了時期

長期（6～7年）以降も継続的に取り組む
既存の施策・事業のため、
完了・検討終了時期は示さない

(1) 美しい景観づくり

① 植木の里としての個性ある景観の維持・向上

推進のための事業	担当課	新規	継続	期間		
				短期	中期	長期
i 農産物の高付加価値化（ブランド化）の検討	農政課		○			
ii 花の文化展及び緑と大地の豊年まつりなどのイベントを開催した団体への支援	農政課		○			
iii 緑化産業に関連する伝統技術を学ぶ研修会や園芸講習会の開催	農政課 (川口緑化センター)		○			

② 都市的土地利用との共存による緑の減少の抑制

推進のための事業	担当課	新規	継続	期間		
				短期	中期	長期
i 優良田園住宅*等の緑を伴う新たな土地利用の選択肢の追加に関する検討	住宅政策課 開発審査課 みどり課		○			
ii 安行近郊緑地保全区域*等における新たな緑地保全方策の検討	みどり課	○				

③ 河川・水路沿いの潤いのある水辺景観の整備・活用の推進

推進のための事業	担当課	新規	継続	期間		
				短期	中期	長期
i 河川や水路の維持管理の実施	河川課、 国・県		○			
ii 旧芝川での親水護岸整備	河川課、県		○			
iii 「川の国埼玉はつらつプロジェクト」による綾瀬川での遊歩道整備	河川課、県		○			
iv 調節池整備に合わせた水辺環境整備	河川課		○			

④ 安行台地に形成される斜面林の景観の維持・向上

推進のための事業	担当課	新規	継続	期間		
				短期	中期	長期
i 特別緑地保全地区*や保全緑地*の指定	みどり課		○			
ii 重要な保全緑地*の公有地化の検討	みどり課		○			
iii 緑地の適正管理の実施及び保全緑地*の公開に関する検討	みどり課		○			
iv ボランティア団体や自然再生活動団体との管理協定の締結	みどり課		○			
v 保全緑地*における自然再生活動団体による管理の実施	みどり課		○			
vi ボランティア団体と連携した担い手の増加に向けた検討	みどり課	○				

⑤ 本市の顔となる鉄道駅周辺におけるふさわしい良好な緑の景観の創出

	推進のための事業	担当課	新規	継続	期間		
					短期	中期	長期
i	花壇・プランター等への魅力的な草花の植栽	公園課		○			
ii	街路樹剪定等の際の基準の設定に向けた検討	公園課	○		→		
iii	ボランティア団体への種苗等の支給や緑化資器材購入補助の実施	みどり課		○			
iv	緑化産業団体等と連携した緑化を PR できる緑の景観の創出に関する検討	みどり課	○		→		
v	ボランティア団体と連携した担い手の増加に向けた検討	みどり課	○		→		
vi	生け垣・植込地設置補助、屋上緑化*補助等の実施	みどり課		○			
vii	既存の緑化補助事業の補助要件の見直し	みどり課	○		→		
viii	保存樹木*・保存樹木(生垣)*の指定要件の見直し	みどり課	○		→		

⑥ 地域で育まれた歴史・文化と調和した緑の景観の保全・創出

	推進のための事業	担当課	新規	継続	期間		
					短期	中期	長期
i	赤山城跡保存のための事業用地の購入等や事業地内における緑地の保全・整備の実施	文化財課		○			
ii	保全緑地*や保存樹木*の指定の実施	みどり課		○			

⑦ 住宅地における緑の景観の創出

	推進のための事業	担当課	新規	継続	期間		
					短期	中期	長期
i	ボランティア団体への種苗等の支給や緑化資器材購入補助の実施	みどり課		○			
ii	ボランティア団体と連携した担い手の増加に向けた検討	みどり課	○		→		
iii	生け垣・植込地設置補助、屋上緑化*補助等の実施	みどり課		○			
iv	既存の緑化補助事業の補助要件の見直し	みどり課	○		→		

⑧ 住・工混在地域や工場が多い地域における良好な緑の景観の創出

	推進のための事業	担当課	新規	継続	期間		
					短期	中期	長期
i	生け垣・植込地設置補助、屋上緑化*補助等の実施	みどり課		○			
ii	既存の緑化補助事業の補助要件の見直し	みどり課	○		→		

(2) 自然環境の保全

① 安行・神根地域を中心として広がる農地等の保全

推進のための事業	担当課	新規	継続	期間		
				短期	中期	長期
i 農産物の高付加価値化（ブランド化）の検討	農政課		○			
ii 花の文化展及び緑と大地の豊年まつりなどのイベントを開催した団体への支援	農政課		○			
iii JA等による市民農園開設等への支援	農政課		○			
iv 市役所マルシェの開催や市産品フェアにおいて販売コーナーを設けることに加え、即売会に出展した団体への支援	農政課		○			
v 緑化産業に関連する伝統技術を学ぶ研修会や園芸講習会の開催	農政課 (川口緑化センター)		○			
vi 散策案内パンフレットの設置	農政課 (川口緑化センター)		○			

② 河川・水路沿いの潤いのある水辺環境の形成

推進のための事業	担当課	新規	継続	期間		
				短期	中期	長期
i 河川や水路の維持管理の実施	河川課、 国・県		○			
ii 旧芝川での親水護岸整備	河川課・県		○			
iii 「川の国埼玉はつらつプロジェクト」による綾瀬川での遊歩道整備	河川課・県		○			
iv 調節池整備に合わせた水辺環境整備	河川課		○			

③ 安行台地に形成される斜面林の維持・保全

推進のための事業	担当課	新規	継続	期間		
				短期	中期	長期
i 特別緑地保全地区*や保全緑地*の指定	みどり課		○			
ii 重要な保全緑地*の公有地化の検討	みどり課		○			
iii 緑地の適正管理の実施及び保全緑地*の公開に対する検討	みどり課		○			
iv 保全緑地*における自然再生活動団体による管理の実施	みどり課		○			
v ボランティア団体と連携した担い手の増加に向けた検討	みどり課	○				

④ 密集化が進行している市街地の緑の創出と環境負荷の軽減

	推進のための事業	担当課	新規	継続	期間		
					短期	中期	長期
i	生け垣・植込地設置補助、屋上緑化*補助等の実施	みどり課		○			
ii	既存の緑化補助事業の補助要件の見直し	みどり課	○				
iii	土地区画整理事業*・住宅市街地総合整備事業等による公園・緑地の整備	公園課・市街地整備室 ・各土地区画整理事務所 ・都市整備管理課		○			

⑤ 風の道となる斜面林・河川・水路の連続性の確保の推進

	推進のための事業	担当課	新規	継続	期間		
					短期	中期	長期
i	特別緑地保全地区*や保全緑地*・保存樹木*の指定	みどり課		○			
ii	重要な保全緑地*の公有地化の検討	みどり課		○			
iii	緑地の適正な管理の実施及び保全緑地*の公開に対する検討	みどり課		○			

⑥ 生産緑地地区*の維持・保全

	推進のための事業	担当課	新規	継続	期間		
					短期	中期	長期
i	生産緑地地区*の面積要件を引き下げる条例の制度の周知	みどり課		○			
ii	生産緑地地区*の新規指定及び特定生産緑地地区*への更新	みどり課	○				
iii	今後の生産緑地の活用方法の検討	みどり課	○				

(3) 緑を活かしたレクリエーション創出

① 自然とふれあえる水辺や緑地の活用の推進

推進のための事業		担当課	新規	継続	期間		
					短期	中期	長期
i	自然体験教室のような学習機会提供の検討	みどり課	○				
ii	親と子の自然環境調査の実施	環境総務課		○			
iii	環境学習の実施	指導課		○			
iv	学校ファーム*事業の推進	指導課		○			

② 都市農地*の活用の推進

推進のための事業		担当課	新規	継続	期間		
					短期	中期	長期
i	J A等による市民農園開設等への支援	農政課		○			
ii	緑化産業の活性化の推進	農政課		○			
iii	生産緑地地区*の面積要件を引き下げる条例の制度の周知	みどり課		○			
iv	生産緑地地区*の新規指定及び特定生産緑地地区*への更新	みどり課	○				
v	今後の生産緑地の活用方法の検討	みどり課	○				

③ 広域活動拠点の整備・活用の推進

推進のための事業		担当課	新規	継続	期間		
					短期	中期	長期
i	生態系*に配慮したイイナパーク川口（赤山歴史自然公園）の整備	公園課・赤山歴史自然公園整備室		○			
ii	オープンナーセリー*等の周辺施設との連携	公園課・赤山歴史自然公園整備室	○				
iii	グリーンセンターの老朽化対策の実施	グリーンセンター	○				
iv	青木町公園の改修工事の実施	公園課		○			

④ 地域住民のニーズに対応した公園・緑地の機能の充実

推進のための事業		担当課	新規	継続	期間		
					短期	中期	長期
i	土地区画整理事業*に併せた公園整備	公園課・各土地区画整理事務所		○			
ii	市民緑地認定制度*の導入の検討	みどり課	○				
iii	無償提供公園としての用地の借り受けの実施	公園課		○			
iv	地域特性を活かした公園づくりの実施	公園課		○			
v	遊水機能を持たせた調節池である前野宿川公園の整備	公園課	○				
vi	遊水機能を有する公園の平常時における多目的広場としての継続的な機能更新	公園課		○			
vii	高齢者や障がい者も利用しやすい公園整備の推進	公園課		○			

⑤ 潤いのある水辺空間のネットワーク化の推進

推進のための事業		担当課	新規	継続	期間		
					短期	中期	長期
i	旧芝川での親水護岸整備	河川課・県		○			
ii	「川の国埼玉はつらつプロジェクト」による綾瀬川での遊歩道整備	河川課・県		○			

(4) 生物多様性*の保全

① 動植物の生息・生育できる緑の保全・創出

推進のための事業		担当課	新規	継続	期間		
					短期	中期	長期
i	旧芝川での親水護岸整備	河川課・県		○			
ii	調節池整備に合わせた水辺環境整備	河川課・県		○			
iii	調節池の整備に合わせたビオトープ*の整備	公園課・ 里土地区画 整理事務所	○				
iv	前野宿川調節池の水辺環境の保全	河川課・ 公園課		○			
v	アライグマ防除実施計画の実施	自然保護 対策室		○			
vi	生態系*に配慮した樹種の選定と施設整備	公園課・ 赤山歴史 自然公園 整備室		○			
vii	河川や水路沿いの樹木の維持管理の実施	公園課		○			

② 生物調査に基づく動植物に配慮した環境の維持・保全

推進のための事業		担当課	新規	継続	期間		
					短期	中期	長期
i	生物調査の実施	自然保護 対策室 ・みどり課	○				
ii	自然ふれあい教室の実施	みどり課		○			
iii	自然体験教室のような学習機会の提供 の検討	みどり課	○				
iv	親と子の自然環境調査の実施	環境総務課		○			
v	環境学習の実施	指導課		○			
vi	ボランティア団体や自然再生活動団体 との管理協定の締結	みどり課		○			
vii	ボランティア団体と連携した担い手の 増加に向けた検討	みどり課	○				

2 市民等との連携に向けた取組

本市では、市民・事業者・行政が一体となった緑化推進運動である「緑のまちづくり市民運動」の一環として、地域のボランティアの方々の協力を得て、緑のまちづくりに取り組んできており、さらに、地域の活動に対する支援や助成の充実、その活動拠点との連携・活用を進めてきました。今後も連携を継続し、さらに市民等が活動しやすい環境を整えるため、以下のことに取り組みます。

●市民・事業者の支援の充実

- ・生け垣や植込地の設置や壁面緑化*、屋上緑化*などを推進するため、補助金制度を継続させ、身近な場所における緑化を推進します。
- ・市内の緑地の再生活動を推進するため、自然再生活動団体に対する助成金制度を継続させ、支援の充実を図ります。
- ・現在、地域のボランティアの方々が、道路沿いや公園花壇等での緑化に取り組んでいます。これらの活動に対する支援や、PR 活動を実施し、ボランティア数の増加や効果的な活動場所の拡大を図ります。

●環境教育・環境学習の推進

- ・保全緑地*等の緑地では、ボランティア団体の協力を得ながら自然観察会などを開催し、自然にふれあう機会の充実を図ります。
- ・学校ファーム*事業やビオトープ*でのイベント等を通じて、環境に関する学習の機会を創出します。
- ・学校等の公共施設では、グリーンカーテンの設置に取り組み、身近な緑を使った環境教育を実施していきます。
- ・市内に生息する生物調査結果を公表し、市民にとって貴重な自然環境の周知と意識の啓発を図ります。

市内での取組

『小学校での環境教育・環境学習』

「総合的な学習の時間」内の「環境」の授業の中で、地域の自然環境や生物環境の学習を行っている小学校もあります。

授業内では、地域のボランティアの方々が講師となり自然散策や生物調査等を行い、子どもたちへの環境に関する学習の機会を創出しています。

●緑の普及・啓発に向けた機会の提供

- ・10月の第2日曜日を「川口市緑の日」に制定し、毎年10月に緑の日を記念して開催している「緑の日推進事業」において、市内の緑化活動を展示・紹介し、緑に係る普及・啓発を図ります。
- ・川口緑化センターやグリーンセンターなどの施設を活用し、栽培等の研修会を開催するとともに、イベント等において、植木を中心とした花き等をPRすることで、緑化産業の振興を図ります。

市内での取組

『緑の郷 安行オープンガーデン』

川口市造園業協会では、安行地域の植木生産者や緑化造園事業者等のほ場や庭園を開放し、本市の植木を中心とした花きの特色を活かした自由に散策できるオープンガーデンを開設しています。

春・秋の年2回開催している安行オープンガーデンでは、地元中学校の生徒が手作りした看板やのぼりで来場者を迎えたり、野点（のだて）でおもてなしをしたりと、緑化の取組と地域おこしが一体となった活動を展開しています。



オープンガーデンでの地元中学生による野点



看板製作の様子

●緑に携わる人材の育成・活用

- ・保全や緑化活動に携わるボランティアの人材や、団体の育成を図る講座を開催します。
- ・緑化協力団体との協働により、緑化の推進を図ります。

市内での取組

『自然再生活動団体の取組』

市内では、現在、自然再生活動団体が市の補助金を活用するなどして、公有地化された保全緑地*等で定期的な維持管理に取り組んでいます。

樹林地や河川敷の軽微な樹木等の剪定や伐採、植樹、除草作業を行ったり、地域の小学生などを対象に、自然観察会やホタル観賞会を開催したりと、動植物に配慮した環境の維持・保全活動や環境教育活動にも取り組んでいます。

市内での取組

『緑のまちづくり緑化ボランティアの取組』

市内では、現在、約90の緑のまちづくり緑化ボランティア団体が市の種苗等支給事業や緑のまちづくり地域緑化事業補助金を活用しながら、地域の道路や公園等に設置したプランターや花壇などに草花を植栽し、水やり等の日常的な維持管理を行い、年間を通して市内を緑化する活動に取り組んでいます。

3 緑の基本計画の進行管理

(1) 市民、関連団体・事業者、行政の連携

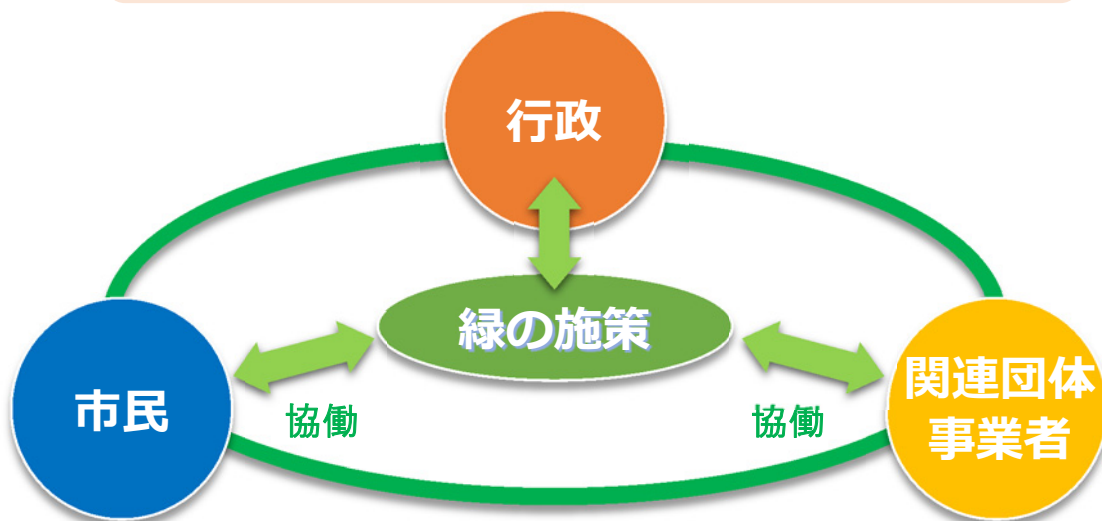
本市では、第6章までに示してきたように、「美しい緑の景観づくり」・「貴重な緑の保全・管理」・「緑に親しむ環境づくり」を目標に、本計画の緑の将来像である「水と緑といきもので 四季を感じる みんなが安らぐまち 川口」の実現を目指します。

そのためには、公園や河川等の公共施設の緑だけではなく、民間施設や民有地等の緑化を推進するとともに、併せてそれらの緑を管理していくことが非常に重要となります。そこで、公園、道路、河川、公共施設等の緑化及び緑地の保全に関する施策を積極的に推進するとともに、地域の緑化活動に対し、様々な支援・助成を行います。また、市民、関連団体・事業者の方々には、下図に示すような役割や活動へのご協力が必要となります。

■市民、関連団体・事業者、行政の協働

<行政の役割>

- 緑地保全・緑化施策を実施する。
- 市民・事業者との協働による緑化を推進する。
- 地域の緑化活動に対する支援・助成を実施する。
- 公共施設の緑化を推進する。
- 緑地保全・緑化に関する情報発信を行うとともに意識の普及・啓発を図る。



<市民の役割>

- 緑に対する興味・関心を持ち、居住する地域の緑化や管理活動の参加に努める。
- 所有または管理する土地の緑化や維持管理に努める。
- 行政が実施する緑地保全・緑化施策に協力する。

<関連団体・事業者の役割>

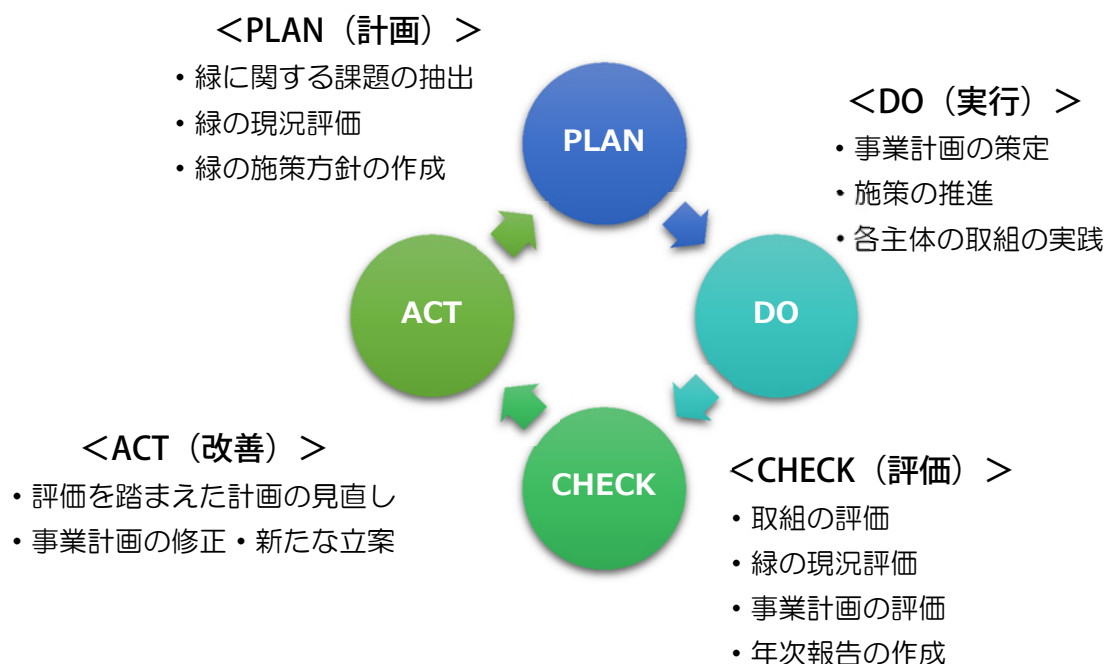
- 事業所周辺で実施されている緑化や管理活動の参加に努める。
- 事業所の敷地との接道部や境界部、駐車場など、目に見える場所の緑の量・質を高めるよう努める。
- 事業所内の建物の屋上緑化*や壁面緑化*の実施に努める。
- 行政が実施する緑地保全・緑化施策に協力する。

（２）計画の進捗管理

本計画を実効性のあるものとしていくためには、計画に記載されている取組を着実に実践し、1年毎にその進捗状況や取組の効果（目標の達成状況）を点検・評価し、さらにそれを次のステップへ反映させていく計画の推進方策・進行管理の仕組みが重要です。そのため、本計画では、PDCAサイクルを導入していくものとし、PDCAサイクルを推進することによって計画の実効性を高めます。なお、CHECK（点検・評価）については、「緑化対策委員会」に諮ることとします。

また、本計画は、おおむね7年後を目途に市内の緑の現況を把握し、施策の進捗などを点検した上で必要に応じて計画を見直します。

■PDCAサイクル



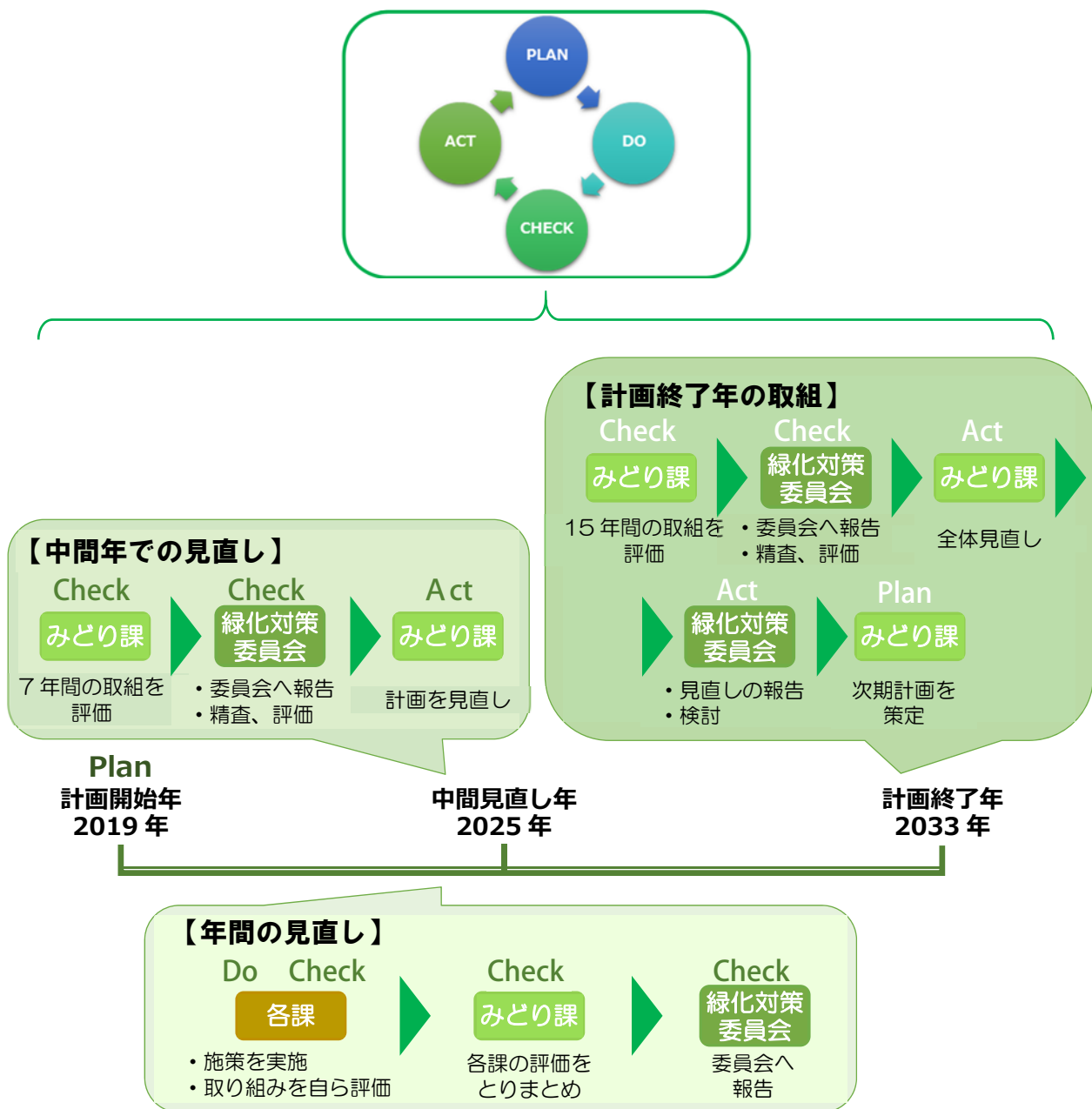
■計画の推進と進捗管理

関係課は、本計画に示す方針を実現化するための各施策・事業について、毎年度の取組結果の評価を自ら行います。みどり課は、関係課の自己評価の結果をとりまとめ、単年度における緑の基本計画全体の取組結果として緑化対策委員会へ報告します。

計画開始から7年後の中間見直し年には、過去7年間の取組結果を評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画終了年には、みどり課が15年間の取組を評価するとともに、緑化対策委員会へ報告し、取組を精査・評価します。みどり課では、その結果から計画全体を見直し、緑に係る新たな課題、必要な施策等を検討し、緑化対策委員会で内容の検討、委員の意見を受けて、次期計画を策定します。

■PDCAサイクルによる計画の推進と進捗管理



参考資料

- 1 第2次川口市緑の基本計画の策定経緯
- 2 川口市緑化対策委員会
- 3 用語集

1 第2次川口市緑の基本計画の策定経緯

	開催日	項目	内容等
平成29年度	平成29年 7月28日	第一回緑化対策委員会	(1)第2次川口市緑の基本計画策定について ①計画の基本的事項について
	平成29年 10月6日	第一回庁内調整会議	(1)第2次川口市緑の基本計画の策定について (2)現行計画の目標値の検証について (3)緑視率*について (4)緑を取り巻く現況と課題について (5)緑の市民アンケートについて (6)緑の将来像・将来目標について
	平成29年 10月26日	第二回緑化対策委員会	(1)第2次川口市緑の基本計画策定について ①緑の将来像・将来目標について ②緑の現況と課題について ③緑視率*について ④緑の市民アンケートについて
	平成29年 11月28日	第二回庁内調整会議	(1)緑の市民アンケートについて (2)機能別基本方針について (3)緑の将来像・将来構想図について (4)緑視率*について
	平成29年 12月25日	第三回緑化対策委員会	(1)第2次川口市緑の基本計画策定について ①緑の基本計画 計画書(案)について ②緑の市民アンケートについて ③関係団体ヒアリングについて
	平成30年 1月29日	第三回庁内調整会議	(1)緑の基本計画 計画書(案)について (2)緑視率*について
	平成30年 3月23日	第四回緑化対策委員会	(1)第2次川口市緑の基本計画基本方針(案)について ①緑の基本計画 計画書(案)について
平成30年度	平成30年 5月21日	第一回緑化対策委員会	(1)第2次川口市緑の基本計画基本方針(案)について ①緑の基本計画 計画書(案)について ②緑地等の整備・管理方針の考え方について ③緑視率*調査について
	平成30年 6月26日	第一回庁内調整会議	(1)緑のまちづくりに向けた機能別方針について (2)緑地等の整備・管理方針について

	開催日	項目	内容等
平成30年度	平成30年 7月25日	第二回庁内調整会議	(1)緑のまちづくりに向けた機能別方針について (2)緑地等の整備・管理方針について (3)地域別方針について
	平成30年 8月21日	第二回緑化対策委員会	(1)第2次川口市緑の基本計画策定について ①緑のまちづくりに向けた機能別方針について ②緑地等の整備・管理方針について ③地域別方針について ④緑視率*調査について
	平成30年 10月25日	第三回緑化対策委員会	(1)第2次川口市緑の基本計画策定について ①緑の基本計画 計画書(案)について
	平成30年 11月16日	住環境整備・人口問題特別委員会	(1)第2次川口市緑の基本計画基本方針(案)について
	平成30年 12月3日	パブリックコメントの実施	平成31年1月3日まで実施
	平成31年 1月30日	第四回緑化対策委員会	(1)第2次川口市緑の基本計画答申案について

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

2 川口市緑化対策委員会

(1) 平成 29 年度 構成委員一覧

任期：平成 28 年 5 月 15 日～平成 30 年 5 月 14 日

区分	役職	氏名	推薦団体等
知識 経験者	委員	榊原 秀忠	市議会議員
	委員	芦田 芳枝	市議会議員
	委員	前田 亜希	市議会議員
関係団体 役員	会長	大熊 進	川口市造園業協会
	副会長	長瀬 昭次	川口緑化産業団体連合会
	委員	小川 勝	さいたま農業協同組合
	委員	桐山 洋一郎	川口市農業青年会議所
	委員	江原 文絵	川口市緑と花いっぱいの会
	委員	鈴木 和子	川口市商工会議所女性会
	委員	詫摩 憲治	埼玉県建築士事務所協会川口支部
	委員	神山 裕則	ふるさとの緑を守る会 in 金崎
関係行政 機関職員	委員	足立 泰行	市内小学校校長
	委員	落合 正宏	埼玉県花と緑の振興センター
公募	委員	倉持 春夫	公募委員
	委員	千田 良子	公募委員

(2) 平成 30 年度 構成委員一覧

任期：平成 30 年 5 月 15 日～平成 32 年 5 月 14 日

区分	役職	氏名	推薦団体等
知識 経験者	会長	土屋 一彬	東京大学大学院助教
	委員	江村 薫	埼玉昆虫談話会
関係団体 役員	副会長	寺山 樹生	川口市造園業協会
	委員	加藤 智弘	川口緑化産業団体連合会
	委員	會田 正行	さいたま農業協同組合
	委員	桐山 洋一郎	川口市農業青年会議所
	委員	石川 千加子	川口市緑と花いっぱいの会
	委員	布施 富美子	川口市商工会議所女性会
	委員	詫摩 憲治	埼玉県建築士事務所協会川口支部
	委員	神山 裕則	ふるさとの緑を守る会 in 金崎
	委員	加藤 良江	安行みどりのまちづくり協議会
関係行政 機関職員	委員	足立 泰行	市内小学校校長
	委員	田村 真実	埼玉県花と緑の振興センター
公募	委員	金園 祥彦	公募委員
	委員	上原 桂子	公募委員

(3) 諮問・答申

川みどり発第 40 号
平成29年7月28日

川口市緑化対策委員会会長 様

川口市長 奥ノ木 信夫

第2次川口市緑の基本計画について（諮問）

川口市緑化対策委員会条例（昭和53年条例第69号）第2条の規定に基づき、第2次川口市緑の基本計画について、貴委員会に諮問します。

平成31年 3月11日

川口市長
奥ノ木 信夫 様

川口市緑化対策委員会
会 長 土屋 一彬

第2次川口市緑の基本計画案について（答申）

平成29年7月28日付け、川みどり発第40号で諮問のありました第2次緑の基本計画について、当委員会で慎重なる審議を重ねた結果、別添第2次緑の基本計画案をもって答申します。



緑化対策委員会正副会長から市長へ答申

（４）川口市緑化対策委員会条例

（設置）

第1条緑化事業の計画的な推進を図り、もって市民の良好な生活環境を確保するため、川口市緑化対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条委員会は、市長の諮問に応じて、緑化対策に関する重要事項について調査審議する。

（組織）

第3条委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

（委員）

第4条委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）知識経験者
- （2）関係団体の役員
- （3）関係行政機関の職員

（委員の任期）

第5条委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条会長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第8条委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

（幹事）

第9条委員会に幹事若干人を置き、市長が市職員のうちから任命する。

- 2 幹事は、委員会の所掌事務について会長、副会長及び委員を補佐する。

（庶務）

第10条委員会の庶務は、都市計画部において処理する。

（委任）

第11条この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会にはかって定める。

附則

この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附則（昭和 57 年 3 月 27 日条例第 1 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附則（昭和 61 年 3 月 27 日条例第 1 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

3 用語集

	用語名	内容	ページ数
あ 行	安行近郊緑地保全区域	首都圏での緑地の保全や無秩序な市街化の防止を目的として首都圏近郊緑地保全法に基づき、国土交通大臣により、指定された区域。この区域内で、建築物の新築・増改築、宅地造成などを行う場合、届出をする必要がある。	5,6,8,14,20,21,29,42,43,47,58,59,74,78,89
	イチリンソウ	山裾の草地に生育するキンポウゲ科イチリンソウ属の多年性草本で、本市では、安行赤堀用水路沿い斜面林保全緑地の一角に自生地があり、平成 14 年(2002 年)3月に市指定天然記念物に指定された。	11,32,33,42,78
	一とき避難広場	ひとまず避難して、災害の状況を見定めつつ身の安全を図る場所であり、広域避難場所及び一次避難場所を除く公園や小学校・中学校・高校が指定されている。	4,15,34,52
	オープンスペース	公園や広場など敷地内で建物等が建っていない空地のこと。	31,34,52,96
	オープンナーセリー	農地等を開放し、来場者が散策や学習、樹木見本園として活用できる取組。	54,58,93
	屋上緑化	建築物の屋上部分に緑化を行うこと。これにより、ヒートアイランド現象の緩和や夏季の室内温度上昇の軽減等による省エネルギー効果、都市における自然的環境の創出といった効果が期待できる。	19,24,48,56,64,68,70,80,90,92,97,99
か 行	街区公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、もっぱら街区の居住者の利用を目的とする公園で、1箇所あたり0.25haの規模を基準としている。	5,18,32,55
	学校ファーム	学校を単位に、遊休農地や学校農園を活用して、児童生徒に複数の農作業体験の場を提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の様々な活動への理解を深めることを目的とした取組。	19,49,93,97
	川口市環境みどり基金	緑化の推進や緑の保全及び緑がもたらす効果を活用した環境対策の推進による地球環境に配慮した、緑豊かなまちづくりを目的とした基金。緑のまちづくり地域緑化事業や保全緑地等の公有地化事業等に利用される。	23
	川口市緑のまちづくり推進条例	緑が市民共有の財産であることを認識し、市長、市民及び事業者がそれぞれの役割を担い、相互に連携して緑の保全と創出を図ることにより、美しく住みよいまちづくりに寄与することを目的とした条例。	19,20,22,24,38,56,59
	近隣公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として近隣の居住者の利用を目的とする公園で、1箇所あたり2haの規模を基準としている。	5,18,55
	広域避難場所	10 万㎡以上の大規模な避難場所であり、市内ではグリーンセンターと荒川、河川敷が指定されている。	15,34,46,52,87,96

	用語名	内容	ページ数
さ 行	市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域、及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。	5,31,38,57,58, 59,60
	市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。原則として、開発行為が制限される区域。	14,27,29,38,47, 58,59,74,78
	市街地再開発事業	市街地内の商店街や駅前など、老朽建築物等が密集している地区において、細分化された敷地を統合し、公園、駅前広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る都市再開発法に基づく事業。	13
	施設緑地	主に国または地方公共団体が一定区域内の土地の所有権を取得し、目的に応じた公園形態をつくり公開された緑地。都市公園法に基づいた「都市公園」と、「公共施設緑地」、「民間施設緑地」に区分される。	5,8,17,18,54
	市民緑地認定制度	都市緑地法に基づき、企業や民間団体などが、設置管理計画を作成し市長の認定を受けることで、土地所有者から緑地を借り受け、一定期間活用できる制度。	8,50,57,64,76, 82,94
	首都圏近郊緑地保全法	首都圏に居住する住民の健全な生活環境の確保と、首都圏の秩序ある発展に向け、首都圏の既成市街地の近郊に存在する良好な自然環境を保全していくため、その保全に関する必要な事項を定めた法律。	6,20,21,58
	生産緑地地区	生産緑地法に基づき、市街化区域内の保全する農地として指定されたもの。	3,5,8,12,17,20, 28,31,34,46,49, 52,57,58,59,60, 72,74,80,87,92, 93
	生態系	動物、植物などの生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境を総合したシステム。生態系は動物・植物の再生産や、水や大気を循環させる仕組みを持っており、人間は食料・水・木材など様々な恩恵を受けている。	4,8,50,51,87, 93,95
た 行	生物多様性	生き物たちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされている。	4,8,28,33,36, 39,46,51,95
	地域制緑地	一定の土地の区域に対して、法律や条例等でその土地利用を規制し、良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地。	5,8,17,20,58,59
	地球温暖化	人間の活動により、二酸化炭素(CO ₂)やメタンなどの温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。	2,3
	地区計画	都市計画法に基づき、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの施設の配置や建築物の建築形態などについて、地区住民の意見を十分に反映し、地区の実情に応じたきめ細かなルールを定める、まちづくりの計画のこと。	22,80
	地区公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として徒歩圏内の居住者の利用を目的とする公園で、1 箇所あたり 4ha の規模を基準としている。	5,18,55

用語名	内容	ページ数
特定生産緑地地区	生産緑地法に基づき、所有者等の同意を得て、生産緑地地区の買取り申出期間を「都市計画決定から30年経過後」から10年延長できる制度。10年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長ができる。	49,57,60,72,74,80,87,92,93
特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市計画区域内の緑地のうち、風致や景観が優れているなど、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため、都市計画に定める地区。	17,20,38,47,49,58,59,60,78,87,89,91,92
都市農地	一般的に市街化区域内農地とその周辺の農地を指すが、本市では、市街化区域及び市街化調整区域に分布する市内の全ての農地を指す。	3,28,32,46,50,72,73,74,80,87,93
都市緑地法	良好な都市環境の形成を図るために、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する必要な事項を定めた法律。	2,3,5,7,20
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設または変更に関する事業。	2,13,30,48,49,50,51,70,72,76,77,80,82,87,92,94
ハザードマップ	災害発生時に素早く安全に避難できることを目的に、想定される被害の範囲と程度及び避難場所等の情報を地図上に示したもの。	52,96
ヒートアイランド現象	都市部が郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見える現象。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、都市の地面の大部分がコンクリートやアスファルトなどに覆われた結果、夜間気温が下がらない事により発生する。	2,3,4
ビオトープ	生物を意味する「Bio」と場所を意味する「Tope」の合成語であり、野生動物が生息可能な生態学的に良好な環境の空間、または自然の生息系に接することができるように整備された空間。	33,39,42,51,55,66,67,87,95,97
は 行 ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	ふるさと緑の保全及び創出に関し必要な事項を定めることにより、埼玉らしい緑豊かな環境の形成を図り、埼玉を県民にとって親しみと誇りのあるものとするを目的とした条例。	22
壁面緑化	建築物の外壁部分をつる性植物などで緑化することで、建築物の断熱性や景観の向上、ヒートアイランド現象対策などを目的にしている。	6,19,24,47,48,64,66,68,70,80,97,99
保全緑地	「川口市緑のまちづくり推進条例」に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地など、一定の条件に該当する緑地を保全するために市長が指定するもの。	8,11,17,20,24,26,34,38,47,48,49,52,57,58,59,60,72,74,76,78,87,89,90,91,92,96,97,98
保存樹木(生垣)	「川口市緑のまちづくり推進条例」に基づき、良好な自然環境を保存するため、一定の条件に該当する生け垣を市長が指定するもの。	22,90

	用語名	内容	ページ数
	保存樹木	「川口市緑のまちづくり推進条例」に基づき、都市の健全な環境の維持と向上を図るため、健全に生育し、景観上優れている樹木について市長が指定するもの。	22,24,26,30,48, 72,74,87,90,92, 96
や 行	優良田園住宅	優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づくものであって、農山村地域や都市近郊の良好な自然的環境を形成している地域に所在し、一定の基準を満たした一戸建ての住宅。	8,59,87,89
	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍や障害に関わらず、誰でも公平に利用可能であるよう配慮されたデザインのこと。	32,50
	用途地域	都市計画法に基づき、住宅や事務所、工場などの無秩序な土地利用の混在を防ぐことを目的に、建築できる建築物の種類について地域の特性に応じて定める、まちづくりの計画のこと。	22
ら 行	流通業務等施設	川口市市街化調整区域における流通業務等施設の建設に関する基本方針において規定する、流通業務施設・データセンターを指す。	59
	緑視率	ある地点における人間の視野内に占める緑（樹林、草地、農地など）の見かけの量を示す指標。人の目線から写真を撮影し、写真内の樹木等の割合を測定する。	6,36,37,40,41, 47,56,64,65,66, 67,68,69,70,71, 80,81,104,105,
	緑被率	樹林、草地、農地などの緑で覆われた面積の割合。航空写真から樹木等を判別し、面積を測定する。	6
	緑化重点地区	緑の基本計画において、重点的に緑化の保全に配慮を加えるべき地区として指定された地区。	42,57
	緑化地域	良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域において、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務ける制度。	3,57

第2次 川口市 緑の基本計画

発 行 日/平成31年4月

企画・編集/川口市 都市計画部 みどり課

発 行 者/川口市

〒332-8601 川口市青木2丁目1番1号

TEL(048)258-1110（大代表）

